

国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報一式仕様書

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
令和8年2月

本仕様書は、「国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報一式入札説明書」に基づく委託事業者の募集にあたり、委託業務の範囲及び実施基準を定めるものである。

目次

第1 概要	5
1 目的	5
2 業務内容	5
(1) シンポジウム等の開催	5
(2) 啓発資料の作成	5
(3) 国立ハンセン病資料館等の管理運営	6
(4) ハンセン病問題に関する普及啓発事業（社会交流事業・地域啓発推進事業）の実施	6
(5) ハンセン病対策促進事業の実施	6
3 技術提案	7
(1) 業務の実施全般に対する提案	7
(2) 従来の実施方法に対する改善提案	7
第2 シンポジウム等の開催	8
1 業務の概要	8
(1) ハンセン病に関するシンポジウム	8
(2) 医療従事者等を対象とした公開講座	8
2 業務の内容	9
(1) シンポジウムの企画	9
(2) シンポジウム等の準備・運営	10
(3) シンポジウム等の成果	11
(4) その他	11
第3 啓発資料の作成	12
1 業務の概要	12
2 業務の内容	12
(1) ハンセン病啓発パンフレット等	12
(2) 療養体験等に関する啓発資料	13
第4 国立ハンセン病資料館の管理運営	14
1 資料館の概要	14
(1) 施設	14
(2) 設置根拠	15
(3) 資料館の目的	15
(4) 資料館の理念	15
2 資料館の管理運営に関する基本的事項	15
(1) 管理運営に係る基本理念	15

(2) 関係規定の遵守	16
(3) 管理運営を行うに当たっての留意事項	17
3 開館時間及び休館日	18
(1) 開館時間及び休館日	18
(2) 開館時間及び休館日の変更	18
4 資料館の管理運営に必要な体制等	18
(1) 組織体制及び人員配置等	18
(2) 資料館運営委員会の設置	20
(3) 各種資料の作成等	20
(4) 業務日誌の作成	21
(5) 事業報告等	21
(6) 事業評価業務	21
(7) 厚生労働省等との連絡調整	21
(8) 関連団体等との連絡調整	22
5 受託者が行う業務の範囲及び業務の基準	22
(1) 資料館の業務	22
(2) 業務に関する留意事項	22
(3) その他業務	24
6 資料館の維持管理に関する業務	24
(1) 建物保全業務	24
(2) 施設及び設備保守業務	25
(3) 建築物環境衛生管理業務	25
(4) システム管理業務	25
(5) 植栽管理業務	25
(6) 清掃業務	25
(7) 警備業務	25
(8) 備品管理業務	26
7 その他経費	26
(1) 業務を実施するために必要な費用	26
(2) リスクの分担及び保険への加入	27
8 業務の引き継ぎ	28
(1) 運営管理業務期間の前に行う業務	28
(2) 契約期間終了までに行う引継ぎ業務	28
9 モニタリング	28
(1) 定期モニタリング	28
(2) 現地確認	28

(3) 改善の指示	28
第5 資料館常設展示の改善	29
1 業務の概要	29
2 業務の内容	29
(1) 展示の見直し内容の検討	29
(2) 関係者との調整	29
(3) 展示入れ替えの実施	29
第6 ハンセン病問題に関する普及啓発事業の実施	29
1 業務の概要	29
(1) 社会交流事業	29
(2) 地域啓発推進事業	29
2 業務の内容	30
(1) 社会交流事業	30
(2) 地域啓発推進事業	30
第7 ハンセン病対策促進事業の実施	30
1 業務の概要	30
(1) ハンセン病対策促進事業	30
2 業務の内容	31
(1) 選定・評価委員会の設置	31
(2) 支援事業の選定	31
(3) 支援方法	31
(4) 支援事業の実施成果の評価	31
(5) 事例集の作成・周知	31
第8 業務完了報告	32
第9 事業実施に関する留意事項	32
1 留意事項	32
(1) 再委託	32
(2) 厚生労働省等への協力	32
(3) 監査への協力	33
(4) 苦情や要望等の取扱い	33
2 その他	33

【添付資料】

- 別添1 ハンセン病資料館等運営企画委員会提言
- 別添2 令和8年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針（案）
- 別添3 シンポジウム等開催における業務内容

別添4 施設見取り図

別添5 個人情報取扱事項

別添6 国立ハンセン病資料館等における学芸員の配置について

別添7 資料館運営委員会について

別添8 国立ハンセン病資料館の機能

別添9－1 建物保全業務等仕様

別添9－2 国立ハンセン病資料館等システム管理関連業務仕様

別添9－3 国立ハンセン病資料館清掃業務仕様

別添10 国立ハンセン病資料館の常設展示見直し検討会最終報告書

国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報一式仕様書

本仕様書は、国立ハンセン病資料館等の管理運営業務並びにハンセン病問題に関する普及啓発業務の実施に当たり、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課（以下「厚生労働省」という。）が受託者に対し要求する業務内容及びその基準等を示すものである。

第1 概要

1 目的

本事業は、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発及び患者・元患者の名誉回復を図ること等を目的に設立された国立ハンセン病資料館の管理運営による普及啓発活動及びハンセン病問題に関するシンポジウム等の開催、啓発資料の作成・配布、ハンセン病問題に関する普及啓発事業（社会交流事業、地域啓発推進事業）、ハンセン病対策促進事業等の事業を通じ、広く国民に対してハンセン病に関する知識の普及啓発を行い、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めること、ハンセン病対策の充実を図ることを目的とする。

2 業務内容

受託者は、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について（提言）」（平成29年3月31日ハンセン病資料館等運営企画委員会）（別添1参照）及び「令和8年度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針（案）」（別添2参照）、国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会最終報告書（別添10参照）の内容を十分理解し、これらに則り、以下の業務を実施すること。（詳細については、本仕様書第2～第4に示す。）

なお、これらの業務の内容については、その質を損なわない範囲で、創意工夫の上、より具体化し提案できるものとする。

(1) シンポジウム等の開催

厚生労働省、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及び国立ハンセン病療養所等が実施するハンセン病に関するシンポジウム等の主催、共催、後援等を行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図る。

また、医療従事者等を対象とした公開講座を開催し、基礎医学や診断・治療・予防などの臨床医学の充実とハンセン病に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 啓発資料の作成

ハンセン病に関するポスター、パンフレット、療養体験等の啓発資料を2種類以

上作成とともに、都道府県等の関係機関に対して配布し、ハンセン病に対する正しい知識の普及を行う。

(3) 国立ハンセン病資料館等の管理運営

- ・国立ハンセン病資料館を「ハンセン病にかかる啓発活動の中核」として位置づけ、ハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消並びに患者・元患者及びその家族の名誉回復を図るとともに、ハンセン病の歴史に関する貴重な資料を次世代へ継承するため、ハンセン病関係資料の展示、保存、常設展示見直し等を行うなど、国立ハンセン病資料館の適正かつ効率的な運営を図る。
- ・国立ハンセン病療養所に設置され、国立ハンセン病資料館と同様の役割を果たしている社会交流会館等に学芸員等を配置し、その運営を支援する。
- ・勤務状況が良好な有期契約労働者等については、可能な限り、無期転換ルール前の無期労働契約を検討すること。
- ・受託者が変更になった場合においても、学芸員等の継続的な雇用・配置、無期労働契約の継続等について最大限配慮すること。

(4) ハンセン病問題に関する普及啓発事業（社会交流事業・地域啓発推進事業）の実施

・社会交流事業

　ハンセン病療養所（以下「療養所」という。）入所者と療養所周辺等の地域住民等との交流を深め、偏見差別解消等を図るため、各療養所及び入所者自治会が実施する地域住民等との交流を目的とした各種行事、催物等に対して助成を行う。

・地域啓発推進事業

　ハンセン病問題に対する普及啓発について、地域の事情に応じた効果的な活動を推進するため、各療養所等に入所者等の「地域啓発推進員」を置き、地域の特性等をいかした講演や啓発資料等による啓発活動を行う。

　上記事業を通じ、国民に対してハンセン病問題に関する知識の普及啓発を行うことにより、ハンセン病問題に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深める。

(5) ハンセン病対策促進事業の実施

　ハンセン病問題に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における普及啓発事業等の効果的な取組等を支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する。

3 技術提案

業務を実施するにあたっては、以下の観点から受託者の創意工夫を反映し、業務の質の向上に努めるものとする。

(1) 業務の実施全般に対する提案

受託者は、応札資料作成要領に定める技術提案書（以下、「技術提案書」という。）により、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

受託者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法である各仕様に対し、改善すべき提案がある場合は、技術提案書により、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提示すること。

第2 シンポジウム等の開催

1 業務の概要

従来の実施内容を参照に、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発のために、以下の事業を実施するものとする。

(1) ハンセン病に関するシンポジウム

厚生労働省、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、国立ハンセン病療養所等が実施するハンセン病に関するシンポジウム等の主催、共催としての開催（1回）

名称	実施内容（令和6年度実績）
ハンセン病問題に関するシンポジウム（厚生労働省）	<p>①場所：クローバープラザ（福岡県春日市）ハイブリット開催（現地／Zoomウェビナー）</p> <p>②構成：「高校生によるハンセン病回復者とご家族への聞き書き」、「聞き書き」のその後、ハンセン病家族訴訟原告団長林力氏の講演</p> <p>③参加者：一般414名（現地：139名、オンライン275名）</p>

(2) 医療従事者等を対象とした公開講座

国立ハンセン病療養所等が実施する医療従事者等を対象とした公開講座（1週間程度）の主催、共催としての開催（各1回以上）

名称	実施内容（令和6年度実績）
コ・メディカル学術集会	<p>① 場所：国立ハンセン病資料館／多磨全生園（東京都東村山市）</p> <p>② 構成：特別講演、口演発表（30口演）、ポスター（29題）、教育講演</p> <p>③ 参加者：201名（ハンセン病療養所の医療従事者等）</p> <p>④その他：国立ハンセン病療養所（13園）で取り組んで入所者との関り方について、学術集会での特別講演、教育講演および成果発表を通じて情報交換を行い、入所者ライフサポートの充実を図る。</p>
ハンセン病医学夏期大学講座	<p>① 場所：オンライン配信（Zoomウェビナー）・現地参加のハイブリッド開催</p> <p>② 構成：ハンセン病に関する講座（原因菌の生物学、免疫応答、臨床、歴史、看護とケア、国際協力）、ハンセン病回復者との交流会、総合討論等</p> <p>③ 参加者：医療関係者及び医療系学生 令和4年度は159</p>

	名、令和5年度は159名、令和6年度は420名 ④その他：医師・看護師等にハンセン病及びハンセン病問題に関する知識の普及を図る。
--	---

2 業務の内容

厚生労働省等のシンポジウム主催者（共催者も含む。）と連携し、シンポジウムの企画、準備、運営及び総括等の一連の業務を行う。（別添3参照）
なお、医学等の専門性が高い分野は、専門家の協力を得て実施すること。

(1) シンポジウムの企画

ア 開催日時

主催者等と協議の上、準備等の期間も踏まえ令和9年2月を目処に開催する。

イ 開催場所

令和8年度におけるシンポジウム等の開催場所として予定しているものは、以下のとおりであり、主催者や関係者と協議の上、会場を選定する。なお、会場使用料及び備品使用料等は、本契約金額とは別に実費を支払うものとする。

名 称	開催場所	主催者
ハンセン病問題に関するシンポジウム	未定	厚生労働省、法務省、文部科学省、全国人権擁護委員会連合会
コ・メディカル学術集会	奄美市予定	国立ハンセン病療養所奄美和光園
ハンセン病医学夏期大学講座	東京都（国立感染症研究所ハンセン病研究センター）	厚生労働省

ウ 対象者

ハンセン病に関するシンポジウム等については、一般の方々を対象とし、医療従事者等を対象とした公開講座は、医療関係者及び医療系学生とし、参加者は従来の実施状況と同程度の参加規模を見込む。なお、参加者の募集方法については提案するものとする。

エ 内容

本事業の目的を踏まえ、より効果的なものとなるよう、対象者の絞込みやテーマ設定、講演やパネルディスカッション等の形式、出演者などを検討すること。

なお、シンポジウム等のテーマ及びパネルディスカッションの構成、登壇者の人選、会場出入口付近等を活用したハンセン病に関する情報発信等について具体的な提案を行い、主催者等と協議の上進めるものとする。

オ その他

受託者は実施内容や作業工程を示した実施計画書を作成し、業務管理を行うものとする。

(2) シンポジウム等の準備・運営

ア 開催準備

- ・令和8年4月1日からシンポジウム等の運営事務局を設置し、問い合わせの窓口、応募の受付・情報管理、必要に応じて参加希望者への参加証用はがきの発送等の作業を行うこと。
　　なお、運営事務局における問い合わせの窓口については、シンポジウムの7ヶ月前からシンポジウムの開催まで設置し担当職員を2名以上確保すること。設置時間としては9:00～17:00の就業時間内は対応できるようにすること。
- ・参加者の募集に係る事務（募集、受付、申込リスト作成、参加案内等の作成）を行うこと。
- ・運営マニュアル（当日の事務作業・留意事項・会場レイアウト図・対応要領等をとりまとめたもの）及び進行台本等を作成すること。
- ・会場設定及び運営については、開催規模（二百名程度）に応じた場所の選定、借り上げを行うとともに、運営するために必要な人員及び物品・機材等を準備すること。
- ・招聘する講演者等との連絡調整、出演者（講談者）の謝金の支払、司会者及び手話通訳、翻訳、字幕（疑義が生じた場合は厚生労働省難病対策課と協議すること）の手配及び謝金、旅費の支払を行うこと。当該費用のうち、謝金及び旅費については、厚生労働省における謝金支払い基準及び国家公務員等の旅費に関する法律等に準じて、本契約金額とは別に実費を支払うものとする。ただし、厚生労働省ほか地方公共団体等の行政職員は謝金、旅費の支払い対象としない。
- ・広報用チラシのデザイン制作・印刷（A4版、コート紙、カラー両面印刷）を行い、公共機関等への配布（配布に要する費用も計上すること。）等、シンポジウムの効果的なPRについて積極的に提案を行い、厚生労働省と協議の上進めるものとする。なお、ポスター1,400部、チラシ30,000部を作成すること。
- ・シンポジウム等への集客はもちろんのこと、ハンセン病対策について広く周知させるため、上記以外（新聞、フリーペーパー、テレビ、ラジオ等）の広報活動で有効なものを1つ以上実施すること。

イ 運営

- ・会場設営及び撤去、来場者の受付・案内・誘導、会場の安全管理を行うこと。
- ・当日配布する資料等（アンケート含む）については、主催者と協議の上決定し作成すること。
- ・登壇者等が電子媒体で準備する参加者への配布資料（A4、カラーを想定）の印刷を行うこと。
- ・シンポジウム当日の様子の写真を撮影し、記録すること。

(3) シンポジウム等の成果

ア アンケート実施

- ・シンポジウム終了後、シンポジウム参加者に対して、アンケートを実施し、アンケート結果を取りまとめて厚生労働省に提出すること。（電子ファイルでも提出）
- ・参加者へのアンケートについては、さまざま立場における満足度・要望などが聴取できるよう工夫して実施すること。またできるだけ多数の回答回収に努めること。

イ 報告

- ・シンポジウムの終了後に、厚生労働省のホームページ等で閲覧できるよう、シンポジウム等の様子を撮影した画像を含む記録（報告資料）を作成するものとする。

(4) その他

- ア 事業の実施に当たっては主催者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて隨時打合せを行う。
- イ 本仕様書に定める場所や形態での開催が困難であると判断した場合は、主催者や関係者と協議の上、適宜場所、形態を変更して開催することも可とする。
- ウ 本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、厚生労働省と協議の上決定する。
- エ この業務の成果品に係る著作権は、厚生労働省に帰属するものとする。

（参考）関連する厚生労働省HP掲載箇所

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

第3 啓発資料の作成

1 業務の概要

従来の実施内容を参照に、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発のために、ハンセン病に関するポスター、パンフレット、療養体験等に関する啓発資料を2種類以上作成するとともに、都道府県や教育機関等の関係機関に対して配布するものとする。

2 業務の内容

(1) ハンセン病啓発パンフレット等

名称	令和8年度実施内容（令和6年度実績を参考に対応）
「知ってほしい ハンセン病のこと」	<p>内容：ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るための パンフレット</p> <p>構成：A4版、コート紙、カラー両面印刷 6頁「巻き三つ折り」 印刷部数：68,500部</p> <p>配布先：全国のハンセン病療養所および自治会、都道府県ハンセン病担当部署、都道府県立図書館、大学付属図書館、テレビ・新聞各社、資料館見学者等 484か所</p> <p>作成スケジュール（案）</p> <p>9月～10月 データ更新 原稿作成入稿 11月～12月 印刷 発送準備 1月 中旬頃 順次各所へ発送</p>
「キミは知っているかい？ハンセン病のこと」	<p>内容：小学生高学年を対象にした簡易に読める子供向け啓発パンフレット</p> <p>構成：A4版、コート紙、カラー両面印刷 8頁「観音折り」 印刷部数：40,000部</p> <p>配布先：全国のハンセン病療養所および自治会、都道府県ハンセン病担当部署、都道府県立図書館、大学付属図書館、テレビ・新聞各社、資料館見学者等 484か所</p> <p>作成スケジュール（案）：同上</p>

※ それぞれのパンフレットに係る配布先リストについては、閲覧可能。

(参考) 関連する厚生労働省HP掲載箇所

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hansen/index.html

(2) 療養体験等に関する啓発資料

名称	令和8年度実施内容（令和6年度実績を参考に対応）
「ふれあい文芸」	<p>内容：ハンセン病療養所やハンセン病資料館を見学して思ったこと、入所者の人々との交流を通じて感じたこと、ハンセン病について思うことや感じること等を元に作られた、詩／川柳／短歌／俳句／隨筆等を編纂したもの。</p> <p>作品数：411作、応募者数64名（ハンセン病療養所入所者をはじめとした関係者や一般から広く作品を募集したもの）</p> <p>決定方法：それぞれのジャンルの審査員が選考し、掲載作品を決定する。</p> <p>印刷部数：1,100部</p> <p>構成：A5版 表紙4頁＋本文241頁</p> <p>配布先：全国の療養所および自治会、作品応募者、厚生労働省、都道府県ハンセン病担当部署、医療系学校法人等 566か所</p> <p>作成スケジュール（案）：同上</p>

第4 国立ハンセン病資料館の管理運営

1 資料館の概要

(1) 施設

国立ハンセン病資料館（別添4参照）				
名 称	国立ハンセン病資料館	重監房資料館		
英 文 名 称	National Hansen's Disease Museum	JYU-KANBO National Museum of Detention for Hansen's Disease Patients		
所 在 地	東京都東村山市青葉町4-1-13	群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根 464-1533		
敷地面積	11,625.04 m ² ※敷地内に駐車場(一般用10台分、大型バス用3台分、身障者用1台分)、駐輪場あり	2,772.62 m ² ※敷地内に駐車場(一般用20台分、大型バス用2台分、身障者用1台分)あり		
主要施設	資料館(鉄筋コンクリート2階建3,476.89 m ² (延5,871.85 m ²))※新収蔵庫分は完成後追加 【1F】 ロビー・受付、ギャラリー 映像ホール、研修室 事務・管理エリア(事務室等) 収蔵・保管エリア(収蔵庫) 共用・機械エリア(機械室等) 【2F】 図書室、企画展示室 常設展示室 収蔵・保管エリア(書庫・新収蔵庫) 作業室エリア(資料整理室等) ※資料数 約116,400点 (令和8年1月7日現在)	資料館(鉄筋コンクリート1階建736.25 m ²) エントランス、ホワイエ 事務室 レクチャーホール 展示室、重監房原寸部分再現 収蔵・保管エリア(収蔵庫、書庫) 共用・機械エリア(機械室等) ※資料数 約600点 (令和4年4月11日現在)		
入館者数	令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度	33,963人 3,276人 4,302人 17,605人	令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度	5,594人 1,756人 2,205人 3,500人

	令和5年度	21,084人	令和5年度	4,552人
	令和6年度	26,280人	令和6年度	4,604人

(2) 設置根拠

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）第18条

(3) 資料館の目的

「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文及び第11条（名誉の回復等）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条（名誉の回復及び死没者の追悼）に基づき、国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消並びに患者・元患者及びその家族の名誉回復を図る。

(4) 資料館の理念

国立ハンセン病資料館は以下の理念を持って管理・運営を行う。

- ・ 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病に関する知識の普及や理解の促進に努めます。
- ・ 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる偏見や差別、排除の解消に努めます。
- ・ 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病に対する、古代以来の長年にわたる偏見・差別、とりわけ誤った隔離政策の歴史に学び、苦難や被害を被った人々との体験と、これらに立ち向かった姿を示します。
- ・ 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々の名誉回復を目指し、人権尊重の精神を養うことに努めます。
- ・ 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々と社会との共生の実現に努めます。

2 資料館の管理運営に関する基本的事項

(1) 管理運営に係る基本理念

受託者は、自らの責任と判断によって、資料館の適正な管理を確保しつつ、広く国民に対してハンセン病に関する知識の普及啓発を図っていく必要があるが、特に、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。

また、厚生労働省は、資料館の設置者として、必要に応じて受託者に対して指示等を行うものとする。

ア 本仕様書第4の1（3）、（4）に示す、国立ハンセン病資料館の目的及び國立

ハンセン病資料館の理念に則した管理運営を行うこと。

- イ ハンセン病に関する情報を受信・集積するとともに、各ハンセン病療養所等と連携を図りながら、ハンセン病に関する医学的知識、治療の歴史、患者・元患者に対する偏見・差別の歴史、その苦難の体験についての情報を社会に発信し、来館者が人権等の問題について考える場を提供すること。
- ウ ハンセン病に関する交流の拠点として、資料館において語り部や元患者との交流を促進すること。
- エ 公の施設であることを常に念頭に置いて、来館者の利便性の向上及び公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- オ 事業計画書等に基づき、来館者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- カ 資料館が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、来館者の意見を管理運営に反映させ、来館者の満足度を高めていくこと。
- キ 来館者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ク 厚生労働省と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、厚生労働省の施策に対し積極的に協力するよう努めること。

(2) 関係規定の遵守

受託者は、資料館の管理運営を行う上で、次に掲げるものをはじめ、関係する規程を遵守しなければならない。

- ア ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）
- イ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）
- ウ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）
- エ 厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会との間で合意した基本合意書（平成13年7月23日／平成14年1月28日）
- オ 厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会との間で開催したハンセン病問題対策協議会における確認事項
- カ 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）
- キ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ク 行政手続法（平成5年法律第88号）
- ケ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- コ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- サ その他、厚生労働省が定める資料館の管理運営等に関する規程

(3) 管理運営を行うに当たっての留意事項

受託者は、管理運営を行うに当たり、次の点に留意しなければならない。

ア 個人情報の保護

受託者は、資料館の管理運営を行うに当たり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられる。なお、個人情報の取扱いの具体的な内容については、別添5のとおりとする。

イ 帳簿の記帳

受託者は、資料館の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して、帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、厚生労働省が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

ウ 事故の予防及び緊急時の対応

- (ア) 施設内での事故の予防対策や発生時の対処、災害等緊急時の来館者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画（安全管理マニュアル等）を作成し、事故の未然防止に万全を期すとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (イ) 来館者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- (ウ) 施設内での火災、犯罪、疾病等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。
- (エ) 災害等により、厚生労働省が、資料館を住民避難場所として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

エ 喫煙対策

資料館敷地内は、原則として禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙対策を施した喫煙場所を設置すること。

オ その他

- (ア) バリアフリーを心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示等に配慮すること。
- (イ) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (ウ) 受託者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。また、個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先が、それぞれ上記免許、許可、認定等を受けていることを確認すること。

(エ) 資料館の運営に従事する職員は、名札を着用するなど、常に来館者に施設職員と分かるようにすること。

3 開館時間及び休館日

(1) 開館時間及び休館日

国立ハンセン病資料館の開館時間及び休館日は以下のとおりとする。

国立ハンセン病資料館		重監房資料館	
		通常期間 (4/26~11/14)	団体予約期間 (11/15~4/25)
受付対象	個人及び団体・学校	個人及び団体・学校	原則、個人・団体・学校の予約対応
開館時間	9:30~16:30 (入館は16:00まで)	9:30~16:30 (入館は16:00まで)	10:00~16:00 (入館は15:30まで)
休館日	<p>① 月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）の翌日 ただし、月曜日が国民の祝日の場合は開館。</p> <p>② 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、館内整理日</p>	<p>① 月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）の翌日 ただし、月曜日が国民の祝日の場合は開館。</p> <p>② 館内整理日</p>	<p>① 月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）の翌日 ただし、月曜日が国民の祝日の場合は開館。</p> <p>② 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、館内整理日</p>

(2) 開館時間及び休館日の変更

受託者は、特別展示等で開館時間又は休館日の変更が必要な場合は、あらかじめ厚生労働省の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。また、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に資料館を利用させることができる。

4 資料館の管理運営に必要な体制等

(1) 組織体制及び人員配置等

ア 受託者は、管理運営業務を実施するために、必要な組織体制を確保すること。

なお、その整備及び人員配置については一定水準以上の人員を確保する必要があることから、以下を標準規模とし、可能な限り従前の体制に配慮し、技術提案書において具体的に提案するものとする。

名 称	国立ハンセン病資料館	重監房資料館
館長	1名（非常勤）	
副館長	1名（非常勤）	
語り部	2名（非常勤）	2名（非常勤）
事務局長	1名（常勤）	
学芸員	11名（常勤）	3名（常勤）
学芸員（※）	24名（常勤）	
学芸員補	3名（非常勤）	—
司書	2名（常勤）	—
司書補	2名（非常勤）	—
事務員	3名（常勤）	1名（常勤）

※各国立ハンセン病療養所において、ハンセン病関係の資料等を展示し、国立ハンセン病資料館と同様の役割を果たしている社会交流会館等に配置する学芸員。

- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- ウ 人員のうち、館長（資料館代表者）として資料館の統括、運営に関する指揮監督、指導助言する者、また、副館長として同館長の業務を補佐する者を必ず置くこと。受託者は、館長の指揮監督、指導助言を踏まえた管理運営を行うこと。なお、資料館における契約等に関する手続きについては、館長の同意の下、受託者が行うこと。
- エ 人員のうち、事務局長（総括管理責任者）として、館長を補佐し管理運営業務に専従する者を必ず置くこと。事務局長は、業務の総括管理責任者として、資料館の内部事務の管理に精通したものであること。
- オ 館長、副館長、事務局長及び資料館の展示、普及啓発に関する責任者の任免に当たり、あらかじめ厚生労働省健康・生活衛生局長に協議すること。
- カ 契約期間中に当初の組織体制を変更する場合は、厚生労働省に協議の上行うこと。
- キ 重監房資料館の管理運営に必要な学芸員及び事務職員を配置すること。また、各国立ハンセン病療養所の社会交流会館等に学芸員を配置し、これらの運営を支援すること。なお、学芸員の配置に関する具体的な内容については、別添6のとおりとする。
- ク 受託者は、施設の保守管理業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある。個々の業務について再委託を行う場合には、当該

業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認可等を受けていることが必要である。受託者は、自らの職員又は再委託先の職員の中から、施設の管理運営に必要な資格を有するものをあらかじめ指名し、施設に配置する必要がある。ただし、防火管理者は、再委託できない。なお、施設への配置が必要とされる者は、次のとおりである。

(ア) 建築物環境衛生管理技術者（建築物における衛生環境の確保に関する法律第6条）

(イ) 電気主任技術者（電気事業法第43条）

(ウ) 防火管理者（消防法第8条）

ケ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、来館者の要望に応えられるものにすること。

コ 職員の資質の向上と来館者利用サービス向上を図るため、職員研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

（2）資料館運営委員会の設置

国立ハンセン病資料館に「国立ハンセン病資料館運営委員会」及び「重監房資料館運営委員会」（以下「資料館運営委員会」という。）を設置し（別添7）、厚生労働省が承認した事業計画に基づき、事業の実施に当たって必要となる事項を検討し、方針を決定すること。

（3）各種資料の作成等

ア 予算資料の作成

受託者は、厚生労働省が資料館の管理運営に係る予算を措置するために必要な資料の作成に協力すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期については、別途指示するものとする。

イ 検討会資料の作成等

① ハンセン病資料館運営企画検討会

受託者は、厚生労働省に設置されている「ハンセン病資料館運営企画検討会」における資料館の年間事業計画や事業実施状況、普及啓発の在り方等の検討に必要な資料の作成に協力すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期については、別途指示するものとする。

③ 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会

受託者は、厚生労働省に設置されている「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」最終報告書に基づき、常設展示の見直しに関する資料を作成するとともに、検討会に提出する関係資料の作成に協力すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期については、別途指示するものとする。

(4) 業務日誌の作成

受託者は、事業の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、厚生労働省の求めがあったときには閲覧に供すること。

(5) 事業報告等

ア 年次報告

受託者は、年度終了後30日以内に、事業報告書を厚生労働省に提出すること。

事業報告書の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 資料館の管理の業務の実施状況及び利用状況

組織体制、来館者数、施設等利用状況及び利用者数、事業実施状況及び参加者数、来館者満足度、施設等維持管理状況、課題分析と自己評価

(イ) 資料館の管理に係る経費の収支状況

イ 月次報告

受託者は、毎月月次報告書を作成し、資料館運営委員会において報告すること。月次報告書の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 来館者数

(イ) 施設等利用状況及び利用者数

(ウ) 事業実施状況及び参加者数

(エ) 利用者等からの苦情とその対応状況その他必要事項

ウ 即時報告

受託者は、管理運営業務を実施するにあたり、人身事故等重大な事故が発生した場合は、厚生労働省に即時報告すること。

(6) 事業評価業務

受託者は、利用者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、利用者等の意見や要望を把握するとともに、厚生労働省健康・生活衛生局長が参考する、学識経験者、資料館関係者、患者団体代表者等の関係者から構成される「ハンセン病資料館等運営企画検討会」に参加し、運営等に関する意見を徴し、管理運営に反映させよう努めること。なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ、厚生労働省に提出すること。

(7) 厚生労働省等との連絡調整

受託者は、厚生労働省との連絡調整を緊密に行うとともに、上記(3)から(5)までの書類（資料館の運営に影響する内容や重要事象を含むもの）を作成する場合、資料館運営委員会で協議を行うこと。

(8) 関連団体等との連絡調整

受託者は、必要に応じて、多磨全生園、周辺地域の自治体や住民、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護団連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会等の関連団体と連絡調整を図ること。

5 受託者が行う業務の範囲及び業務の基準

(1) 資料館の業務

ア 受託者は、資料館の施設等を利用し、「国立ハンセン病資料館の7つの機能」分類に基づき、各機能を実現するための業務を実施するものとする。

なお、業務の詳細は、別添8に定めるとおりとし、実施に当たっては、資料館運営委員会において協議を行い、厚生労働省が承認した事業計画に基づき、資料館が有する機能を充実・発展させるよう努めることとし、施設の有効活用を図ること。

【国立ハンセン病資料館の7つの機能】

①教育啓発機能	②展示機能	③収集保存機能
④調査研究機能	⑤情報センター機能	⑥管理・サービス機能
⑦企画調整機能		

イ 受託者は、各機能の目的を実現するため、従来の実施状況を参考に、技術提案書において創意工夫の上、より具体的に業務内容を提案すること。なお、この際、国立ハンセン病資料館と重監房資料館とを区分して提案すること。

(2) 業務に関する留意事項

ア 教育啓発機能に関する業務

(ア) 受託者は、企画内容について資料館運営委員会で協議の上決定し、厚生労働省と連携を図りながら、効率的・効果的に事業を実施すること。

(イ) 受託者は、ハンセン病に関する知識の普及及び学習活動の促進のため、資料館以外でも講演等を実施するものとする。

イ 展示機能に関する業務

(ア) 受託者は、常設展示の適切な環境管理を行うとともに、資料館資料の保全と展示の活性化を図ること。

(イ) 受託者は、学芸員等の調査研究や資料収集の成果に基づく自主企画展示のほか、他機関と連携して行う巡回展、あるいは、新聞社などと共に催して行う企画展示の開催も可能とする。

(ウ) 展示のテーマ及び内容は、資料館運営委員会で協議の上決定するが、受託者

は当該業務に係る技術提案を行うことができる。

- (エ) 企画展示の開催に当たり、展示資料として他の資料館等から資料を借用する場合、受託者は、資料を展示するに当たって必要な旅費の支払い、資料搬送、管理等の業務を行うこと。
- (オ) 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会最終報告書（別添10）や同検討会ワーキンググループの検討内容等に基づき、展示物の内容や展示順序等の大変な見直しを行う。なお、詳細は第5にて後述する。

ウ 収集保存機能に関する業務

- (ア) 受託者は、展示している資料の監視及び点検、清掃等を行い適切な状態を保つことにより、来館者が快適に観覧できる環境を維持すること。
- (イ) 受託者は、新たに収集しようとする寄贈・寄託資料等の受入れに当たり専門業者による輸送を要する際は、その輸送に係る経費を支出すること。
- (ウ) 受託者は、資料館収蔵資料の保存及び収蔵庫の環境の保全のため、専門業者に委託し、資料館収蔵資料及び収蔵庫のくん蒸を実施すること。

収蔵庫	容 積
収蔵庫1	約639m ³
収蔵庫2	約366m ³
特別収蔵庫	約85m ³
新収蔵庫	約2,258m ³

- (エ) 受託者は、資料保存処理業務によって排出される廃棄物や汚泥等を適切に処理すること。

エ 調査研究機能及び情報センター機能に関する業務

- (ア) 受託者は、学芸員等と連携し、展示に関するパンフレット、図録、報告書等を作成し、頒布すること。
- (イ) 受託者は、「資料館だより」等の刊行物の作成及び発送を行うとともに、ホームページ等でその成果を公表すること。
- (ウ) 受託者は、図書室の図書（約36,000冊）について、紛失等のないように適正に管理を行い、寄贈図書を受け入れるとともに、年1回は蔵書点検を行うこと。また、入館者にこれらを閲覧させることにより、ハンセン病に関する学習活動の促進を図ること。

オ 管理・サービス機能に関する業務

- (ア) 受託者は、資料館受付において、来館者の問い合わせ等への対応や館内の案内、館内の状況把握に努めるとともに、展示室の監視を行うこと。なお、この場合、来館者に対する親切丁寧な対応に心がけ、常にサービスの向上に努めること。

(イ) 受託者は、総合案内において、来館者の問い合わせ等への対応、展示室内巡回、館内案内、車椅子・ベビーカー等の貸出し、広報物の配布等を行うこと。

(ウ) 受託者は団体来館者へのガイダンス、音声ガイド等の貸出及び展示案内等、観覧の援助に関する業務を行うこと。

力 企画調整機能に関する業務

(ア) 受託者は、資料館の効用を最大限発揮するため、厚生労働省と協議しながら資料館及び資料館等で実施される行事・イベントのPRのために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

- ・ 資料館ホームページの作成・更新
- ・ 施設案内パンフレットの作成・配布
- ・ イベント情報誌等の作成・配布
- ・ 報道機関等への情報提供
- ・ 資料館の事業報告、事業概要、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又はホームページでの公開

(イ) 受託者は、学校、企業、関連団体等への誘致活動の実施など資料館の利用促進を図ること。

(3) その他業務

受託者は、別添8に掲げる業務のほか、資料館の運営に必要な業務を行うとともに、運営を妨げない範囲で、施設の有効利用や利用の促進のために必要と認める事業を自ら提案し、積極的に実施するものとする。なお、自主事業の実施に当たっては、厚生労働省と調整の上、決定すること。

6 資料館の維持管理に関する業務

受託者は、資料館の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう、施設等の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行うこと。

(1) 建物保全業務

受託者は、資料館を適切に運営するために、日常的に建物の点検を行い、現在の状態を維持し、かつ、美観を維持すること。また、受託者は、資料館を安全かつ安心して利用できるよう建物の保全に努めるとともに、不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。（業務の詳細は、別添9－1を参照。）

(2) 施設及び設備保守業務

受託者は、施設及び設備（以下「施設等」という。）の全般の機能を良好に維持管理するとともに、施設等の劣化を早期に発見し、措置するため、日常点検、定期点検、その他必要な保守点検業務を実施すること。（業務の詳細は、別添9－1を参照。）

(3) 建築物環境衛生管理業務

受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、空気環境や水質等に関する検査測定を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。（業務の詳細は、別添9－1を参照。）

(4) システム管理業務

受託者は、資料館内の情報機器について年間を通じて安定して利用できるよう保守点検等の必要な処置を講じること。（業務の詳細は、別添9－2を参照。）

(5) 植栽管理業務

受託者は、資料館の植栽樹木及び芝生等の維持管理に当たっては、美観又は衛生を良好な状態に保つため、施肥や薬剤散布、除草、かん水、刈込み、せん定などの必要な処置を講じること。

実施箇所	人日	施工時期	備考
枯山水庭	5	6月～7月	年1回 生垣は機械刈り
主庭	4	6月～7月	年2回 全体に剪定
敷地内	2	11月～12月	ウメノキのみ剪定
ササキ・ツツジ（外周）	7	5月～6月	年1回 機械刈り
消毒	3	4月	年3回 動力噴霧器使用

(6) 清掃業務

受託者は、資料館の施設等について、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。（業務の詳細は、別添9－3を参照。）

(7) 警備業務

資料館における現在の警備状況を参考に、受託者は、資料館の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を配置すること。

資料館システム警備の概要
・窓、扉等の開閉を検知するマグネットスイッチ、人体が発する熱を検知する熱線センサー、異常検知時に鳴動する威嚇ブザー等を設置。
・各種センサーからの盗難信号、異常信号の受信並びにその対処。
・事故確認時における警察機関、消防機関への通報及び関係者への連絡。

(8) 備品管理業務

- ア 受託者は、厚生労働省が所有する備品について、国有物品の無償貸し付けの申請を行い借り受けるとともに、厚生労働省所管物品管理取扱規程(平成13年厚生労働省訓第30号)及び関係例規に基づき適切に管理すること。
- イ 受託者は、厚生労働省が所有する備品について、利用に支障を来さないよう管理を行うとともに、不具合が生じた場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。
- ウ 受託者が契約期間中に購入した備品（受託者の故意・過失により破損等した厚生労働省所有の備品を弁償するために受託者が購入した備品を除く。以下同じ。）の所有権は、受託者が有するものとするが、事前に厚生労働省と受託者が協議の上、双方が合意したものについては、受託者が購入した備品を厚生労働省の所有とし、受託者が管理する場合があること。
- エ 受託者は、備品管理簿を備え、新たに備品を取得した場合には、厚生労働省に報告すること。

7 その他経費

(1) 業務を実施するために必要な費用

受託者は、前述の費用のほか、資料館の運営にかかる光熱水費、電話、FAX、複写機保守料について、自己の名義により必要な契約を締結すること。なお、これらの費用は、契約時点では正確に算定できないため、本事業の契約金額（応札額）に含めないこととし、単価・使用量が確認できる書類をもとに算出した額について、本契約金額とは別に実費を支払うものとする。（資料館における光熱水費の契約状況は下記のとおり。）

【電力需給契約】

国立ハンセン病資料館	重監房資料館
【令和6年度実績】 23,022,620 円	【令和6年度実績】 2,545,016 円
契約電力 195kW 基本料金単価（月額） 1,833.30 円／kW	低圧電力 従量電灯C

従量料金単価 夏季 29.31 円／kWh 他季 27.57 円／kWh	
--	--

【ガス需給契約】

国立ハンセン病資料館	重監房資料館
【令和 6 年度実績】 4,952,188 円	【令和 6 年度実績】 1,517,868 円
熱量 : 45MJ 機器定格流量 : 27 m³/h 契約年間使用量 : 44,870 m³ 契約年間取引量 : 29,772 m³ 契約月平均使用量 : 3,739 m³	L P ガス 基本料金（月額） 1,900 円 単価 542.02 円／m³

【水道需給契約】

国立ハンセン病資料館	重監房資料館
【令和 6 年度実績】 1,203,637 円	※重監房資料館の水道料金については、国立療養所栗生楽泉園が負担しているため、当該事業での負担は不要。
呼び径 50mm 年間使用量（R6 実績） 上水道 1,674 m³／下水道 1,316 m³	

(2) リスクの分担及び保険への加入

資料館の管理運営に関する基本的なリスクの分担に対する考え方は、次のとおりとし、受託者は、これらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。

項目	内容	厚生労働省	受託者
運営のリスク	事故、災害等による臨時休館等	協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		○ (一部協議事項)
施設等の損傷	事故・災害等によるもの	協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
利用者等への損害賠償	下記以外のもの	協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は受託者が有す

るものとする。

8 業務の引き継ぎ

(1) 運営管理業務期間の前に行う業務

受託者は、運営管理業務期間の前までに、次の事項を実施すること。

- ア 実施計画についての厚生労働省との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 前年度末日までに前回業務受託者からの業務引継ぎ

(2) 契約期間終了までに行う引継ぎ業務

受託者は、当該年度末の本件業務契約期間終了までに、翌年度の本件業務受託者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、次の点に留意し引継ぎを行うこと。

- ア 通常整備する業務マニュアル等のほか、必要な業務引継マニュアルを作成すること。
- イ 引継ぎに当たっては、引継ぎ内容が不十分であることを原因とした事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分に確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期受託者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう十分留意すること。
- ウ 光熱水費について、光熱供給会社との契約本体はそのままで、4月1日以前に現受託団体から新受託団体への名義変更を行うこと。

9 モニタリング

厚生労働省は、資料館の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施する。

(1) 定期モニタリング

厚生労働省は、受託者が作成した月次報告書、年次報告書その他報告等により、受託者の業務の実施状況が、厚生労働省の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかについて、毎年1回モニタリングを実施する。

(2) 現地確認

厚生労働省は、必要に応じて、施設の維持管理や経理状況等に関し、受託者に報告を求めるほか、年1回以上、現地において施設の管理運営状況を確認するものとする。

(3) 改善の指示

管理運営業務が業務要求基準を満たしていない場合、又は利用者が施設を利用す

る上で明らかに利便性を欠く場合、厚生労働省は、受託者に対して改善の指示を行うことができる。

第5 資料館常設展示の改善

1 業務の概要

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会最終報告書（別添10）や同検討会ワーキンググループの検討内容等に基づき、展示物の内容や展示順序等の大幅な見直しを行うことで、患者・元患者・家族の名誉回復をより一層推進する。

2 業務の内容

(1) 展示の見直し内容の検討

受託者は展示エリアのゾーニング・展示の記載内容・展示物の入れ替えなどの案を作成する。

(2) 関係者との調整

受託者は(1)で作成した展示の見直し案・見直し内容の趣旨や進め方等について、厚生労働省・当事者・有識者等との協議を行う。

(3) 展示入れ替えの実施

受託者は(1)及び(2)の議論・調整等を踏まえ、必要に応じて展示業者等との調整を行い、展示入れ替えを実施する。

第6 ハンセン病問題に関する普及啓発事業の実施

1 業務の概要

ハンセン病問題に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めるために、以下の事業を実施するものとする。

(1) 社会交流事業

ハンセン病療養所及び入所者自治会が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行う。

(2) 地域啓発推進事業

地域の事情に応じた効果的な啓発を推進するため、各ハンセン病療養所等に「地域啓発推進員」（※）を置き、地域の特性等をいかした講演や啓発資料等による啓発活動を行う。

※入所者等の当事者でハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有する者であること。

2 業務の内容

(1) 社会交流事業

①「社会交流事業助成要綱」の作成

作成のうえ、全国13ヶ所のハンセン病療養所及び入所者自治会に対して周知する。

②助成の実施

各ハンセン病療養所及び入所者自治会等及び全国ハンセン病療養所入所者協議会が主催する行事及び催物等について、「社会交流事業助成要綱」に基づき助成を行う。

③帳簿の備付及び管理

社会交流事業費の支出に当たり、帳簿書類にその内容等事業の実施状況を記載のうえ管理することにより、実施状況を明らかにする。

(2) 地域啓発推進事業

①「地域啓発推進員」の配置

地域の特性等を活かした講演や啓発資料等による啓発活動を行うため、各ハンセン病療養所等に「地域啓発推進員」を配置し、その活動経費を支出する。

第7 ハンセン病対策促進事業の実施

1 業務の概要

地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進するために、以下の事業を実施するものとする。

(1) ハンセン病対策促進事業

ハンセン病問題に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における効果的な取組等を支援する。

2 業務の内容

(1) 選定・評価委員会の設置

支援事業の選定及び評価について意見を求めるために、当事者、有識者等で構成される選定・評価委員会を設置する。

(2) 支援事業の選定

地方公共団体に対してハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発や元患者等の福祉の増進等に資する効果的な取組等を公募し、選定・評価委員会に諮った上で、支援事業を選定する。

(3) 支援方法

事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担する。

(4) 支援事業の実施成果の評価

選定・評価委員会において、支援事業の実施者から実施状況等を聴取のうえ、実施成果の評価を行う。

(5) 事例集の作成・周知

支援事業の概要、実施状況及びその評価を取りまとめた事例集作成し、厚生労働省と協議の上、地方公共団体等に周知する。

第8 業務完了報告

受託者は、別途契約書に定める業務完了報告書と併せて、業務終了後直ちに下記の書類を提出すること。

業 務		業務実績に関する書類
シンポジウム等の開催	・ハンセン病に関するシンポジウム等 ・医療従事者等を対象とした公開講座	広報用チラシ、パンフレット、運営マニュアル等
啓発資料の作成	・ハンセン病啓発パンフレット等 ・療養体験等に関する啓発資料	パンフレット等の成果物
国立ハンセン病資料館の管理運営	・国立ハンセン病資料館 ・重監房資料館	事業実施状況及び開館実績が分かる資料
資料館常設展示の改善	・国立ハンセン病資料館展示改善事業	事業実施状況が分かる資料
ハンセン病問題に関する普及啓発事業	・社会交流事業 ・地域啓発推進事業	事業実施状況が分かる資料
ハンセン病対策促進事業	・事業支援 ・支援事業の選定・評価等	支援事業の実施状況が分かる資料

第9 事業実施に関する留意事項

1 留意事項

(1) 再委託

ア 受託者は、本事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

イ 受託者が、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ「再委託に係る承認申請書」を厚生労働省に提出し、承認を受けること。また、業務の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は、原則2分の1未満とすること。

ウ 再委託にあたり、秘密保持、知的財産権等に関して本誌要所が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を行うこと。また、第三者に再委託した場合の最終的な責任は受託者が負うこと。

(2) 厚生労働省等への協力

ア 厚生労働省が主催する事業は優先的に実施できるよう協力すること。

イ 厚生労働省等の行政視察者等への対応に協力すること。

ウ 厚生労働省の刊行物や類似公共施設のチラシの配置及びポスター掲示等に協力

すること。

(3) 監査への協力

受託者は、会計検査院等から経理などの状況についての監査請求があった場合、これを受けるものとする。また、監査により業務改善の指摘があった場合は、速やかにそれに対する是正措置を行うものとする。

(4) 苦情や要望等の取扱い

事業実施に当たり、受託者が苦情や要望等を受けた場合や事故が発生した場合は、迅速な対応に努めるとともに、その内容・処理経過を記録しておくこと。
また、重要な内容については、速やかに厚生労働省に報告すること。

2 その他

受託者は、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合、厚生労働省と別途協議の上、決定するものとする。

【別添1】

ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について（提言）

（ハンセン病資料館等運営企画検討会まとめ）（H29.3.31公表）

第1 はじめに

平成8年にらい予防法が廃止されてから20年が経過した。この間、ハンセン病問題の解決に向けて様々な取組がなされてきたが、各種調査を見てみるとハンセン病回復者・元患者等の名誉が完全に回復されたとは言い難い。この機会をとらえ、従来のハンセン病問題に関する普及啓発の取組を見直し、更なる普及啓発の推進につなげていくことは有意義である。

ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復に向け、国や地方公共団体を中心となって様々な普及啓発の取組が進められてきたが、いつでも、どこでも、誰にでも、必要とあれば「自分はハンセン病回復者・元患者だ。」と何の気兼ねもなく言うことができる社会としていくには、残念ながら、まだ時間や工夫が必要と考えられる。

一方で、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進む中、ハンセン病問題を風化させないようにすることが必要である。そのためには、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館（以下「国立のハンセン病資料館」という。）を中心に進められてきた普及啓発の活動につき、さらに広い層を巻き込んで繰り返ししていく必要がある。

ハンセン病に対する差別をなくすためには、すべての差別をなくす必要がある。相模原で障害者を対象とした痛ましい事件が起きたことは記憶に新しいが、ハンセン病回復者・元患者等に対しても同じ考え方の者が出てくることは十分予想される。こうした事態の発生を防ぐためには、人権=平等という思想を広めることが必要であり、他の人権活動との連携を図りながらハンセン病問題に関する普及啓発を一層充実していくことが重要である。

これまでの普及啓発に関する取組は、国立のハンセン病資料館への来訪者や啓発用パンフレットの配布対象であった中学生等を中心に一定の範囲において効果を挙げてきた。今後は、その効果を国民全般にまで及ぼし、広くハンセン病問題に対する理解を拡げていく必要がある。

第2 普及啓発に向けたこれまでの取組

（1）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条に基づき、各種普及啓発を実施しており、主な内容として以下の事業を実施している。

- ・国立のハンセン病資料館の運営・管理

　ハンセン病に対する正しい知識に関する普及啓発の拠点として、常設展示の他、企画展の開催、語り部活動などを実施。

- ・中学生向けパンフレットの発行

　ハンセン病やハンセン病問題の歴史などを解説した「ハンセン病の向こう側」とい

うパンフレットを全国の中学生に対し作成、配布。

・ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うためのシンポジウム開催。

・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典の開催

多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、被害者の追悼、慰靈及び名誉回復のために、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、厚生労働省主催による追悼式典を開催。

・ハンセン病対策促進事業

地方公共団体における普及啓発等がより効果的に実施されるよう、各地方公共団体が実施する新たな取組について支援。

(2)これまでの取組により、国立のハンセン病資料館への来館者数は増加しており、一定の成果を挙げてきているが、ハンセン病療養所の入所者や退所者へのアンケート調査の結果によると「らい予防法」廃止後の状況について、「周囲の変化がない」や「今も偏見や差別がある」と回答した者がそれぞれ50%、70%を超えており。また、人権擁護に関する世論調査の結果によると、「ハンセン病患者・元患者に関し、どのような問題が起きているか」との質問に対し、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」、「結婚問題で周囲の反対をうけること」、「差別的な言動をされること」などが高い数値となっており、今後さらに普及啓発を充実する必要がある。

第3 普及啓発に関する課題と目指すべき方向性

1. ハンセン病問題を風化させないために

- ・ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復が完全に達成されていない現状においては、これまでの取組を継続していくことが必要不可欠である。
- ・しかし、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進む中、これまでの取組を単に継続するだけでは、名誉回復の完全達成への見通しがつけられないばかりでなく、ハンセン病問題が風化してしまふ恐れさえあると言わざるを得ない。
- ・また、これまでの普及啓発の中で大きな役割を担ってきた語り部については、近年、その要員が年を追うごとに不足してきており、現在は各療養所の自治会長や副会長等が肩代わりをしている状況がある。このままでは、これまでの普及啓発と同じ水準の効果を将来にわたって維持していくことさえ難しくなるものと考えられる。
- ・このため、これまで語り部が果たしてきた役割を将来に引き継いでいく方策を検討す

ることが急務となっている。

- ・また、これまでの普及啓発活動の成果に満足することなく、さらなる高みを目指すことが必要である。すなわち、普及啓発の効果を従来に増して幅広く国民に及ぼしていくことが必要である。
- ・国民の隅々に至るまでハンセン病問題に関する普及啓発の効果を行き渡らせるためには、国や地方公共団体といった公的主体による取組だけでは自ずと限界がある。また、効果を浸透させるためには、普及啓発活動は単発ではなく、継続的に繰り返し行うことが必要である。そのため、普及啓発活動の主体を拡大していくための取組が必要である。

2. 普及啓発の対象者拡大

- ・ハンセン病問題は、多くの国民の中に着実に浸透してきているものの、普及啓発活動の拠点である国立のハンセン病資料館やアクセスの不便な場所に立地していることが多い社会交流会館への一般の来館者は、元々ハンセン病問題に関心の高い人たちであり、国民の一部に過ぎないと考えられる。
- ・ハンセン病について「知っている」人が6割強にとどまり、しかもそのうち7割以上の人人は「少しあつていてる」程度にとどまっており、「ハンセン病を知っていても認知度が高いとは言えない」とする報告も存在している。こうした人々に普及啓発の効果を及ぼしていく取組が求められており、ハンセン病そのものについて知ってもらう取組やハンセン病問題に興味を持つてもらう取組、普及啓発の拠点である国立のハンセン病資料館や社会交流会館に足を運んでもらうきっかけづくりについて創意工夫が必要である。
- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館、海外のハンセン病関係の博物館などハンセン病関係機関が連携し、内容の濃い展示や解説、サービス等を行うことによりハンセン病問題に対する関心を高めてもらうことが重要である。
- ・普及啓発に要する人員（学芸員）や予算が、国立のハンセン病資料館に集中しており、全国津々浦々まで普及啓発の効果を及ぼすためには、各療養所の社会交流会館での取組支援策の検討も必要である。
- ・東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、海外から日本に対する注目度が飛躍的に高まる中、この絶好の機会を活用し、訪日客に対し日本国内のハンセン病対策について知ってもらうことが重要である。
- ・日本国内では、ハンセン病の新規患者は近年ほとんど発生しておらず、現実の問題として人々に理解してもらうことが難しくなることが懸念される。しかし、海外では発展途上国を中心に年間20万人以上の新規患者が発見され、また、それらのハンセン病回復者・元患者等に対する差別も存在している。さらにハンセン病問題の歴史が風

化していくことへの危機感を有する国々も存在している。このような現状に対して、海外のハンセン病関係博物館や関係機関との連携を深め、ハンセン病問題の啓発に向けて協力して活動を行うことは、国際協力の観点のみならず、世界に共通する問題として、この問題を風化させず、人権について日本国民一般の学びの機会を継続的に提供するという観点からも重要である。

3. 普及啓発の効果的実施

- ・ハンセン病問題の普及啓発については、これまで効果の測定や、効果が得られていない場合の要因分析が十分に行われてきたとは言い難い。また、P D C Aサイクル（※）を意識した取組が十分になされてきたとは言えない状況にあると考えられる。
※ Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)
- ・らい予防法廃止20周年を契機に、これまでの国立のハンセン病資料館運営とパンフレット配布を中心に実施してきた普及啓発について、計画立案段階から見直すため、目標を一層具体化して明示することが必要である。
- ・その際、普及啓発の対象者の認知度や関心の度合いに応じた取組が必要と考えられる。
- ・また、それぞれの普及啓発の取組に関する効果測定や、目標に対する現状評価の在り方を検討し、その効果測定や評価の結果を踏まえて取組内容を改善していくというサイクルを生み出すことが必要である。

4. 従来の普及啓発活動の充実強化

- ・従来の取組が一定の成果を挙げてきたことを踏まえ、将来にわたってこれらを維持・継続することはもちろんあるが、これまでの経験を踏まえ、さらに取組を充実強化していくことが必要であり、その具体的な内容を検討する必要がある。

第4 具体的対応策

1. ハンセン病問題を風化させないために

(1) 語り部機能の存続

ハンセン病回復者・元患者等の思いを最も適切に伝えられるのはハンセン病回復者・元患者等本人であり、一般国民に対する訴求力の点からも、語り部はかけがえのない存在である。しかし、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化により、実体験を話せる方も年を追う毎に減少してきている。

これまで語り部が果たしてきた役割をいかに将来に引き継いでいくかの検討が急務となっている。

①記録保存

- ・これまで重要な役割を果たしてこられた語り部の説明をビデオ、DVD等で保存する。国立のハンセン病資料館では一部こうした取組が開始されているため、各地の社会交流会館等でも同様の取組が進められるようノウハウの伝達などの支援を行う。

②後継者育成

- ・実体験に基づいた、一人称による説明は、やはり説得力が高い。このため、入所者や退所者の中で比較的若い方の中から、協力いただける方に語り部として活動していただく。
- ・このため公募、縁故を含めて広く協力者の募集等を行う。その際、自分の経験を語りたくない、自分は語り部として適任ではないとして断られることもあるが、丁寧に話しをして役割や責任を感じた方が語り部になってくれた例もあることから工夫が必要である。まずは、「ハンセン病回復者・元患者等と行く資料館見学ツアー」の開催など、来訪者と交流し、自らの体験を話していただくような場を設け、自らの経験を語ることに慣れていただく場を設けることも有効と考えられる。
- ・一方でハンセン病回復者・元患者等が年を追うごとに減少していくことは避けようのない現実である。そのため、ハンセン病回復者・元患者等でない方を伝承者として育成することが最終的には必要となる。
- ・その際、ハンセン病回復者・元患者等と身近に接した経験を有し、ハンセン病問題に関する知識も豊富な各療養所職員や職員OBの活用が現実的な手段として考えられる。
- ・他の人権団体や大学生のサークル活動など、協力いただける方を募集するとともに、そうした方々を伝承者として育成するためのプログラム開発に着手すべきである。その際、職員との役割分担や活動範囲、責任体制などについて検討することが必要である。また、ボランティアのモチベーション向上のため、地方公共団体からの委託や任命といった行為を絡ませることも有効と考えられる。まずは、長島愛生園、菊池恵楓園及び沖縄愛楽園などで行っているボランティアガイド養成講座やボランティア講習会のような取組を他の療養所にも横展開できないか検討してみることが考えられる。また、被爆者ではない方を活用している原爆資料館などの取組について研究し参考とすべきである。

※伝承者については、ボランティア形式で対応する広島のようなタイプと、職員として対応するひめゆりタイプがある。今後、両方式のメリット、デメリットを勘案しつつ方向性を検討していくことが必要である。

(2) 普及啓発活動主体の拡大

ハンセン病問題を風化させず、国民の隅々に至るまでハンセン病問題に関する普及啓発の効果を行き渡らせるためには、国や地方公共団体といった公的主体による取組だけ

では自ずと限界がある。また、効果を浸透させるためには、普及啓発活動は単発ではなく、継続的に繰り返し行うことが必要である。

そのため、企業、社会教育施設、N G O／N P O等を普及啓発の主体となるよう働きかけ、各自の役割を意識した連携作りを進めることができ有効である。また、普及啓発を受けた人が地元や家庭、職場等に帰ってから、周囲に学んだ事柄をメッセージとして伝えてもらうような仕組みを作ることが必要である。

なお、普及啓発主体の拡大を図る場合は、普及啓発の手段も、それぞれの得意分野に応じて多様化してくることが見込まれ、柔軟な対応が必要である。

①企業等

- ・国立のハンセン病資料館への訪問者は、企業関係者が少ないと印象があるが、企業研修等で来館者は増加傾向にある。企業活動における人権教育の重要性を学ぶという機運を醸成することにより、人権意識の向上が当該企業のステータス向上につながるとの流れを作り出し、企業関係の訪問者を増加させるよう努める。また、国の機関や地方自治体職員の研修等も行われているが、高い人権意識を有することは公務に携わる者が当然に備えるべき大前提であることに鑑み、新人研修等の拡大に努める。
- ・企業関係の訪問者数の状況を見つつ、必要があれば、企業の人事担当者や研修担当者向けのプログラムを開発する。ここで学んだことを職場に戻って企業活動に生かしてもらうという流れを生み出していくことが必要である。
- ・研修以外にも、業種によっては、例えば旅行会社が国立のハンセン病資料館や社会交流会館訪問ツアーを企画するなど、本業にハンセン病問題の普及啓発を組み入れ、社会貢献とビジネスチャンスの一石二鳥を求めるような流れを作り出すよう工夫する。

②社会教育施設

- ・社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修といった場を活用してハンセン病問題の普及啓発を実施することにより、各々の地域に戻ってさらに普及啓発の波が広がっていく効果が期待できる。そのためには、文部科学省との連携が重要となる。

③N G O／N P O等

- ・イベントの共同開催等を通じて、N G O／N P O等の方々にもハンセン病問題について理解をしていただく。こうした方々は、元々意識の高い人たちであり、それぞれの活動を通じたハンセン病問題への理解の広がりが期待できる。

④個人

- ・受身的に活動に参加するよりも、能動的に参加することでより啓発につながる。個人として普及啓発に主体的に貢献できる場が目に見える形で存在していれば、それを意識して学ぶことも可能となり、より深い理解につながることが期待できる。このため、義務的要素の薄いプログラムを受け皿として検討することも有益と考えられる。

2. 普及啓発の対象者拡大

(1) アウトリーチ

ハンセン病問題に関する普及啓発の効果を国民一人一人に広く浸透させるとの観点からすると、国立のハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館での展示資料による普及啓発活動は、「待ちの姿勢」であると言わざるを得ない。とりわけ、設置の経緯からアクセスの不便な地に立地している社会交流会館にわざわざ足を運んでくれる来館者は、国民の間でもかなり関心の高い方々である可能性が高い。

今後、国民一般に普及啓発の効果を波及していくためには、出張講演を強化するほか、ハンセン病問題に対する知識や関心が必ずしも高くない国民を国立のハンセン病資料館や社会交流会館に招きよせるためのきっかけづくりについて工夫が必要不可欠となってくる。

①イベント連携

- ・まずは、国立のハンセン病資料館や社会交流会館の他にもハンセン病問題の普及啓発をしている団体があるので、イベントの共同開催などの形でこれらを活用する。また、こうした団体を通じてハンセン病の普及啓発活動を広げていく方策について関係者間で検討する。
- ・各療養所が主催する、桜を見る会や盆踊りなどの地域交流行事については、近年、多くの参加者を集めることができるようになってきている。これらの行事の際に、国立のハンセン病資料館や社会交流会館にも立ち寄ってもらえるようにするための工夫につき検討する。
- ・近隣住民以外にも、広く一般の人に関心を持ってもらえるようなイベントを開催し、ハンセン病問題や国立のハンセン病資料館に関する情報を併せて提供する。例えば、映画「あん」の上映会、ハンセン病問題に関する講演やシンポジウム、療養所の敷地を活用した農業体験等の開催が考えられる。
- ・イベント以外にも、国や地方公共団体、企業が行う研修のメニューに国立のハンセン病資料館や社会交流会館への訪問を追加してもらうよう、関係者に対して働きかけを行う。
- ・旅行会社やイベント会社等の協力が得られれば、国立のハンセン病資料館や各療養所を観光ルートやイベント会場の一環として組み込んでもらうことも考えられる。そのため、社会交流会館の積極的活用などの方策が考えられる。また、修学旅行生の誘致に当たっては、旅行会社や校長会等が合同で研究会を開催している場合もあり、こうした場にアピールすることも有効と考えられる。

②他の人権団体等との連携

- ・人権擁護、福祉、教育等、各分野で活動している団体と共同・連携しつつ、幅広い啓発・広報を行う。
- ・その際、相手方にも連携のメリットがある旨を十分にアピールするべきである。例え

ば、ハンセン病問題に対する理解を深めることにより、他人への思いやり（いじめ問題対策や各種差別問題対策につながる）や、いのちの大切さ（自殺問題対策につながる）、ふるさとのありがたさ（地域づくりにつながる）などへの理解が同時に進むことが期待できる。

③他の学術・研究分野との連携

- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館における展示については、ハンセン病問題を中心としつつ、歴史や美術、文学などの分野に広がりを見せており。こうした状況を活用し、元々ハンセン病問題には関心が必ずしも高くなくても、展示内容や展示分野に関心を持つ方々に足を運んでもらえるよう、レベルの高い展示を行うべく創意工夫を行うべきである。

（2）関係機関との連携強化

ハンセン病問題について知ってもらうきっかけを提供する場合、網はできるだけ広く張っておくのが望ましい。また、せっかくハンセン病問題の存在を知ってもらっても関心を持ってもらえないければ意味がないため、ハンセン病関係機関が総力を結集し、連携して興味をそそる内容の濃い展示や解説、サービス等を行うことが必要である。

①国立のハンセン病資料館をハブとしたネットワークづくり

- ・ネットワークの構成員としては、各療養所の社会交流会館のほか、国立ハンセン病研究センター、海外のハンセン病関係の博物館などが考えられる。
- ・国立のハンセン病資料館で実施している取組のうち、先進的事例や最新の医学情報などについて、当該ネットワークを経由して構成員に届けることで、現地での普及啓発への波及効果が期待できる。
- ・また、現在でも新規患者が発生し、ハンセン病回復者・元患者等への差別が根強い地域が残る海外の状況を知ってもらうことにより、課題の深さを実感してもらえるようにするために、中長期的には海外のハンセン病博物館等との連携も有効である。

②地元自治体との連携

- ・療養所所在地の地方公共団体との間では、既に各種の連携が図られているが、効果的な取組については他の療養所とも情報の共有を図ることが望ましい。
- ・地方公共団体そのもの、あるいは地方公共団体が関与しているNGOやNPOの中には、活動や事業を行うためのスペース探しに困っていることが多いと考えられる。療養所のスペースを開放し、有効利用してもらうことで、Win-Winの関係を築くことが可能となるため、こうした視点から検討を進めることも有効と考えられる。ただし、活動が営業目的などの場合を排除できるよう、事前に開放に向けたルール作りを行つておくことが必要である。

（3）地方支援

ハンセン病問題に関する普及啓発の効果を全国津々浦々まで広く浸透させるために

は、普及啓発の拠点と位置付けられている国立のハンセン病資料館のみならず、全国各地に存在する各療養所の特色を踏まえた取組が重要な役割を果たす。地域における普及啓発拠点とも言える社会交流会館の魅力を高め、一人でも多くの国民に足を運んでもらえるようにするため、社会交流会館の整備や活動の状況を踏まえた支援策を検討する必要がある。

① 学芸員の効果的配置

- ・社会交流会館における活動状況や来訪者数に応じた学芸員の配置を進めるとともに、ハンセン病問題に関する全国の学芸員間で効果的な情報交換や協力が行えるネットワークづくりにつき検討を行う。

②先進事例の紹介

- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館の普及啓発活動のうち先進的事例につき、定期的に情報交換する場を設けることにより、他の療養所における取組の参考にもらう。良い事例についてはHPなどで広く公開し、国民に訪問してもらうきっかけとする。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック

2020年のオリンピック・パラリンピック開催を控え、海外からの注目が集まるこの機会を有効に活用すべきである。また、オリンピック・パラリンピックは、日本を海外にアピールする機会であるだけでなく、国民的祭典であることからオリンピック・パラリンピック広報は外国人だけでなく、多数の国民の目にも留まりやすい。このため、オリンピック・パラリンピック広報との連携は高い効果が期待される。

①オリンピック・パラリンピック広報との連携

オリンピック・パラリンピック広報には、直接海外に向けて発信されるものと、訪日客に向けて発信されるものに大別される。現実的なアプローチとしては、訪日客向けのオリンピック・パラリンピック広報や関連する支援活動の中から、国立のハンセン病資料館や各地の療養所を訪問するきっかけに結び付けられる可能性があるものを見極め、実際の訪問につなげていく方策につき検討する。

②訪日外国人の受け皿整備

- ・オリンピック・パラリンピック関係で、障害者やハンセン病回復者・元患者等も大勢来日することが予想される。彼らの知的関心に応えるべく、国立のハンセン病資料館への訪問や療養所の見学ツアーなど積極的なアピール方策を検討する。
- ・海外からの来館者にも展示だけでなく、解説内容についても理解してもらえるよう、まず案内板や解説、パンフレット等の英訳を進める。可能であれば、中国語や韓国語など来館者数が多く見込まれる国の言語への翻訳を進める。この際、外部からの協力を募ることが必要不可欠と考えられることから、その進め方につき検討する。
- ・外国人来館者の増加に備え、外国語対応のボランティアガイドの活用につき検討す

る。その際、説明内容に加え、責任体制や説明内容の正確性を担保する方策についても併せて検討を行うことが必要である。ボランティアガイドの活用が難しい場合には、音声ガイドの多言語化を進めるなど代替策を検討する。

③ホームページの多言語化

- ・海外からのアクセス増加が見込まれることから、国立のハンセン病資料館や社会交流会館のホームページの多言語化を進める。
- ・すべての言語に対応することは困難が伴うため、主要言語から順次対応していく。
- ・それ以外の言語については、近年普及が進んでいる無料翻訳ツールを活用することも考えられる。その際、公式な翻訳ではなく、一部誤訳も含まれる可能性があることから、無料翻訳ツールを使用しており必ずしも正確でない部分がある旨、お断りを挟み込むなどの工夫を併せて行うことが必要である。

3. 普及啓発の効果的実施

(1) 目標の具体化

ハンセン病問題解決という目標達成のためには、適切なアウトカム目標とアウトプット目標を意識的に設定することが必要である。ハンセン病問題の場合、アウトカム目標はハンセン病回復者・元患者等の名誉回復である。

普及啓発には、いくつかの段階があると考えられるが、これらの各段階を意識し、それぞれにふさわしい取組を行っていくことが必要である。そのため、普及啓発の対象者の段階に応じて、目標を三段階に分解してアウトプット目標を示すこととする。

ここでは、必ずしもすべての国民に第三段階に到達し、ハンセン病問題の解決に向けて貢献してもらうことが目的ではないことに留意が必要である。ハンセン病回復者・元患者等をはじめ、人権侵害を受ける可能性のある方々に接する際に、ハンセン病問題のような人権侵害を二度と繰り返してはならないことに気付いてもらうことが重要なのであり、必ずしも積極的な行動を求めるものではない。国民一人一人が、それぞれの状況や考え方に基づいてふさわしい段階に達してもらうことにより、誤った事実認識による不当な差別を行うことがないよう防止することが目的となる。

①ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み

- ・広く一般の人に関心を持たせるようなイベントを開催し、ハンセン病問題や国立のハンセン病資料館や社会交流会館に関する情報を併せて提供する。
- ・初めての来館者にハンセン病問題への関心・共感を持ってもらうような展示方法や解説等の工夫を行う。
- ・ハンセン病に関する対する医学的知識（感染力が極めて弱い、日本における生活水準向上により、感染しても発症することは極めて稀、万一発症しても薬で完治可能）の普及も一緒に行う。

②ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応

- ・ハンセン病を知った後、より深く知りたいとの欲求を感じたときに、情報へのアクセスの容易さが興味を深めることの成否を左右する。インターネットなど、手軽な情報収集ツールの充実を図る。
- ・国立のハンセン病資料館のホームページについては、ポータルサイト化やバーチャル資料館化、語り部動画の導入など、アクセス件数を増加させる方策について検討する。
- ・国立のハンセン病資料館においても、リピーターに飽きられないよう展示や解説につき工夫する。その際、語り部の映像記録だけでなく、生き様や生の声が伝わるハンセン病回復者・元患者等の書き残した図書や音声記録などを効果的に活用する。
- ・ハンセン病に関心を持った方同士が、お互いに意見を述べ合い、考えるための、気軽な機会を設ける。意欲のある方には、シンポジウムに参加いただくなど、よりハイレベルの受け皿も用意する。

③ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を望む層への受け皿づくり

- ・何らかの貢献をしたい人であっても、実際に何をしたら良いのか分からぬことが多い。例えば、比較的長期かつ集中的にハンセン病問題を学んでいただく夏期セミナーでは、実際に行動に移したいという方が現れる蓋然性が高いと考えられることから、こうしたセミナーの修了者を対象としたプログラムを考えてみることは有意義と思われる。
- ・また、ハンセン病問題に関する理解を国民の隅々にまで浸透させるには、国や地方公共団体、関係団体による取組だけでは限界がある。これらの普及啓発を受けた方々が地元や家庭に帰って、周囲の人にも学んだ内容を伝えてもらう必要がある。
- ・こうしたスキームを作り上げるのに最もハードルが低いと思われるのは、認知症サポートのように、自分のできる範囲内でできることを身近な人々に対して行っていくというものであり、こうしたスキームを検討することは有意義と考えられる。そのためには、一般の解説とは別に、特別研修や体験プログラムの開発などにつき検討する。
- ・国立のハンセン病資料館と社会交流会館の運営形態の違いに留意しつつ、あくまでも国立のハンセン病資料館や社会交流会館の利用者として、ボランティア活動に関与してもらうための受け皿の創設について検討する。

(2) 効果測定

普及啓発について、各種取組の「やりっぱなし」では目標達成は覚束ない。それぞれの普及啓発の取組に関する効果測定や、目標に対する現状評価の在り方を検討し、その効果測定や評価の結果を踏まえて取組内容を改善していくというサイクルを生み出すことが必要である。

また、効果測定に活用するためには、調査の継続性が担保できる形として定期的に追跡調査を実施することが必要である。国立のハンセン病資料館は普及啓発の拠点であ

り、引き続き、入館者数の推移は注視していく必要がある。他方、客観的な数値の評価に加え、定性的な評価も重要であり、アンケート調査などが考えられる。

効果測定の方法については、適宜必要な見直しを行いつつ、実質的な効果があがるよう工夫していくべきである。

①アウトカム目標である名誉回復に関する効果測定

名誉回復が図られているかどうかを評価するに当たり、最も重視すべきはハンセン病回復者・元患者等の意識であることから、定期的なアンケート調査やハンセン病回復者・元患者等から感想を伺う懇談会を行う。その際、調査者側からの回答の誘導が起きやすいことから、質問内容については慎重に検討することが必要である。

また、身近なところでハンセン病回復者・元患者等と初めて接する機会があった際、ハンセン病問題の存在を認識していれば、差別を行ってしまうリスクは大幅に低減できると考えられる。このため、一般国民の意識についても、定期的に調査を行う必要がある。

②アウトプット目標である段階別取組に応じた効果測定

・ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み

アウトプット目標の評価項目としては、新規来館者数が挙げられる。そのため、来館者アンケートに訪問回数や訪問のきっかけ、感想などを答えてもらう項目を設け、新規来館者の動向を継続的に調査する。

・ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応

アウトプット目標の評価項目としては、複数回来館者数が挙げられる。そのため、来館者アンケートに訪問回数や訪問理由、新たな発見事項の有無などを答えてもらう項目を設け、リピーターの動向を継続的に調査する。

また、ホームページへのアクセス件数を継続的にカウントするとともに「お探しの情報は見つかりましたか」「内容は分かりやすかったです」などのアンケートの導入を検討する。

・ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を望む層への受け皿づくり

アウトプット目標の評価項目としては、数値に基づく客観的指標の設定は困難であるが、貢献を望む層の状況を的確に把握し、ニーズに応じた受け皿を構築しているかを評価する。

4. 従来の普及啓発活動の充実強化

(1) 教育啓発の充実

・学校教育では、ハンセン病問題への取組について地域や学校により温度差がある。このため、都道府県や教育委員会の学校教育担当者を対象としたハンセン病問題の普及啓発を実施することは有効である。指導担当者会議などの場を活用することが考えられる。

- ・社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修、といった場を活用してハンセン病問題の普及啓発を実施することにより、各々の地域に戻ってさらに普及啓発の波が広がっていく効果が期待できる。
- ・文部科学省や法務省との連携の強化を図る。

(2) I T 活用

- ・ハンセン病問題に関心を持った人がさらに知識を増やそうとする場合、まずはネットで検索することが考えられる。その際、正確かつ良質な情報へアクセス可能かどうかが重要な分かれ目となる。このため、国立のハンセン病資料館の情報が検索ヒット順の上位に来るよう工夫が必要である。
- ・ハンセン病問題に関する各種シンポジウム等につき、インターネットでオンライン配信する。
- ・若い層を巻き込むため、インターネット（SNS を含む。）のさらなる活用方策について検討する。ただし、ソーシャルメディアについては、偏見に基づく書き込みも散見されるなど、差別を拡大する怖さも併せ持つツールであることに留意し、ネット対策を十分に行うことが必要である。

(3) メディア活用

- ・新聞やテレビの果たす役割も重要。地方紙はかなり詳細に取り上げてくれるケースも多いので、こうした成功例を厚生労働省や地元自治体、国立のハンセン病資料館や社会交流会館などの関係者間で共有し、各地方での報道機関関係者との連携をさらに密にすることが望まれる。
- ・また、地方には若手記者が多く、若い時期に取材した事項は刺激的で強烈な印象を受けるものであり、こうした記者への働きかけは効果が高いと期待できる。そのため、各療養所と報道機関の支局の間でメディア懇談会のようなものを開くことが考えられる。
- ・全国的な報道機関にハンセン病問題を取り上げてもらうためには、記者クラブの役割が重要。その際、人権問題に関心の高い記者につなげてもらうよう意識的に働きかけることが必要である。
- ・イベントを開催する際には、記者は多忙なので、できるかぎり単発ではなく複数回のイベントを組むようにし、かつ、その中には施設見学会を織り込むなど、メディア側の関心を高める企画づくりを工夫することが重要である。
- ・語り部の減少という状況は、ニュース性が高いことから、国民の関心を呼び起こすことにつながりやすいと考えられる。協力者の募集と合わせて状況を報道してもらうことが有効である。
- ・自治体広報誌は、特に地方部において住民のかなり多くに読まれているという実態がある。また、複数の自治体の広報担当者が共同で療養所を取材し共通の特集記事を掲載するなどの工夫もされている。こうした活動を広めるための取組を行う。

第5 今後の進め方

- ・以上の提言は、らい予防法の廃止から20年が経過した現時点の状況を踏まえ、これまでの普及啓発の取組を振り返ることにより、今後20年を見据えて、改善・見直しや充実・強化が必要と思われる事項について触れたものである。
- ・これらの提言の中には、緊急に対応することが必要不可欠なものから、実現に向けては数々のハードルをクリアしなければならないものまで、あるいは、意識の持ちようを変えることで大きな負担なく実現できる項目から、その道の専門家の知恵を借りた上で慎重に検討しなければ実現できないものまで、極めて多岐に渡っている。
- ・このため、以上の項目に優先順位をつけて、必要な事項を順次国立のハンセン病資料館の年度計画に盛り込むこととし、その実施状況については、毎年、企画検討会においてフォローアップを行うものとする。

【別添2】

令和8度におけるハンセン病問題に関する普及啓発の取組方針（案）

ハンセン病問題に関する普及啓発の取組について、令和7年度においても、これまで同様、現地開催に加えてオンラインを併用したシンポジウムの開催など、各種取組において、オンラインやSNSを活用するなど、シンポジウムや啓発動画等の参加者が増加するために必要な工夫、取組を取り入れることとする。

また、「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取組を検証し、更なる普及啓発の見直し、充実強化を図る。

なお、国立ハンセン病資料館の事業においても、PDCAサイクルの導入が求められていることから、来館者の声等を踏まえ、普及啓発の方法等を検討し、実施に取り組むものとする。

常設展示の見直しについては、検討会報告書に基づき、展示見直しの年次計画を立てるとともに展示見直し作業を具体的に進める。

1. 語り部機能の存続及び証言コーナー（証言者の映像・音声等）の充実

語り部に関する記録について活用を進めるとともに、各園の社会交流会館等の記録の保存について必要に応じて支援を行う。

後継者育成については、引き続き、協力者の確保、体験講話、団体向け語り部活動等の開催を行うとともに、語り部機能の継承に関する勉強会を開催し、回復者でない伝承者・説明員の育成等について取組を進める。さらに、新たな技術として、AIを活用した語り部の導入が可能かについても研究を行う。

また、資料館及び各社会交流会館の学芸員による元患者等からの証言の聞き取りをさらに進め、証言コーナーの充実を図るとともに、証言映像・音声等について、より一層普及が図られるよう、取組を進める。

2. 元患者及び元患者家族に対する偏見差別及びその体験の実態調査並びに元患者及び元患者家族の苦難等に関する普及啓発

ハンセン病元患者及び元患者家族に対する偏見・差別を解消するため元患者及び元患者家族が受けた偏見・差別の実態及びこれまでの生活実態や苦難などについて意見交換等を行い、展示、配布物、イベント等による普及啓発を行う。

また、普及啓発への更なる取り組みとして、学芸員による出張講座（希望によりオンラインでの対応含む）を拡大する。

3. 他の団体との連携強化

現在、検討・調整を進めている団体を始め、人権擁護、福祉、教育等の分野で活動している団体や、その他、企業や学校等へのアプローチを継続的に行い、資料館への訪問や学芸員による出張講座の受講を促進させる取り組みを実施する。

また、メディア向け勉強会を引き続き開催する等、新たな連携方法などについても検討を行う。

4. 今般の情勢に配慮した効果的な普及啓発の検討・実施

これまで同様、今般の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえながら、通信技術を活用したコミュニケーションツールを積極的に活用し、

- ・インターネットを介した資料館等の展示内容の発信
- ・オンライン会議システム等を活用した回復者やその家族と地域の触れ合いなど、限られた条件の中での効果的な普及啓発の手法について検討・実施する。

また、資料館内の案内板、展示解説、パンフレット等の外国語訳や視覚・聴覚等障害者向けの対応等を進めるとともに、ホームページについても、アクセシビリティを高める。

5. 対象者の認知度等に応じた取組の在り方に関する検討

「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取組の検証をし、正しい理解を促すため、ターゲットを明確にしたイベントのテーマを決めるなどアプローチ方法の工夫等を行う。

また、より理解を深め、具体的な行動につなげていくため、提供資料（語り部動画、図書や音声記録など）の充実を図るとともに、関心を持った方同士が交流できる機会を設けることを検討する。

6. 地方公共団体の普及啓発事業に対する取組支援及び各療養所及び入所者自治会と地域住民との交流促進

地方公共団体が行うハンセン病問題に関する普及啓発等の取組に対し、支援を行うことにより、国内各地域において普及啓発を促進する。

また、各療養所及び入所者自治会が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行うことにより、地域住民と入所者との交流を進め、一般社会におけるハンセン病に対する偏見差別の解消を促進する。

7. ボランティア等との協同

ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を希望する者（ボランティア等）に対し、外国語通訳等への協力やボランティアガイドなど、インターンシップやボランティア登録制度の導入について検討する。

なお、ボランティア等がハンセン病問題に対する正しい知識を身につけるよう、学芸員が必要に応じて育成を支援するものとする。

【別添3】シンポジウム等開催における業務内容

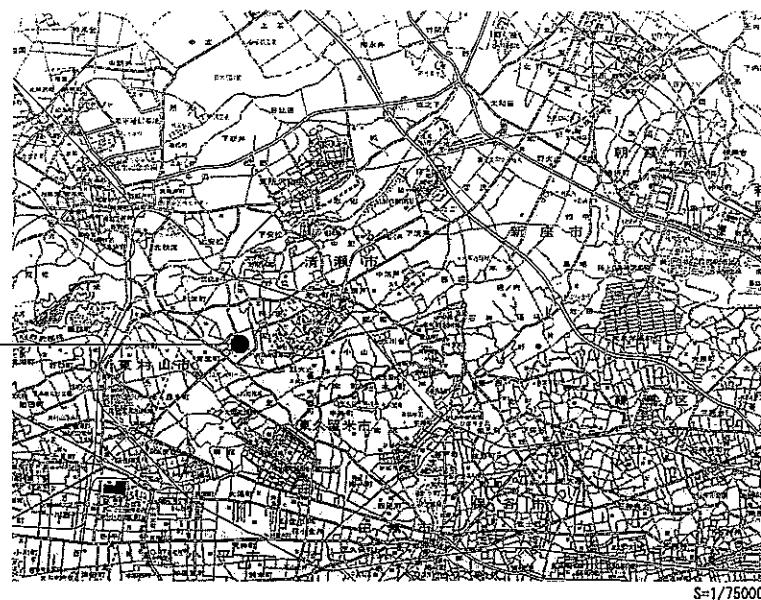
	業務内容	業務担当・業務フロー				
		主催者(厚生労働省等)	受託者	外部委託先	パネリスト等出演者	関係機関
1	企画	開催内容の決定	開催内容の確認			
2	講師の調整		講師と日程等調整		出演内諾 日程等調整	
3	パネリストの選定及び調整	パネリスト選定	日程調整 講演内容打合せ		日程調整 講演内容打合せ	
4	シンポジウム開催に関する決裁及び調達	後援に係る手続き認可	企画書及び仕様書作成 調達手続き	概算見積もり 契約		
5	広報計画策定	広報計画の策定	広報の方法や 内容の調整	広報の方法や 内容の調整		
6	広報用原稿作成及び掲載依頼	HP等へ掲載	HP等へ掲載			
7	会場借り上げ、運営補助業務にかかる企画提案書審査 委員会の開催		委員等への説明 委員会の開催			
8	申込み専用アドレス取得		申込専用アドレス取得	申込専用アドレス取得		
9	ホームページ更新	ホームページ更新	ホームページ更新			
10	周知用リーフレット原稿作成 及び校正	リーフレット原稿作成 校正作業	リーフレット原稿作成 校正作業	リーフレット作成		
11	新聞広告原稿作成及び校正	原稿作成 校正作業		新聞広告作成		
12	申込受付処理		申込受付処理	申込受付処理		
13	シンポジウム運営に関する委託業者との調整	運営に関する打合せ	運営に関する打合せ	運営に関する打合せ		
14	講演講師及びパネリストとの調整	当日進行等の調整	当日進行等の調整	当日進行等の調整	当日進行等の調整	

【別添3】シンポジウム等開催における業務内容

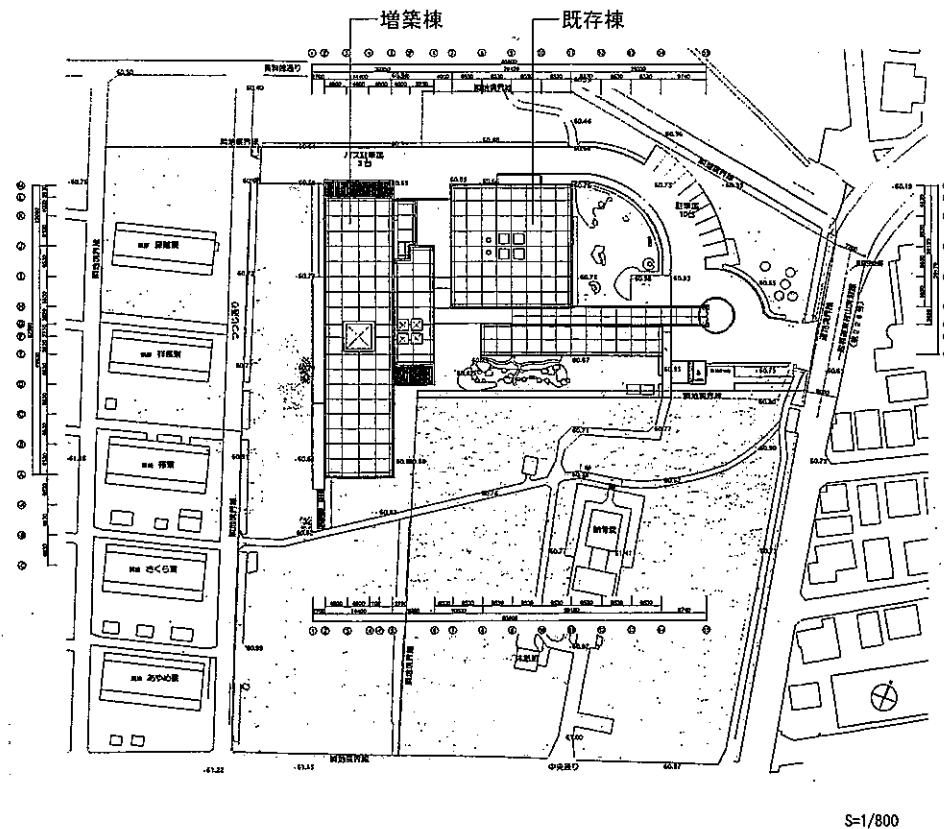
	業務内容	業務担当・業務フロー				
		主催者(厚生労働省等)	受託者	外部委託先	パネリスト等出演者	関係機関
15	プログラムの原稿作成及び校正		プログラム原稿作成 講師等の原稿とりまとめ	プログラム作成	原稿作成	
16	郵送等による広報活動	関係機関への広報 協力依頼	リーフレット配布	リーフレット発送		リーフレット配布
17	シンポジウム出演依頼	出演依頼状発送			出演依頼状受理	
18	旅行伺い決裁		講演講師等の旅費等積			
19	進行表(運営マニュアル)作成		シナリオ等作成 確認	シナリオ等作成 確認	シナリオ等確認	
20	シンポジウム搬入物準備及び搬出		会場搬入物準備 搬出	会場搬入物準備 搬出		
21	スタッフ説明会		スタッフ説明会	スタッフ説明会		
22	シンポジウム運営	シンポジウム当日運営	シンポジウム当日運営	シンポジウム当日運営	シンポジウム当日運営	
23	シンポジウム搬入及び搬出物整理		会場搬入物搬入 整理	会場搬入物搬入 整理		
24	来場者等集計(アンケート実施)		来場者等集計	来場者等集計		
25	申込専用アドレス削除		申込専用アドレス削除	申込専用アドレス削除		
26	謝金及び旅費支払い		謝金及び旅費積算 支払い手続き		謝金及び旅費 受け取り	
27	事業実施報告&事後広報	報告書受理	報告書作成			

【別添4】国立ハンセン病資料館

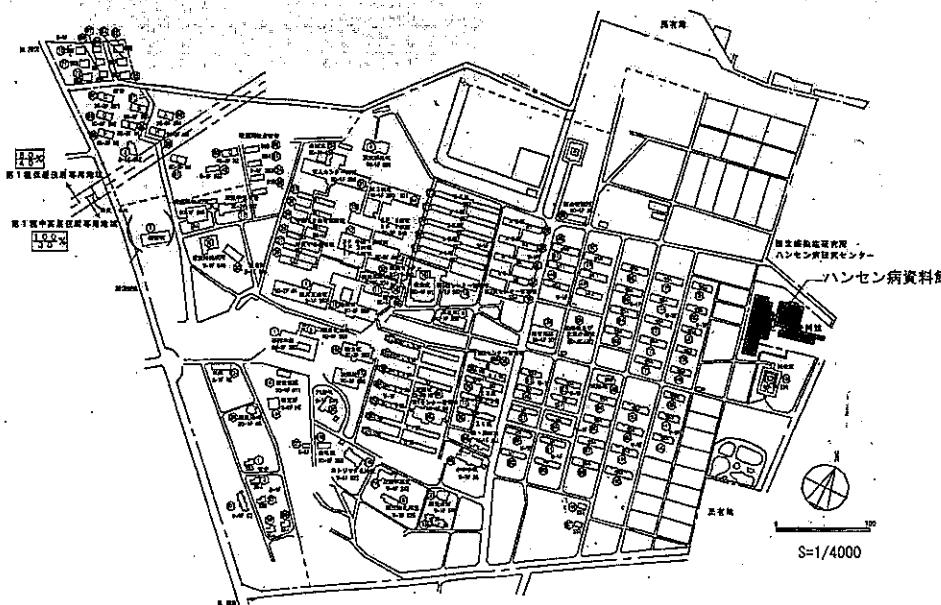
付近案内図



施設配置図

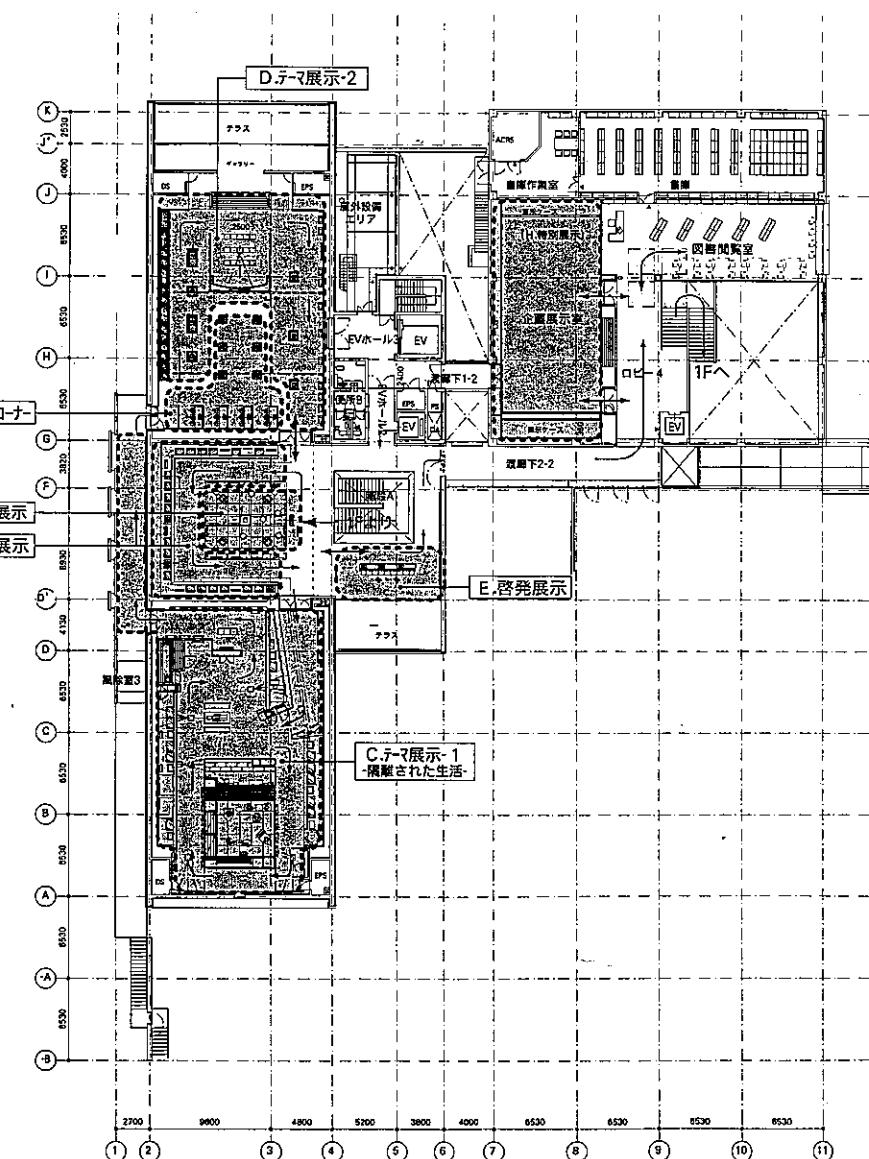
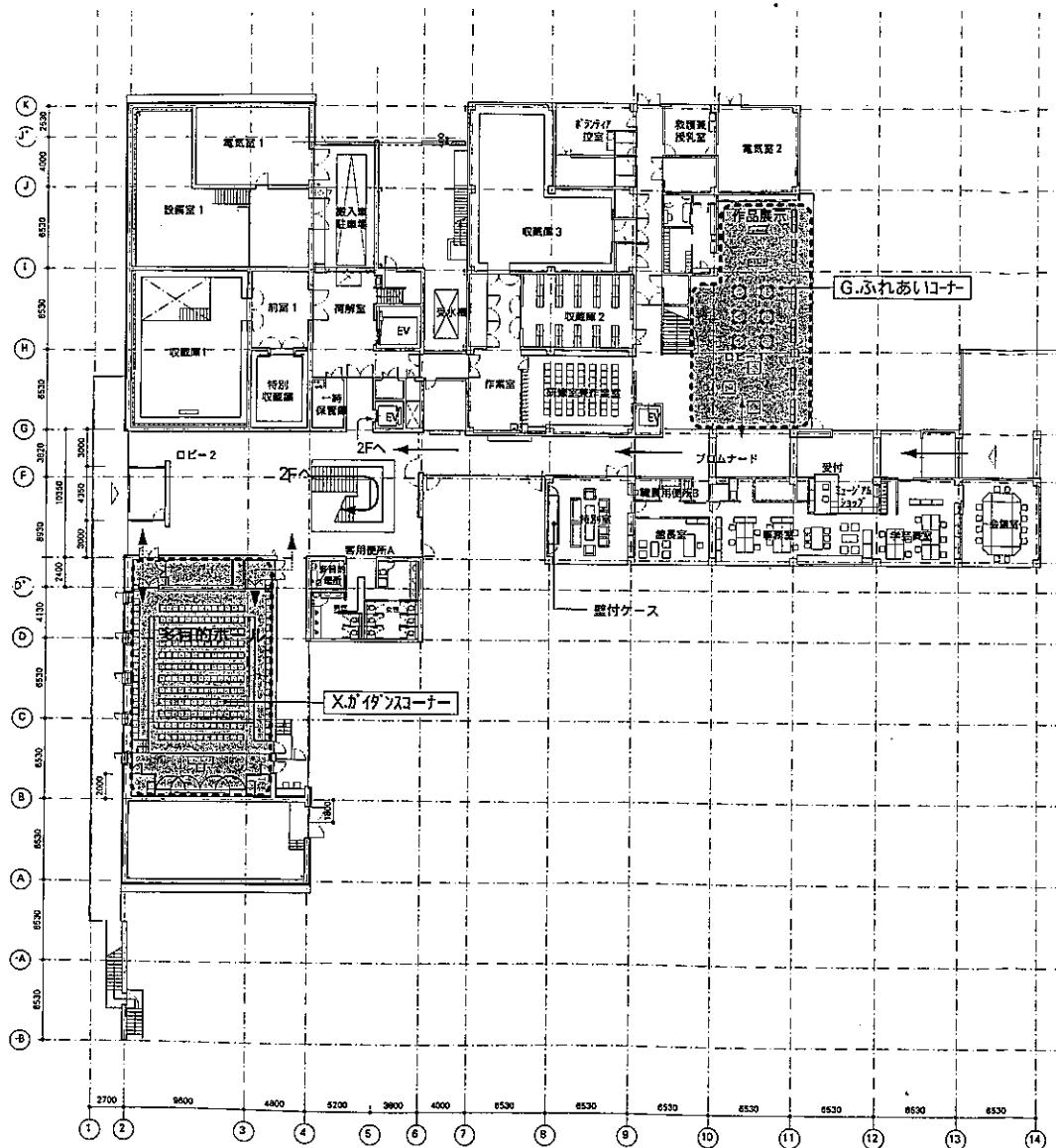


敷地案内図（国立療養所 多摩全生園）



MEMO
ハンセン病資料館

ZONE 全体		SUBJECTS 付近案内図・施設配置図		NO. 2-6	
DRAWN	DESIGNED	CHECKED	DATE	SCALE	-



MEMO
ハンセン病資料館

ZONE 全体		SUBJECTS ゾーニング図		NO. S-07
DRAWN	DESIGNED	CHECKED	DATE	SCALE 1:300

國立

ハンセン病資料館

■利用案内

開館時間：午前9時30分～午後4時30分（入館は午後4時まで）

休館日：毎週月曜日（祝日の場合は開館）

年末年始、国民の祝日の翌日、館内整理日

入館：無料

※館内に飲食のための施設はありません



交 通

- 西武池袋線 清瀬駅南口より
西武バス「久米川駅北口」行きバスで約10分
- 西武新宿線 久米川駅北口より
西武バス「清瀬駅南口」行きバスで約20分
——いずれもバス停留所「ハンセン病資料館」で下車すぐ
- JR武蔵野線 新秋津駅より
・徒歩約20分
・西武バス「久米川駅北口」行きバスで約10分、バス停留所「全生園前」で下車、徒歩約10分
- 関越自動車道 所沢ICにより約30分（駐車場あり）

國立ハンセン病資料館

〒189-0002 東京都東村山市青葉町 4-1-13
TEL.042-396-2909 FAX.042-396-2981
URL <http://www.hansen-dis.jp>

©2019.2 國立ハンセン病資料館



国立ハンセン病資料館とは

目的

「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条(名誉の回復及び死没者の追悼)に基づき国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

理念

- ハンセン病に関する知識の普及や理解の促進に努めます。
- ハンセン病にまつわる偏見や差別、排除の解消に努めます。
- ハンセン病に対する、古代以来の長年にわたる偏見・差別、とりわけ誤った隔離政策の歴史に学び、苦難や被害を被った人々の体験と、これらに立ち向かった姿を示します。
- ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々の名誉回復を目指し、人権尊重の精神を養うことに努めます。
- ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々と社会との共生の実現に努めます。

機能

教育啓発機能／展示機能／収集保存機能／調査研究機能／情報センター機能／管理・サービス機能／企画調整機能

館のあゆみ

- 1993(平成5)年6月 藤楓協会40周年を機に、ハンセン病患者・回復者が自らの生きた証跡を残し、社会に過ちがくりかえされないよう訴えることを目的に「高松宮記念ハンセン病資料館」を設立・開館
- 1996(平成8)年4月 らい予防法廃止
- 2001(平成13)年5月 らい予防法違反国家賠償請求訴訟で原告側勝訴(熊本地裁)。国は控訴を断念し、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」を発表。その中に「ハンセン病資料館の充実」が盛り込まれる
- 2005(平成17)年9月～2007(平成19)年3月 展示・建築リニューアル工事のため一時休館
- 2007(平成19)年3月 「国立ハンセン病資料館」として再開館
- 2009(平成21)年4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行。第18条に「国立のハンセン病資料館の設置」がうたわれる。

ハンセン病とは

病気について

ハンセン病はらい菌による経過の慢性な感染症です。感染しても発症するとは限らず、今では発症自体がまれです。また万が一発症しても、急激に症状が進むことはありません。初期症状は、皮疹と知覚麻痺です。治療薬がない時代には変形を起こすことや、治っても重い後遺症を残すことがありました。そのため、主に外見が大きな理由となって社会から嫌われてきました。現在では有効な治療薬が開発され、早期発見と早期治療により後遺症を残さずに治るようになりました。

歴史について

ハンセン病は日本にも古くからあり、さまざまなかたちの差別が続いてきました。国がハンセン病への対策を始めたのは1907(明治40)年の法律制定からでしたが、治療よりも患者を療養所に隔離することを主とした内容でした。

療養所に入れられた患者は外出を禁止されていました。労働もしなければならず、外出したり職員に従わなかったりすると処罰されました。患者同士の結婚は認められていましたが、子どもを持つことは許されませんでした。

国はやがて、すべての患者を一生療養所に閉じこめておく絶対隔離へと方針を強化しました。地域ごとに患者を見つけ出して療養所へ送る社会運動も展開されました。

第二次世界大戦後、治療薬が登場しても、国は積極的にハンセン病回復者を社会に戻そうとせず、社会も回復者を受け入れていませんでした。回復者は療養所にしか居場所がない、実質的な隔離状態に置かれ続けました。そのため回復者は療養所の中を暮らしやすくしようと長年努め続けて来ました。

1996(平成8)年ようやく法律が廃止になり、2001(平成13)年には国の対策の誤りを認める判決が出るなど、近年ハンセン病回復者をめぐる状況は大きく変わりました。しかし一方で、回復者の老齢化と人数の減少が進んでいます。

今や入所者にとって生活と医療は療養所にしかなくなり、社会復帰者は無理解や偏見にさらされることのない医療を療養所に期待しています。そのため療養所の存続を可能にする方法と、回復者・家族・社会の結びつきの再生が、大きな課題になっています。

当館は、ハンセン病回復者が自ら設立した博物館です。

ハンセン病患者・回復者が生きてきた証を収集・展示し、

わたしたちの社会に同じ過ちがくりかえされないことを願って活動してきました。

現在は国立の施設となり、ハンセン病回復者等に対する

国による名譽回復事業の一端をも担っています。

ご来館をきっかけに、病気がその人の姿かたちをどのように変えようとも、

人は誰でも侵すことのできない永久の権利をもっていることについて

改めて考えるとともに、

「わたしは人を尊び、思いやる心をもっているだろうか」と

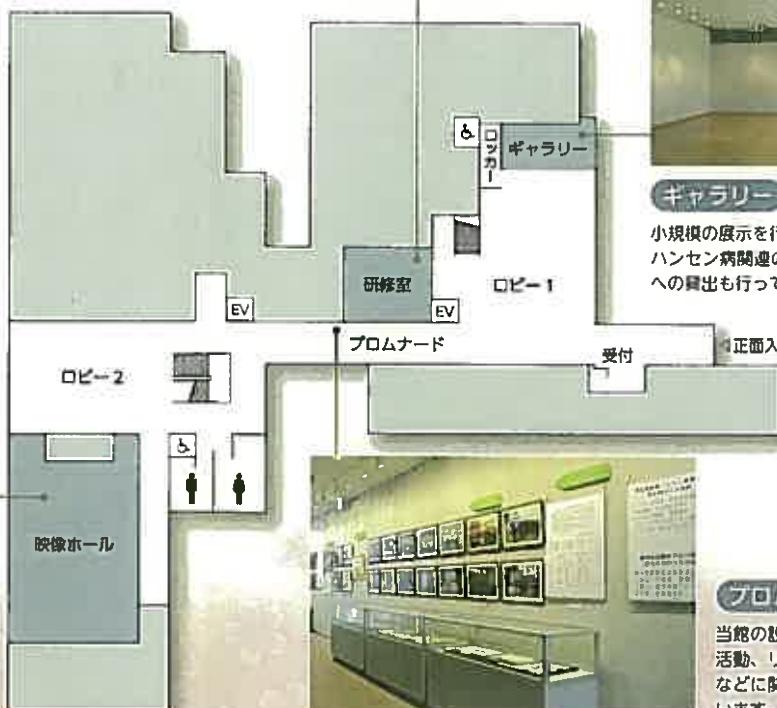
ご自身に問い合わせていただければと願っております。

1F



映像ホール

映像の視聴や講演など各種イベントを行います。
ハンセン病関連のイベントを行いたい方への
貸出も行っています。
(固定席 138・可動席 30)



研修室

5~20人程度までを対象とした
映像の視聴や講演など各種イベン
トを行います。
ハンセン病関連のイベントを行いたい方への
貸出も行っています。



ギャラリー

小規模の展示を行います。
ハンセン病関連の展示を行いたい方への
貸出も行っています。



プロムナード

当館の設立準備や開館後の
活動、リニューアルの経緯
などに関する展示を行って
います。

2F

受付
プロムナード
映像ホール
ギャラリー
研修室

常設展示室
1 「歴史展示」
2 「療養養所」
3 「生き抜いた証」
企画展示室
図書室

2F



证言コーナー

ハンセン病回復者を中心とした方々の証言映像を視聴できます。



展示室3

「生き抜いた証」

苛酷な状況にあってなお、生きる意味を求め、また生き抜いてきた患者・回復者の姿を展示しています。また患者・回復者と共に生きていくために、皆様に知りたいことについても展示しています。



展示室1

「歴史展示」

日本のハンセン病をめぐる歴史を、政策を中心に概観できます。



展示室2

「療養所」

治療薬ができる前の時代を中心に、療養所の中の患者がいかに苛酷な状況下で生活していたのかを展示しています。



企画展示室

企画展示室

図書室

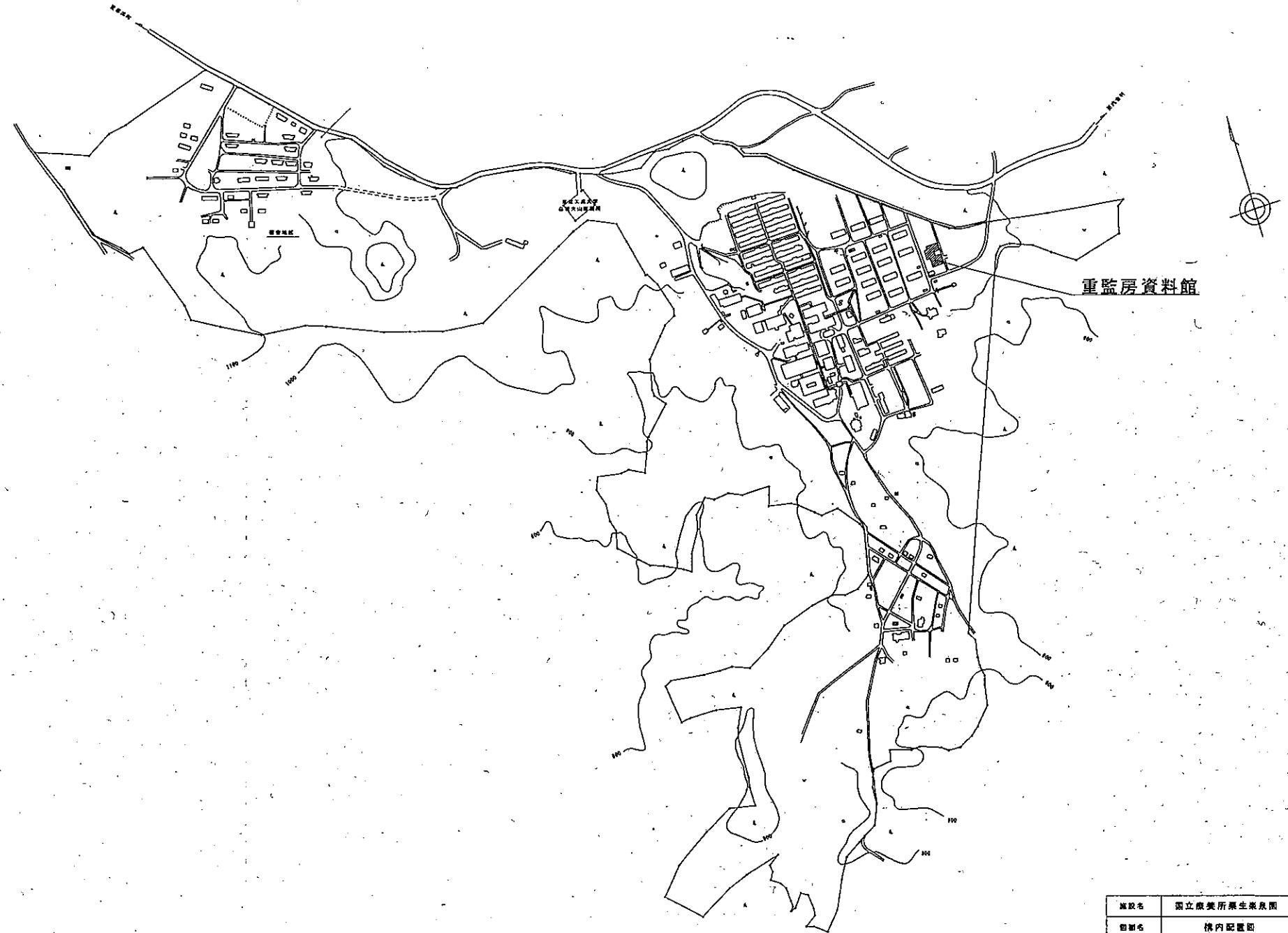
図書室

ハンセン病関連の図書資料を閲覧できます。

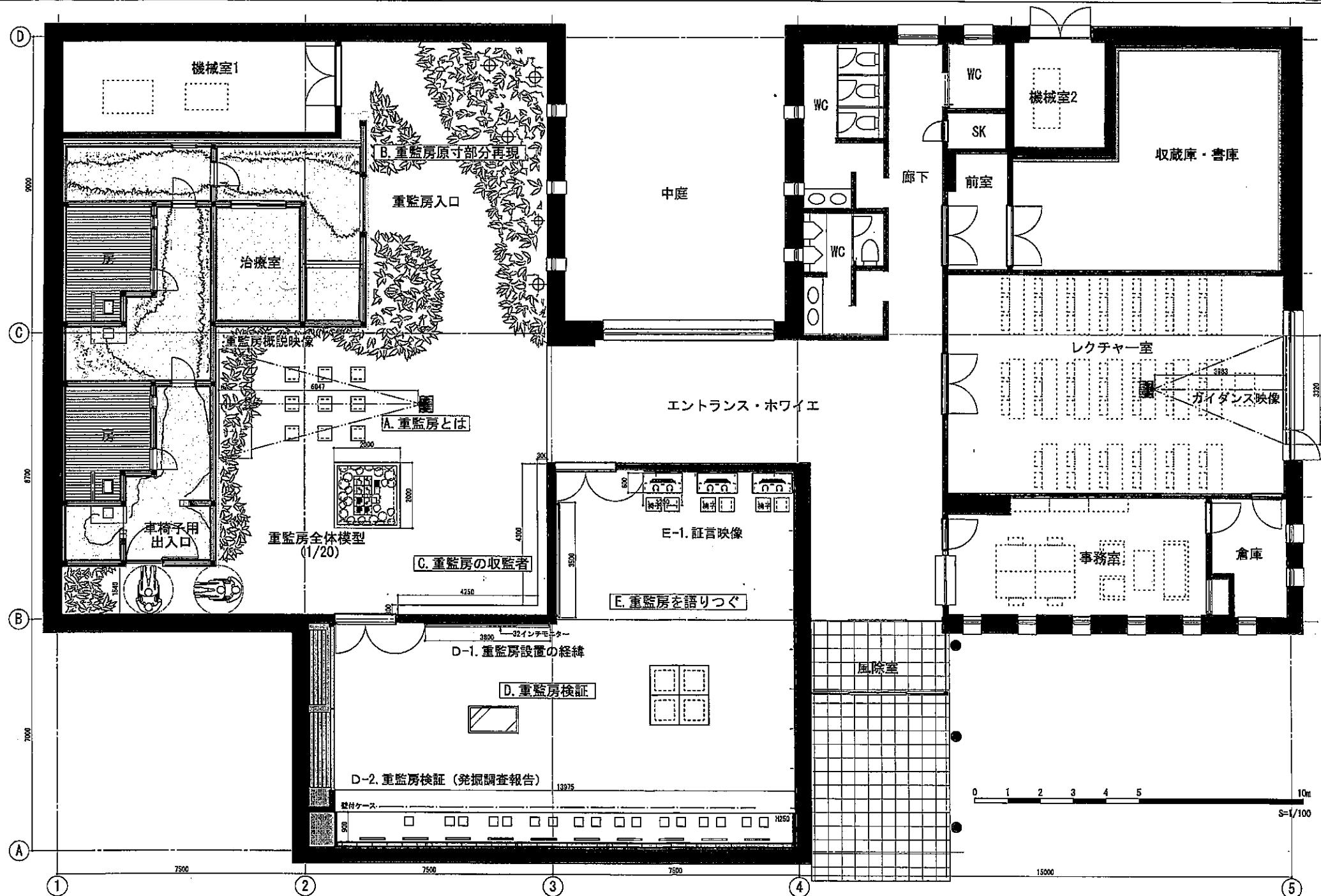
企画展示室

1年に2回、異なる企画をたてて展示を行っています。

【別添4】重監房資料館



全体平面図



見学と予約のご案内

- 個人見学** フルオープン期間（4月26日～11月14日）のみ。受付時間内に直接当館受付にお越しください。
- 団体見学** 5名様以上の団体でご利用の場合は、予定日の2週間前までにご予約をお願いします。その際、先輩館にお受けしますので、ご希望日程に添えない場合がありますことをご了承ください。
- 団体予約** 団体予約の方法は、当館ホームページをご覧ください。（ホームページ <http://sjpm.hansen-dis.jp/>）
- 学校単位でのご利用** 予め受け入れ態勢についてお打ち合わせが必要となりますので、予定日の1か月前までにお電話でお問い合わせ下さい。

ご利用案内

入館料

区分	フルオープン期間 (4/26～11/14)	個体特別利用期間 (11/15～4/25)
受付対象	個人及び団体	団体・学校の予約のみ
開館時間	9:30～16:00 (最終入館 15:30)	10:00～15:30 (最終入館 15:00)
休館日	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 国民の祝日の翌日 年末年始 館内整理日	

注) 読り部と展示解説につきましては事前予約が必要です。

交通アクセス



重監房資料館

Jyu - Kanbo
National Museum



所在地
〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
☎ 0279-88-1550 fax 0279-88-1553
URL: <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

2018.5

入館無料

ハンセン病の負の歴史を後世に語り継ぐ

重監房資料館



人の命の大切さを学び人権尊重の精神を育む場所

重監房とは

「重監房」とは群馬県草津町にある国立療養所栗生温泉園の敷地内にかつてあった、ハンセン病患者を対象とした懲罰用の建物で、正式名称を「特別病室」といいました。

しかし、「病室」とは名ばかりで、実際には患者への治療は行われず、「患者を重罰に処すための監房」として使用されていました。

重監房資料館の目的

重監房（特別病室）の収監に関しては、その運用や手続きなど未だに不明な点が多くあります。重監房資料館は、こうした重監房とハンセン病問題に関する資料の収集・保存と調査・研究の成果を発表することにより、人の命の大切さを学び、広くハンセン病問題への理解を促すことで、ハンセン病をめぐる差別と偏見の解消を目指す活動をしています。



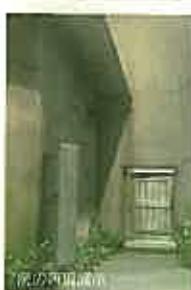
理念

当館は、重監房（特別病室）を負の歴史として後世に伝え、ハンセン病をめぐる差別と偏見の解消を目指す普及啓発の拠点として、人権尊重の精神を育みます。

377-1711

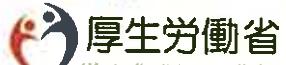
群馬県吾妻郡草津町草津白根 464-1533
☎ 0279-88-1550 fax 0279-88-1553

ホームページ <http://sjpm.hansen-dis.jp/>



国は、ハンセン病の患者であった者等の名前を回復するため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的遺産の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる（以下略）

「ハンセン病問題の
解決の促進に関する
法律」第18条より。



当館は、厚生労働省が設置した国立の資料館です。どなたでも利用できます。

重監房のあらまし

ハンセン病隔離政策の中で、多くの患者が入所を強制されたこともあり、患者の逃亡や反抗もひんぱんにおきました。このため、各ハンセン病療養所には、戦前に監禁所が作られ、「監房」と呼ばれていましたが、この特別病室は、それよりも重い罰を与えたという意味で通称「重監房」と言われています。

重監房は昭和13年（1938年）に建てられ、昭和22年（1947年）まで使われていました。この、およそ9年間に、特に反対的とされた延べ93名のハンセン病患者が入室と称して収監され、そのうち23名が亡くなったりとされています。60年以上を経た現在、この建物は基礎部分を残すのみとなっています。監房への収監は、各療養所長の判断で行われていました。これは、ハンセン病療養所の所長に所内の秩序維持を目的とする「懲戒検束権」という患者を処罰する権限が与えられていたからです。正式な裁判によるものではなく、収監された患者の人権は完全に無視されていました。



ハンセン病について

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気です。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年（明治6年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師ハンセンの名にちなんで、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。感染しても発病するとは限らず、現在、ハンセン病にかかる日本人は年間ゼロから数名程度です。万が一発症しても、激に症状が進むことはありません。初期症状は皮疹と知覚障害です。治療薬がない時代には変形を起こすことや、治っても重い後遺症を残すことがありました。そのため、主に外見が大きな理由となって社会から嫌われてきました。現在では有効な治療薬が開発されて、病気そのものは早期発見と適切な治療で確実に治るようになりました。

また、日本において感染源になる人は殆どいません。もちろん遺伝はしません。

出土遺物

平成25年に重監房（特別病室）の残された基礎部分の発掘調査が行われ、複数の貴重な遺物が出土しました。

【出土遺物（南京錠、お椀、眼鏡）】

出土したいくつもの南京錠は、過酷な監禁施設であったことを今に伝えています。



鍵とおり木製の欠けたお椀も出土しました。このお椀に僅かな白墨などを与えられたといいます。



かつての収容者が愛用していたと思われる眼鏡は、暴力の弱い人にとって自分の眼のように大切な物であるにもかかわらず、講堂時に本人に戻されることなく、永く間知らず土中に捨て置かれていました。

「病氣を忌む。」という言葉があります。これは、病氣そのものを嫌うことで「病氣を患った人を嫌う。」ことではありません。しかし「強制隔離」という国が誤った政策によって、ハンセン病を患った人々は、世間からまるで「その人が病氣そのもの」であるかのように忌み嫌われるようになってしましました。

「人が人を大切に思う心」があれば、この眼鏡は土に埋もれることなく、持ち主の元へ戻ったに違いありません。人を人と思わない悲劇が再び繰り返されないように、残された負の遺産を後世に伝え、人の命の大さと人権尊重の精神を語り継ぐことが大事なのではないでしょうか。

展示室



展示室には、重監房（特別病室）の一部を英寸大で再現したスペースがあり、再現映像や20分の1の縮尺模型をご覧いただけます。

また、貴重な証言や記録をパネルにして展示しているほか、映像を見ながらハンセン病をめぐる問題を考える場所やレクチャー室などがあります。

【別添5】

個人情報取扱事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。受託者としての契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、行政の保有する個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受託者は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、厚生労働省の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、その業務を処理するために厚生労働省から提供された個人情報が記録された資料等を、厚生労働省の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受託者は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ厚生労働省の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受託者は、厚生労働省の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、厚生労働省が受託者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を

当該第三者に求めなければならない。

- 3 受託者が厚生労働省の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受託者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受託者は、その業務を処理するため厚生労働省から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに厚生労働省に返還するものとする。ただし、厚生労働省が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受託者は、その業務を処理するため受託者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、厚生労働省が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 受託者は、その業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、自己の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 厚生労働省は、受託者がその業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、隨時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 厚生労働省は、受託者がその業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知つたときは、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 受託者は、その責めに帰すべき事由により、その業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより厚生労働省又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により厚生労働省又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

【別添6】

国立ハンセン病療養所の社会交流会館等における学芸員の配置について

(基本的事項)

第1　社会交流会館等へ出向させる学芸員は、受託者が資料館の管理運営業務のうち学芸業務を専門に行うために採用した職員であり、資料館の就業規則及び資料館における上長の指示に従うほか、受託者の定める規則に従うものとする。

(学芸員の配置)

第2　受託者は、次の表に掲げる社会交流会館等に必要な学芸員を配置するものとする。

名 称	場 所
松丘保養園社会交流会館	青森県青森市大字石江平山 19
東北新生園しんせい資料館	宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1
栗生楽泉園社会交流会館	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙 647
駿河療養所駿河ふれあいセンター	静岡県御殿場市神山 1915
長島愛生園歴史館	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6539
邑久光明園社会交流会館	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253
大島青松園社会交流会館	香川県高松市庵治町 6034-1
菊池恵楓園社会交流会館	熊本県合志市栄 3796
星塚敬愛園社会交流会館	鹿児島県鹿屋市星塚町 4204
奄美和光園交流会館	鹿児島県奄美市名瀬和光町 1700
沖縄愛楽園交流会館	沖縄県名護市済井出 1192
宮古南静園人権啓発交流センター	沖縄県宮古島市平良字島尻 888

(学芸員の業務)

第3　学芸員は、ハンセン病に関する知識の普及や理解の促進、ハンセン病に対する偏見や差別の解消、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々の名誉回復を目指し、配置される各社会交流会館や療養所入所者自治会等の方針に基づき、以下の業務を行う。

(1) 資料の収集・保管

ハンセン病の隔離政策や患者・回復者が生きてきた証といった歴史を物語る貴重な資料の散逸を防ぎ、確実に後世に継承するために、関係資料の収集・保存・管理・分類整理を行う。

(2) 展示企画

常設展示を作成、維持するとともに、可能な範囲で企画展示を開催する。

(3) 来館者等に対する普及啓発活動

来館者への説明のほか、館内外における研修・講演をはじめ、利用者の学習支援を行う。また、周辺地域の自治体や住民、学校、企業等を対象とし、ハンセン病問題の

理解を促進する活動を行う。

(4) 調査・研究

ハンセン病対策の歴史や実状を明らかにし、後世にわたってその歴史を顧みることができるようするため、様々な角度から調査・研究を行う。

(勤務時間)

第4 勤務時間は、原則として8時30分から17時15分（昼休み1時間）とするが、配置される各社会交流会館の状況に応じて変更することができるものとする。

2 勤務時間の管理は、受託者自らが行うものとする。

3 学芸員が社会交流会館の要望に応じて時間外（休日含む）の勤務を行う場合は、資料館及び受託者の定める規則等に従うとともに、社会交流会館等の属する国立ハンセン病療養所の担当部署（以下、「担当部署」という。）にも連絡を行うものとする。なお、急を要する場合は、事後の報告とする。

(休日、休暇等)

第5 休日は、土、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とするが、配置される各社会交流会館の状況に応じて変更することができるものとする。

2 学芸員が休暇を取得する場合は、資料館及び受託者の定める規則等に従うとともに、担当部署にも連絡するものとする。なお、急を要する場合は、事後の報告とする。

(出張等)

第6 学芸員が資料調査や講演等により出張する必要が生じたときは、事前に受託者に報告するとともに、担当部署にも連絡するものとする。なお、急を要する場合は、事後の報告とする。

2 学芸員が担当部署の要望に応じて出張する場合は、担当部署から事前に申請を受けるものとし、出張にかかる費用の支給は、担当部署において手続きを行うものとする。

(設備、物品等の資料)

第7 学芸員の業務の補助及び連絡等に使用するためのパソコン、通信機器は受託者において用意すること。

2 上記以外のもので、社会交流会館等の業務を行う上で必要な設備、物品等は、担当部署に相談の上、使用することできるものとする。

(その他)

第8 受託者は、ここに定める事項に疑義が生じた時、またはここに定めのない事項が生じた時は、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指示に従うものとする。

【別添 7】

資料館運営委員会について

- 1 国立ハンセン病資料館に、「国立ハンセン病資料館運営委員会」及び「重監房資料館運営委員会」（以下「資料館運営委員会」という。）を設置する。
- 2 資料館運営委員会は、厚生労働省が承認した事業計画に基づき、日々の事業の実施に当たって必要となる次の事項を検討し、方針を決定する。

なお、事業計画の承認に当たっては、厚生労働省が設置するハンセン病資料館等運営企画検討会の検討結果を踏まえるものとする。

 - (1) 国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営方針、事業計画、学術事項等に関する重要事項
 - (2) 国立ハンセン病資料館及び重監房資料館が共同して行う事業に関する事項
- 3 2に掲げるほか、資料館運営委員会は、翌年度の事業計画（案）について、意見を述べることができる。
- 4 資料館運営委員会の委員の委嘱及び解嘱は、国立ハンセン病資料館館長（以下「資料館館長」という。）が行う。なお、委員を委嘱又は解嘱しようとする場合は、あらかじめ厚生労働省健康・生活衛生局長に協議するものとする。
- 5 国立ハンセン病資料館運営委員会の委員は、資料館館長、語り部、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会の代表者、同全国弁護団連絡会の代表者、全国ハンセン病療養所入所者協議会の代表者、元患者家族の代表者、学校教育関係者、資料館事務局長、資料館事業部長、厚生労働省担当者等で構成し、その人数は10～15人程度とする。

なお、資料館事務局長、資料館事業部長等を国立ハンセン病資料館事務局とする。

また、説明、参考とするため必要がある場合は、委員以外の者を参加させることができる。
- 6 国立ハンセン病資料館運営委員会の委員長は、資料館館長が務める。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員若しくは副館長がその職務を行う。
- 7 国立ハンセン病資料館運営委員会は、委員長が招集するものとし、原則として毎月1回開催する。必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。
- 8 重監房資料館運営委員会の委員は、栗生樂泉園入所者自治会の代表者、栗生樂泉園

とまちの明日を創る会の代表者、群馬県の代表者、草津町の代表者、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会の代表者、群馬県弁護士会の代表者、重監房資料館部長、重監房に関する有識者等で構成し、その人数は10～15人程度とする。

また、説明、参考とするため必要がある場合は、委員以外の者を参加させができる。

9 重監房資料館運営委員会の委員長は、栗生楽泉園とまちの明日を創る会会長が務める。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

10 重監房資料館運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

11 資料館運営委員会の事務は、国立ハンセン病資料館事務局が行う。

【別添8】

国立ハンセン病資料館の機能

機能	目的	業務内容
1 教 育 啓 発 機 能	資料の収集保存、調査研究活動等によって得られた成果を、教育啓発を通じて一般に示し、ハンセン病に関する理解促進及び偏見・差別・排除の解消を目指す。	<p>(1) 行事・催事の実施（準備、厚生労働省との打合せ及び結果の取りまとめを含む。）</p> <p>ア. 講座（少人数向け）</p> <p>イ. 講演会・シンポジウム（大人数向け）</p> <p>ウ. ワークショップ（体験講座）</p> <p>エ. 見学会・交流会</p> <p>オ. その他イベント</p> <p>(2) 学習支援活動（講師派遣、移動展示、移動資料館、教材貸出し等）の実施</p> <p>(3) 学校教育との連携（教職員への対応、共同授業、講師派遣、教材・移動展示キット作成・貸出し等）</p> <p>(4) ボランティア（展示解説、語り部、資料整理、資料館の管理運営活動に関する作業等）の導入</p> <p>(5) その他教育啓発に関する事柄</p>
2 展 示 機 能	資料の収集保存、調査研究活動等によって得られた成果を、展示を通じて公開し、ハンセン病に関する理解促進及び偏見・差別・排除の解消を目指す。	<p>(1) 常設展示</p> <p>展示機能の主要な部分を占めるものとして、ハンセン病に関する基礎的・総合的な展示を行うとともに、資料館の過去の活動の成果や、ハンセン病を取り巻く現状や変化を踏まえたものとすること。</p> <p>(2) 常設展示の更新</p> <p>常設展示の定期的な変更を行い、展示が固定的にならないようにすること。</p> <p>ア. ハンセン病に関する調査研究の進展に応じて最新の情報を提供し、ハンセン病にまつわる事柄を誤りなく伝える。</p> <p>イ. 一定期間ごとにテーマや角度を変えて展示し、展示の訴求力や新鮮味を維持する。</p> <p>ウ. 確認された新しい情報を常に提供することで、ハンセン病を取り巻く状態を誤りなく伝える。</p> <p>(3) 展示解説の実施</p> <p>さまざまな世代、立場の人々がより展示を理解できるよう、展示を補完し、学習効果を高める展示解説を実施すること。展示解説の手法例は、以下のとおりとする。</p> <p>ア. オリエンテーション</p> <p>イ. ミュージアムツアーウ</p> <p>ウ. 解説シート、ワークシート</p> <p>エ. 音声解説装置（保守・修正及び多国語対応を含む。）</p> <p>オ. その他</p> <p>(4) 企画展示</p> <p>国立ハンセン病資料館及び関係機関における調査研究等の成果を公開するほか、常設展示の発展的展示を行うこと。常に新しい情報を展示し、何度も足を運べる施設作りを目指す。</p> <p>ア. 国立ハンセン病資料館の自主企画による企画展示</p> <p>(a) 国立ハンセン病資料館の理念、展示テーマに基づき、常設展示とは異なる視点から構成する展示</p> <p>(b) 常設展示の内容を更に掘り下げて構成する展示</p> <p>(c) 新着資料を公開する展示</p> <p>イ. 他機関との連携による企画展示</p> <p>(a) ハンセン病関連機関との共同で企画開催する。（例：国立・私立ハンセン病療養所、ハンセン病関連資料館、国立感染症研究所ハンセン病研究センター等）</p> <p>(b) 国内外の資料館等が企画したハンセン病に関連する企画展・巡回展を誘致する。</p> <p>ウ. 関連機関やその他団体への施設貸出し（貸館）による企画展示</p> <p>(a) 国立ハンセン病資料館の理念に合致する機関に展示スペースを貸し出す（貸出しの対象となる機関については、活動趣旨、利用用途等の基準を設ける。）</p> <p>(b) 地域の機関によるハンセン病学習の発表の場としての活用を図る。</p> <p>(c) 施設貸出しのほか、共催による企画展の開催も検討する。</p>

機能	目的	業務内容
3 収集保存機能	<p>資料の散逸を防ぎ、適切な形で後世に継承するため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する資料を収集、保存する。</p> <p>なお、以下の業務を実施するに当たり、必要に応じて学芸員をハンセン病療養所等へ派遣することとする。</p>	<p>(1) 収集</p> <p>国立・私立ハンセン病療養所及び海外の関連施設と連携しつつ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する資料や情報の収集を行うこと。</p> <p>収集した資料は、①常設展示の資料入替え又は更新、②企画展示、③調査研究、教育啓発活動等の展示以外の事業に活用すること。</p> <p>収集の対象は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 疾病としてのハンセン病を理解する上で必要となる資料 イ. 国内外におけるハンセン病政策やハンセン病を取り巻く社会状況を理解する上で必要となる資料 ウ. ハンセン病患者・元患者及びその家族が受けた悲惨な体験を理解する上で必要となる資料 エ. ハンセン病を取り巻く状況に対する理解を促進すると考えられる資料 オ. その他ハンセン病にまつわるあらゆる資料 <p>(2) 分類整理</p> <p>収集された資料について、適切な形で後世に伝え、有効活用するため、いつ、どこで、だれが、製造（収集）したかや来歴情報を付すとともに、適切な分類整理を行うこと。</p> <p>(3) 保存・収蔵</p> <p>収集された資料について、以下の措置を施すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 資料の材質に応じて適切な保存環境の整備、害虫の発生防止等、劣化を防ぐために必要な保存処置、修復処置等を施すこと。 イ. 保存科学の研究成果に準じた、資料の保存環境を整備すること。 ウ. 将来にわたって資料情報を継承するため、写真資料やビデオ・16 mmフィルムのデジタル化を行うこと。 エ. その他適切な資料の保存措置を実施すること。
4 調査研究機能	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関するさまざまな調査研究を継続的に行い、教育啓発、展示活動等、資料館活動に資する。	<p>(1) ハンセン病に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 国内外におけるハンセン病及び患者の歴史に関する調査研究 イ. 国内外におけるハンセン病関連の施策の変遷に関する調査研究 ウ. ハンセン病患者・元患者及びその家族が受けた偏見・差別に関する調査研究（証言による収集） エ. ハンセン病患者・元患者及びその家族を取り巻く国内外の現状に関する調査研究 オ. 国内療養所の動向及び自治会活動に関する調査研究 カ. 国内外におけるハンセン病関連資料の所在及び状態に関する調査研究 <p>(2) 資料館活動全般に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 展示活動及び教育啓発活動に関する調査研究 イ. 収集保存活動に関する調査研究 <p>(3) 調査研究の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 紀要等研究誌の発行 イ. 資料館ホームページの運営 ウ. 研究会、シンポジウムの開催 エ. 企画展示の開催 オ. 雑誌、研究誌、学会等への発表 <p>(4) ハンセン病関係機関との連携・交流（共同研究等）</p> <p>(5) ハンセン病研究者の支援</p> <p>(6) その他ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関するさまざまな調査研究</p>

機能	目的	業務内容
5 情報 セン タ ー 機 能	ハンセン病に関する情報の受発信及び集積を行うとともに、全国の関連機関との連携を図る。	<p>(1) 情報提供・検索システム関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 情報提供・検索システムの運用、管理 イ. 情報提供・検索システムコンテンツの拡充 ウ. 情報提供・検索システム保守管理業者との連絡調整 エ. 情報提供・検索システム等への収集情報の入力 <p>(2) 印刷物（出版物）による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 資料館だより：資料館の機関誌「資料館だより」を年に4回制作・発行する。 イ. 国立ハンセン病資料館年報：前年度1年間の事業をまとめた年報を発行する。 ウ. 研究紀要：資料館活動の発展に資するため、催事スケジュール、利用案内、解説シート等を作成する。 <p>(3) 図書室（資料閲覧室）における情報提供及びレファレンス</p> <p>(4) 国立ハンセン病資料館ホームページ、電子メール等を通じた情報の受発信</p> <p>(5) 情報システムのネットワーク化（国内資料館、海外資料館等との連携）</p> <p>(6) その他ハンセン病に関する情報の受発信及び集積に必要なこと</p>
6 管 理 ・ サ ー ビ ス 機 能	円滑な運営を行うとともに、利用者の利便性を図る活動を実施する。	<p>(1) 管理・運営</p> <p>国立ハンセン病資料館の活動が円滑になされるよう、また、効率的かつ利用者満足度の高い施設運営を行っていくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 法務、契約管理 イ. 業務マニュアル、規程類、様式類の改訂、整備 ウ. 人事、労務、委託業務管理 エ. 施設管理（展示室、収蔵庫を含む国立ハンセン病資料館建物、敷地等） オ. 清掃・警備 カ. 保険 キ. 予算編成・会計等 <p>(2) サービス活動</p> <p>国立ハンセン病資料館を訪れる来館者が、快適に過ごすことができるようすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. インフォメーション イ. 資料頒布サービス ウ. 休憩スペース エ. 貸しスペース事業 <p>(3) 属性別対応</p> <p>来館者それぞれの年齢、属性、利用形態に応じたきめの細かい対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 高齢者、体の不自由な方への対応 イ. 児童・生徒への対応 ウ. 課外の方への対応 エ. 団体来館者への対応 オ. 規制事項
7 企 画 調 整 機 能	国立ハンセン病資料館内の各活動を円滑に行うための連絡調整や、全国の関連機関との連携促進、資料館の存在・その他の意義を広く認知させるための活動を行う。	<p>(1) 連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 国立ハンセン病資料館活動の総合的な調整 イ. 展示更新等の中長期的計画の立案 ウ. 関係機関との連携に関する企画・調整 エ. 連絡・調整を行う部署を組織内に設け、担当人員を確保 <p>(2) 広報・宣伝活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 印刷物の発行（ポスター、パンフレット、行催事案内、広報誌、ちらし等） イ. 他の施設・機関の媒体の活用（国、地方公共団体、公共施設、ハンセン病関連施設・機関の広報等） ウ. マスコミ媒体への働きかけ（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、タウン誌等ミニコミ誌等） エ. 国立ハンセン病資料館ホームページの運営 オ. メーリングリストの運営 <p>(3) 交流活動</p> <p>ハンセン病への理解及び国立ハンセン病資料館活動への親しみ及び理解を深めもらうため、他の事業との連携を図りながら、次の交流活動を積極的に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 元患者との交流 イ. 地域活動、他の文化活動との連携 ウ. 協力支援組織の導入・育成

【別添8（参考）】

資料館の事業の実施に関する業務基準表

	業務内容	業務基準		
		業務（例）	実施基準	留意事項
教育啓発機能	(1) 行事・催事の実施 ●講座	・回復者が自ら経験を語る「語り部活動」の実施 ・教員や企業の人事担当者等を対象とした人権セミナーの開催 ・一般市民を対象とした各種イベントの実施 ・医療従事者向け研修プログラムの実施 ・学生向けの学習会等の開催	隨時 年10回 程度 各年2回	・講座等は無料とする。(資料代及び交通費等は徴収可。要事前協議。) ・講師は資料館の職員、学芸員、語り部を活用。 ・実施場所は資料館内に限らないものとし、同一内容の講座であっても、日時や場所を変えて実施することができる。 ・参加者、受講者の募集・受付・管理を適切に行うこと。 ・学芸員と協議の上実施すること。
	●講演会・シンポジウム（大人数向け）	・語り部との交流の機会を設ける	年1回 程度 年4回 程度 任意	
	●ワークショップ	・資料の貸し出し	月1～2回程度	
	●見学会・交流会	・学校や自治体、企業等に語り部や学芸員を派遣 ・教員向けに講演DVD等の配布 ・HP等を通じて、見学前の資料提供、質疑対応等の実施	隨時	
	●その他イベント	・ボランティア事業の実施（展示解説、資料整理等） ・ボランティアの募集及び管理 ・啓発活動の効果測定（アンケート調査等）の実施	随时	
	(2) 学習支援活動		年1回	
	(3) 学校教育との連携			
	(4) ボランティアの導入			
	(5) その他教育啓発に関する事柄			
展示機能	(1) 常設展示	・常設展示の環境管理（展示物、模型、機器等）	常時	・最新かつ正確な情報提供を行う。 ・学芸員と協議の上実施すること。
	(2) 常設展示の更新	・資料追加、解説文修正等を行う	年1回 程度	・資料館利用者が快適に閲覧ができるように配慮する。
	(3) 展示解説の実施	・学芸員による展示解説、質疑応答を行う	隨時	・入館者の反応を参考に、展示の新鮮味を維持する。
	(4) 企画展示	・企画展示	年2回 以上	
収集保存機能	(1) 収集	・収集資料の移送 ・当事者からの聴き取り調査等 ・個人、関係団体等からの資料受贈 ・収蔵資料に係る資料整理用具の整備 ・資料目録の作成 ・資料のデジタル化 ・くん蒸処理	隨時	・学芸員と協議の上実施すること。 ・適正な廃棄物処理を図ること。
	(2) 分類整理		随时	
	(3) 保存・収蔵	・資料館資料及び収蔵環境の保全 ・資料保存業務に伴う廃棄物処理	任意 年1回 程度 隨時	

	業務内容	業務基準		
		業務（例）	実施基準	留意事項
調査研究機能	(1)ハンセン病に関する調査研究 (2)資料館活動全般に関する調査研究 (3)調査研究の公開	・収蔵資料について、関係者からの聴き取り調査を行う ・企画展等の準備のための調査を行う ・研究紀要及び資料目録の作成 ・刊行物の作成、配布 ・図録又はリーフレット等の作成、頒布	随時 年1回 年1回程度 年3回程度	・学芸員と協議の上実施すること。
	(4)ハンセン病関係機関との連携・交流（共同研究等）	・各療養所の社会交流会館等と調査を行う ・大学等との連携による社会啓発・教育プログラム等の研究	任意	
	(5)ハンセン病研究者の支援	・問い合わせ等への対応や収蔵資料の貸し出しなどを行う ・史跡の調査等の実施	任意	
	(6)その他ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関わるさまざまな調査研究			
情報センター機能	(1)情報提供・検索システム関連業務 (2)印刷物（出版物）による情報提供 (3)図書室（資料閲覧室）における情報提供及びレファレンス (4)国立ハンセン病資料館ホームページ、電子メール等を通じた情報の受発信 (5)情報システムのネットワーク化（国内資料館、海外資料館等との連携） (6)その他ハンセン病に関する情報の受発信及び集積に必要なこと	・文献検索システムによる書誌データ等の管理 ・システム保守管理 ・資料館だよりの作成、配布 ・資料館年報の作成、配布 ・図書室利用機会の提供 ・蔵書管理、検索データの作成 ・公式ホームページの運用 ・システム保守管理	常時 年4回 年1回 常時 常時 隨時 任意	・年間を通じて安定して情報機器を利用できるように保守管理すること。
管理・サービス機能	(1)管理・運営 (2)サービス活動 (3)属性別対応	・マニュアル等の整備 ・施設整備、清掃、機器点検等の実施 ・展示室等の監視 ・来館者の受付及び総合案内業務の実施 ・カウンターへの資料等の常置 ・資料館及び運営管理業務に関する苦情対応 ・展示解説音声ガイドの貸し出し ・車椅子・ベビーカー等の貸し出し ・団体向けガイダンス	隨時 常時 隨時	・資料館の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう保守管理業務を行うこと。 ・開館時間から閉館時刻まで常時1名以上配置。 ・来館者及び団体等の要望に応じ隨時実施。

	業務内容	業務基準		
		業務（例）	実施基準	留意事項
企画調整機能	(1) 連絡調整	・資料館運営委員会等の実施及び連絡調整 ・厚生労働省のハンセン病資料館等運営企画検討会等への出席、資料作成等	月1回 程度 適宜	・資料館館長又は総括管理責任者が出席すること。
	(2) 広報・宣伝活動	・チラシ、パンフレット等の作成 ・公式ホームページの運用	隨時 常時	
	(3) 交流活動	・ハンセン病療養所における催事等への参加、協力	隨時	

【別添 9－1】

建物保全業務等仕様

国立ハンセン病資料館の建物保全業務、施設及び設備保守業務、建築物衛生管理業務(以下保全業務等という)の範囲及び基準を定めたものである。業務の履行にあたっては、本書に基づき、関係法令を遵守して、設備機器を常に最良の状態に維持し、安全で経済的な運転と建物の衛生的かつ快適な環境の確保に努めること。

I. 管理基本事項

本仕様書は、以下の基本事項を要件として作成する。

1. 建物の規模及び用途

(1) 建物の規模

国立ハンセン病資料館	地上2階建、床面積 4,350.37 m ²
重監房資料館	地上1階建、床面積 736.25 m ²

(2) 建物の主な用途

展示室・事務室・図書室・映像ホール他

2. 管理対象設備

管理対象の種類・数量は、「管理対象表〔付表1〕」による。

3. 建物基準使用日及び使用時間

(1) 建物基準使用日

月曜および「国民の祝日」の翌日、年末・年始の休館日を除く全日

(2) 建物基準使用時間

9時30分～16時30分

4. 冷暖房基準実施期間及び実施時間

冷暖房基準実施期間及び実施時間は次の各号による。

(1) 冷暖房実施期間

①冷房実施期間	5月1日～10月31日
②暖房実施期間	12月1日～3月31日

(2) 冷暖房実施時間

8時30分～17時00分

5. 管理業務の区分

委託管理業務は次の区分によって行う。

(1) 総括管理業務

(業務内容は、Ⅱに定める。)

(2) 運転監視業務及び日常巡視点検業務

(業務内容は、Ⅲに定める。)

(3) 定期点検・測定・整備業務

(業務内容は、Ⅳに定める。)

6. 必要技術資格保有者

管理業務の履行にあたり、次の技術資格保有者のなかから技術員を選任する。

(1) 電気関係

電気主任技術者

(2) 建築物環境衛生

建築物環境衛生管理技術者

7. 保全業務等の基準

保全業務等の履行にあたって、各設備の安全及び建物内外の安全並びに衛生的環境維持のため定められた次の諸法令及び諸規則を遵守するものとする。

(1) 電気事業法

(2) 消防法

(3) 建築基準法

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(5) 大気汚染防止法

(6) 水道法

(7) 下水道法

(8) 水質汚濁防止法

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

8. 保全業務等の実施要領

保全業務等の実施要領は、「設備管理実施要領〔付表2〕」に示す次の各号に準拠するものとする。

(1) 運転監視

(2) 日常巡視点検

(3) 定期点検・測定・整備

9. 竣工引き渡し図書類

電気設備・空気調和換気設備・給排水衛生設備等の各設備毎に、運用のための竣工引き渡し図書類の複写を整理・保存する。

(1) 竣工図

(2) 主要機器完成図

(3) 主要機器取扱説明書

(4) 主要機器試験成績表

(5) 諸官庁届出書類控及び一覧表

(6) 現場試験成績表

(7) 官公庁検査記録書

(8) 設計(変更)指示書

(9) 主要機材メーカーリスト

10. 管理用記録書類

管理用記録書類として、つぎの各号の書類を作成し保存する。

(1) 台帳類

① 設備機器台帳

- ②消耗品・予備品台帳
- (2)計画表・報告書類
 - ①年間作業計画表
 - ②月間作業計画表
- (3)運転日誌、作業日誌類
 - ①電気設備運転監視表
 - ②空調設備運転監視表
 - ③空調設備・給排水設備(ポンプ類)運転監視表
 - ④雨水残留塩素等検査実施記録表
- (4)点検記録等
 - ①配電設備分電盤定期点検表・動力盤定期点検表
 - ②空調設備月間点検表
 - ③空調設備(送風機関連)月間点検表
 - ④空調・給排水設備(ポンプ関係)月間点検表
 - ⑤空調設備(クーリングタワー)年間点検表
 - ⑥貯水槽月次点検表
- (5)整備・補修・事故記録等
 - ①整備・補修等報告書(作業日誌)
 - ②事故・障害記録

11. 記録書類等の保存期間

(1)竣工引き渡し図書類等	永 久
(2)台帳類	永 久
(3)運転日誌・作業日誌類	3年以上
(4)点検記録等	3年以上
(5)整備・補修・事故記録等	3年以上

II. 総括管理業務

本保全業務等における総括管理業務は、以下の仕様をもって履行するものとする。

1. 法定技術責任者の選任

受託者は、関係諸官庁に届け出を必要とする以下の法定技術責任者を選任する。

(1)電気主任技術者

- ①受託者は、自家用電気工作物の工事、維持および運用の保安を確保するにあたり、主任技術者の意見を尊重すること。
- ②自家用電気工作物の工事、維持および運用に従事するものは、主任技術者が保安のためにする指示に従うこと。
- ③主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持および運用の保安の監督の職務を誠実に行うこと。

(2)建築物環境衛生管理技術者

2. 計画立案業務

保全業務等を計画的に実施するため、次の計画書を作成する。

- (1)長期修繕計画
- (2)年間作業計画表
- (3)月間作業計画表

3. 報告、連絡、調整業務

保全業務等の実施にあたって、以下の報告、連絡、調整等の業務を行う。

- (1)運転監視及び日常点検により発見した故障箇所・要修理箇所の報告及び意見具申
- (2)関係部署との連絡及び調整
- (3)管理報告書の提出
- (4)関係官公庁等への諸届け出業務の代行
- (5)事故時及び非常時における緊急連絡

4. 記録の分析業務

電力・用水・ガス・油等の使用量の他、運転、点検等に関する記録データの分析、検討を行い、その結果を報告する。

5. 立ち会い業務

管理対象設備に関する官公庁立入検査時に立ち合い、報告する。

6. 結果報告

自主検査を行い結果を報告する。

保全業務等の向上、設備予防保全及び経済性追求のための自主検査を実施する。

7. その他

その他業務及び結果を報告する。

- (1)関係図面・図書類の収集、整備、保管
- (2)設備機器内容の確認、機器台帳の整備
- (3)工具、器具とその台帳の管理
- (4)消耗品及び予備品の在庫管理
- (5)事故時及び非常時の応急処置

III. 運転監視及び日常巡視点検業務

本保全業務等における運転監視及び日常巡視点検業務は、以下の仕様をもって履行するもの。

1. 現場責任者の選任

業務の履行に当たり、業務履行に従事する者を直接管理し、指揮監督の任に当たる現場責任者を選任する。

2. 運転監視業務

運転操作及び監視業務の対象設備は、「管理対象設備〔付表1〕」にあげる設備とする。業務の内容は次の各号によるものとし、その細目は〔付表2〕の運転監視実施要領によるものとする。

なお、業務の実施に当たっては、館の用途及び経済的運転を考慮して「運転監視実施要領」に基づき、各設備機器を適正に運転する。

(1) 運転監視業務の内容

① 電気設備の運転操作及び監視業務

(受変電設備、配電設備、動力設備、電灯設備、その他の電気設備)

② 空気調和設備の運転操作及び監視業務

(熱源設備、空気調和設備、換気設備等)

③ 給排水衛生設備の運転操作及び監視業務

(給水設備、排水設備、雨水設備、ガス設備その他各種設備)

(2) 運転監視記録

運転監視業務の実施状況は所定の各種運転日誌等に記録する。

3. 日常巡視点検業務

日常巡視点検業務の内容は次の各号のとおりとする。点検項目及び周期は、「日常巡視点検業務実施要領」に基づき、設備機器の正常な状態を確認する。

(1) 日常巡視点検業務の内容

① 電気設備の巡視点検

② 空気調和設備の巡視点検

③ 給排水衛生設備の巡視点検

④ 環境衛生管理項目の巡視点検

⑤ その他ビルに付帯する設備の異常時の報告

(2) 点検記録

日常巡視点検業務の実施結果は、所定の各種点検記録表等に記録し保存する。

(3) 整備・補修等報告

発生の都度その後速やかに報告する。

4. 応急処置及び小修理業務

(1) 応急処置

設備機器等に故障又は異常を発見し、応急処置の必要があるときは、その波及被害を防止するため、常備する工具類又は部品を用いて常駐技術員が速やかに処置する。

(2) 小修理業務

設備機器の小修理業務の範囲は、常駐技術員が常備する工具類を用い定期業務に支障をきたさない時間内(1人日)で実施できる部品交換程度の範囲とし、その原因を追究する。結果を速やかに報告し問題点があれば必ず対策を打ち合わせすること。

① 排水管詰まり補修

② 消耗備品類の交換

③ 常備する工具類による支給品の取り付け・交換

5. 業務実施時間帯及び技術員

各設備の運転監視及び日常巡視点検に関する業務の実施時間帯及び常駐技術要員は、次の各号のとおりとする。

(1) 業務実施時間帯

9時00分～17時00分

(2) 常駐技術要員

技術資格保有者 1名

6. 保全業務等に必要な計測器・工具類・保護具類

運転監視及び日常巡視点検業務に使用する計測器・工具・保護具の種類は次のとおりとする。

(1) 計測機器類

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| ①テスター | ②絶縁抵抗測定器 | ③温湿度計 |
| ④残留塩素測定器 | ⑤クランプメーター | ⑥騒音測定器 |
| ⑦PH測定器 | | |

(2) 工具・保護具類

- | | | | |
|------------|-------|-----------|----------|
| ①ドライバーセット | ②ペンチ | ③ニッパー | ④スパナセット |
| ⑤レンチ | ⑥ハンマー | ⑦やすりセット | ⑧金属用のこぎり |
| ⑨半田付け用具セット | ⑩懐中電灯 | ⑪ヘルメット | |
| ⑫高圧絶縁手袋 | ⑬絶縁長靴 | ⑭その他必要工具類 | |

7. 保全業務等に必要とする消耗資材類

運転監視業務及び日常巡視点検業務に使用する消耗資材および交換範囲は次のとおりとする。

(1) 照明用管球類

脚立程度の足場等により実施可能な範囲とし、管球類交換のために停電もしくは足場等を必要とする場合は、別途に仕様と費用を定めて実施する。

(2) 各種表示灯

制御用、監視用等に使用する汎用型のねじ込み式のランプのみとし、特殊な定格、型式のものは除く。

(3) 電流ヒューズ

ヒューズ交換のため停電する必要がある場合は、その作業は、別途に仕様と費用を定めて実施する。

(4) 温度ヒューズ

ダクト内等の隠蔽部分及びそれに類する部分でのヒューズ交換のため停電する必要がある場合は、その作業は、別途に仕様と費用を定めて実施する。

(5) 潤滑油類

時間外に機器を停止して行う注油作業は、別途に仕様と費用を定めて実施する。

(6) パッキング材

一定重量(10kg程度)を越える部品のパッキング材の交換作業は、別途に仕様と費用を定めて実施する。

(7) 他資材

一定重量(10kg程度)を越える部品のパッキング材の交換作業は、別途に仕様と費用を定めて実施する。

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| ①補修ペイント類 | ②接着剤 | ③電池類 |
| ④ベルト類 | ⑤スイッチ・コンセント | ⑥上記に属する消耗品一切 |

IV. 定期点検・測定・整備業務

定期点検・測定・整備業務の内容は、次の各号のとおりとし、各業務の作業項目及び周期は、[付表2]の「定期点検・測定実施要領」によるものとする。

業務の実施にあたっては、年間・月間の「定期点検・測定・整備作業計画書」を作成して実施するものとし、その結果は別に定める記録表等に記録すること。

1. 定期点検・測定・整備業務

業務の履行に当たり、業務履行に従事する者を直接管理し、指揮監督の任に当たる現場責任者を選任する。

(1)自家用電気工作物の保安規定に基づく定期自主検査業務

年1回

(2)吸収式冷温水発生装置の点検業務

年6回

(3)大気汚染防止法に基づくばい煙測定業務

年1回

(4)建築物の衛生的環境の確保に関する法律等に基づく次の業務

①環境衛生管理技術者業務	毎月
--------------	----

②貯水槽清掃業務	年1回
----------	-----

③レジオネラ菌検査業務	年1回
-------------	-----

④冷却塔・冷却塔水管の清掃	年3回
---------------	-----

⑤ねずみ・昆虫等の防除	年4回
-------------	-----

2. 空気環境測定業務

(1)業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律関連規定に示された空気環境の測定次項について、同関連規定に定められた測定器を用いて行う。

(2)測定の基準

測定基準は下記による。

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律

②同施行令及び施行規則

③所在自治体の指導基準

(3)測定の対象

測定対象はCO、CO₂、温度、湿度、浮遊粉塵、気流とする。

なお、CO、CO₂の含有率、浮遊粉塵量は、1日の平均値を算出するものとする。

(4)測定の場所

測定場所は外気：1ポイント 館内：6ポイントとする。

測定位置は所在自治体の指導基準による。

(5)測定の回数

2ヶ月以内毎に定期に測定。同一点を1日2回測定する。

午前 1回 午後 1回

(6) 報告書

法令に基づいた帳簿書類を作成し常時整理保管しておく。

(7) 経費の負担

本業務に伴う測定機器、消耗品等は契約金額に含まれる。

(8) その他

技術的な考察により測定場所を変更するときは、協議して定める。

3. 建物等定期点検業務

本業務は、建物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

(1) 外部

- | | | |
|----------|------------------|------------|
| ①屋根 | ②外壁 | ③軒天井・ひさし下端 |
| ④外部床 | ⑤外部階段 | ⑥建具 |
| ⑦外部用自動ドア | ⑧エキスパンションジョイント金物 | |

(2) 内部

- | | | |
|----------|-----|----|
| ①内壁・柱・はり | ②天井 | ③床 |
| ④階段 | ⑤建具 | |

(3) 構造部

4. その他の点検・整備業務

(1) 空気調和機及びその付帯設備の定期点検・整備業務

(2) 照明器具、空気吹き出し口等設備の整備及び特別清掃

(3) その他協議により定めた設備管理業務

【別添9-1】付表1 管理対象表

※この表は、「建物保全業務仕様書」に定める管理対象設備の種類・数量を示すものである。

施設名		設備概要	
1. 受変動設備			
	受電方式1回線受電		
	3相3線式 6.6KV 50Hz		
	受電契約 W		
1-1	受電設備		
1-2	変電設備		
1-3	配電設備		
1-4	共用負荷設備	制御盤 電動機等	
1-5	専用部負荷設備		
1-6	共用電灯		
1-7	コンセント		
1-8	専用部電灯		
1-9	コンセント		
1-10	避雷針	JIS 突針型	
2. 空気調和換気設備			
2-1	吸収式冷温水発生装置	型式 : AUW-100E1GD 製造番号 : 814-29-486	一式
2-2	煙道及び煙突		一式
2-3	パッケージ型空気調和機	EHP、GHP、ビル用マルチGHPタイプ	一式
2-4	空気調和機		一式
2-5	空気洗浄装置及び加湿装置		
2-6	ファンコイルユニット		一式
2-7	クーリングタワー		一式
2-8	冷温水及び冷却水循環装置		一式
2-9	送風機及び排風機		一式
2-10	風道及び付属装置		一式
			一式
3. 給排水衛生設備			
3-1	市水受水槽(0.3m³/1槽式)	FRP製	1基
3-2	中水槽(11m³)	コンクリート製	
3-3	雨水槽(5、22、50m³)	コンクリート製	
3-4	湧水槽	コンクリート製	4基
3-5	給水加圧ポンプNo.1、No.2	空調用加湿器給水用 トイレ洗浄水用	2基
3-6	中水移送ポンプ	水中ポンプ	1基
3-7	湧水ポンプ	水中ポンプ	4基
3-8	消火栓ポンプ		1基
3-9	薬液注入装置(雨水用)		1基
3-10	給水管		一式
3-11	湯沸器		一式
3-12	湯沸かし場		一式

施設名		設備概要
3-13	洗面器	一式
3-14	シャワー室	一式
3-15	トイレ	一式
3-16	排水管	一式
3-17	ガス設備	一式
4. 消防設備等		
4-1	消火器	一式
4-2	屋内消火栓	一式
4-3	連結送水管	一式
4-4	ハロン消火設備	一式
4-5	排煙設備	一式
4-6	自動火災報知設備	一式
4-7	非常警報設備	一式
4-8	放送設備	一式
4-9	漏電火災警報器	一式
4-10	誘導灯及び誘導標識	一式
4-11	非常照明	一式

管理対象表

施設名	設備概要	管理業務区分			
		A	B	C	D
1. 受変動設備					
受電方式1回線受電					
3相3線式 6.6KV 50Hz					
受電契約 W					
1-1 受電設備		○	○	○	△
1-2 変電設備		○	○	○	△
1-3 配電設備		○	○	○	△
1-4 共用負荷設備	制御盤 電動機等	○	○	○	△
1-5 専用部負荷設備		○	○	○	△
1-6 共用電灯		○	○	○	△
1-7 コンセント		○	○	○	△
1-8 専用部電灯		○	○	○	△
1-9 コンセント		○	○	○	△
1-10 避雷針	JIS 突針型	○	○	○	△
2. 空気調和換気設備					
2-1 吸収式冷温水発生装置	型 式 :AUW-100E1GD 製造番号 :814-29-486	一式	○	○	△ △
2-2 煙道及び煙突		一式	○	○	△ △
2-3 パッケージ型空気調和機	EHP、GHP、ビル用マルチGHPタイプ	一式	○	○	△ △
2-4 空気調和機		一式	○	○	△ △
2-5 空気洗浄装置及び加湿装置					
2-6 ファンコイルユニット		一式	○	○	△ △
2-7 クーリングタワー		一式	○	○	△ △
2-8 冷温水及び冷却水循環装置		一式	○	○	△ △
2-9 送風機及び排風機		一式	○	○	△ △
2-10 風道及び付属装置		一式	○	○	△ △
		一式	○	○	△ △
3. 給排水衛生設備					
3-1 市水受水槽(0.3m³/1槽式)	FRP製	1基	○	○	○ △
3-2 中水槽(11m³)	コンクリート製		○	○	○ △
3-3 雨水槽(5、22、50m³)	コンクリート製		○	○	○ △
3-4 湧水槽	コンクリート製	4基	○	○	○ △
3-5 給水加圧ポンプNo.1、No.2	空調用加湿器給水用 トイレ洗浄水用	2基	○	○	○ △
3-6 中水移送ポンプ	水中ポンプ	1基	○	○	○ △
3-7 湧水ポンプ	水中ポンプ	4基	○	○	○ △
3-8 消火栓ポンプ		1基	○	○	○ △
3-9 薬液注入装置(雨水用)		1基	○	○	○ △
3-10 給水管		一式	○	○	○ △
3-11 湯沸器		一式	○	○	○ △
3-12 湯沸かし場		一式	○	○	○ △

施設名	設備概要	管理業務区分			
		A	B	C	D
3-13 洗面器		一式	○	○	○
3-14 シャワー室		一式			
3-15 トイレ		一式	○	○	○
3-16 排水管		一式	○	○	○
3-17 ガス設備		一式	○	○	○
4. 消防設備等					
4-1 消火器		一式	○	○	○
4-2 屋内消火栓		一式	○	○	○
4-3 連結送水管		一式	○	○	○
4-4 ハロン消火設備		一式	○	○	○
4-5 排煙設備		一式	○	○	○
4-6 自動火災報知設備		一式	○	○	○
4-7 非常警報設備		一式	○	○	○
4-8 放送設備		一式	○	○	○
4-9 漏電火災警報器		一式	○	○	○
4-10 誘導灯及び誘導標識		一式	○	○	○
4-11 非常照明		一式	○	○	○

1. 設備管理の実施

(1) 運転監視・日常巡視点検

設備の適正な運用を図るために行う運転、監視及びこれに関する電力、用水及び燃料等の需給状態を管理するための実施内容を定めたものである。

さらに、所定の実施内容に基づき巡視し関係機器の運転状況を把握し、正常運転を確認する。

異常を発見した場合は、必要な調整、補修等の処置により故障、損傷の極小化を図ることはもとより、合理的な運転管理によりランニングコストの低減に努めるものとする。

(2) 定期点検・測定・整備

当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。

2. 管理基準の対象設備

この設備管理実施要領により、運転監視、日常巡視点検、定期点検、測定・整備業務を実施する設備は、付表1に示した管理対象設備とする。

なお、本実施要領に記載のない設備・機器の管理基準については、メーカーが推奨する保守基準等を参考にする。

3. 点検整備方法

(1) 日常巡視点検

①日常巡視点検は、目視、聴音、接触等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

②日常巡視点検で行う業務の範囲は携帯工具等を用い、脚立程度の足場等により実施可能な範囲の業務とする。

③点検に際しては、点検項目に記載の事項の他、保守点検の作業性及び防災・保安上の観点から「周囲の障害物の有無等」全般に共通して実施する。

(2) 点検周期

①日常点検周期は、設備機器等の正常状態における標準を示しているが、機器の経年、損耗の程度を考慮して設定する。

②「時」とは、1日2回以上点検することを示す。

③「都度」とは、定期的な周期を定めず、状況により実施することを示す。

(3) 定期点検・測定・整備

原則として、点検周期が半年以上のもので、装置、機器を停止又は試運転状態で測定機器等を用いて、点検及び整備により機能回復を図る業務をいう。

4. 点検結果に対する処置

(1) 日常巡視点検の結果、不備な箇所や状態を発見した場合は、必要な清掃、調整或いは小修理の処置を施す。

(2) 定期点検の結果、不備な箇所や状態を発見した場合は、応急処置等により仮復旧し、速やかに報告並びに回収の手続きをとる。

5. 記録・報告

日常巡視点検、定期点検業務を実施した場合は、点検記録・整備・補修記録等によりその結果を記録し報告する。

年度 ハンセン病資料館 建物保全業務年間計画(年 月 ~ 年 月)

No.	帳簿No.	名称	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1		建築物衛生管理業務	1/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2		室内空気環境測定業務	6/年	○		○		○		○		○		○		
3		空調設備保守一式	6/年	○		○		○		○		○		○		
4		吸收式冷温水発生器整備業務	1/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5		冷却塔薬剤投入	4/年	○			○		○			○				
6		雨水残留塩素測定業務	1/週													
7		雨水等受水槽清掃業務他 給水設備点検	1/年										○			
8		雨水水質検査業務	6/年	○		○		○		○		○		○		
9		レジオネラ菌検査業務	1/年				○									
10		冷却塔清掃業務	3/年	○				○				○				
11		定期衛生害虫・防鼠点検業務	1/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12		定期衛生害虫防除業務	4/年	○			○		○			○				
13		煤塵測定業務	1/年									○				
14		消防設備総合点検業務	1/年				○									
15		消防設備機能点検業務	1/年									○				
16		受変電設備定期点検	1/年										○			

年度 ハンセン病資料館 建物保全業務年間計画(年 月 ~ 年 月)

No.	帳簿No.	名称	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
17		電気設備月例点検	1/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18																	
19		昇降機保守点検業務	1/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20															○		
			自動ドア保守業務														
			建築物等定期点検業務	1/年													

昇降機保守仕様書

1. 点検・調整

点検・給油・調整を行う機種は、別紙1のとおりとし、点検報告書を作成する。機器の性能維持に必要と判断した場合は、機器並びに付属部品に対し修理または取り替えをする。

2. 点検修理等

点検・修理又は部品取り替え作業の範囲は別紙2のとおりとする。

修理又は部品取り替え範囲は、昇降機を通常使用する場合に生ずる摩耗及び劣化に限るものとする。ただし、次項の項目は除外とする。

3. 費用除外項目

- (1)意匠部品(昇降かご、かご床タイル、敷居、三方枠、外側板等)塗装、メッキ直し、清掃又は修理・取り替え。
- (2)巻き上げ機、電動機、駆動機等それぞれの一式取り替え、昇降路・機械室等の改修等。
- (3)関係法規の改正又は、官公署の命令もしくは要求による設備の改修及び、新規付属物の追加工事。
- (4)所有者の不注意又は不適当な管理・使用等により生じた修理・取り替え等。

4. 作業時間

定期点検・定期整備は、保守受託者の就業時間(通常勤務日の通常勤務時間)内に行い、整備に必要な作業時間中は、運転を停止する。

5. 関連設備の点検

煙感知器、火災報知器、消火設備、防火区画の扉、シャッター、自動扉等昇降機関連設備の点検は含まれない。

別紙1 保守対象仕様表

【1号機】ルームレス式乗用エレベーター

管理番号	No.4511-0345
形式	MP13-900-CO-45型
積載量	900 kg(定員13名)
速度	45m/min
停止場所	1階～2階 2停止用
オプション	車いす仕様
	地震時管制運転装置(P波・S波)
	火災時管制運転装置
	停電時管制運転
	音声合成装置
	監視盤

【2号機】ルームレス式乗用エレベーター

管理番号	No.4511-0343
形式	MP15-1000-CO-45型
積載量	1,000 kg(定員15名)
速度	45m/min
停止場所	1階～2階 2停止用
オプション	車いす仕様
	地震時管制運転装置(P波・S波)
	火災時管制運転装置
	停電時管制運転
	音声合成装置
	監視盤

【3号機】ルームレス式荷物用エレベーター

管理番号	No.4511-0344
形式	MF-2000-3S-45型
積載量	2,000 kg(1名運転者)
速度	45m/min
停止場所	1階～2階 2停止用
オプション	地震時管制運転装置(P波・S波)
	火災時管制運転装置
	停電時管制運転
	音声合成装置
	監視盤

別紙2 保守対象仕様表

分類	機器又は装置
受電盤 制御盤	1. リレー、コイル、抵抗類、コンデンサー、電池類 2. 調速機(軸受け及びその他の部品) 3. 電気配線(但し、電源引き込み線を除く)
電動機	巻き線、軸受け、整流子、ベアリング類、メタル類
巻上機	1. ウォームギア、スラストベアリング 2. 巷き上げ機軸受け 3. ブレーキの巻き線、シーライニング及びその他の部品 4. トラクションシーブ及びその他のシーブ及びそれらの軸受け
調速機	軸受け及びその他の部品
かご関係	1. ドアマシン関係(モーター、抵抗器、ドアロープ) 2. ドアハンガー及びガイドシュー、セーフティーシュー 3. 非常止め装置及びガイドシュー 4. 各スイッチ類及び運転関係部品、カーライト及びランプ 5. 連結装置及び部品(ケーブルを含む) 6. 非常ベル、ブザー及び部品
乗り場関係	1. インジケーター、ボタン及び部品 2. インターロック及び部品、ドアスイッチ及び部品 3. ハンガー及びシュー 4. 戸クローザー及び部品
昇降路関係	1. 主ワイヤーロープ、ガバナロープ、テールコード 2. リミットスイッチ及び部品 3. 着床近接リレー及び部品
附加装置	車いす仕様、地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電自動着床装置、音声合成装

資料館構内交換設備保守仕様

1. 設備概要

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 日立製電話デジタル交換機(HX-IP) | 一式 |
| (2) 内線一般電話機 | 一式 |
| (3) 内線多機能電話機 | 一式 |
| (4) 付帯設備 | 一式 |

2. 定期保守

年2回実施(2月、8月)

3. 保守点検項目

分類	装置名	点検内容	備考
電源装置	監視警報	各種ランプ確認	
	整流器	入出力電圧確認	
	蓄電池	電圧・発熱・外観・液量確認	
主装置	監視警報	障害ランプ確認／障害データ確認	
	システム装置	システム状態データ確認／閉塞・H&D検索	
機能試験	機能	局線に関する機能試験	
		内線に関する機能試験	
		専用線に関する機能試験	
		中継台に関する機能試験	
		PHSに関する機能試験	
		その他トランク機能試験	
NW装置	IPトランク	接続確認	
	ゲートウェイ装置	接続確認	
	その他		
構内	配線盤	接続状態確認	
	宅内	配線状況確認	
	内線電話機	稼働状態確認	
	IP電話機	稼働状態確認	
	その他		
外部装置	課金装置	コンソール／プリンタ動作確認	
	管理用PC	SMDR／MP動作確認	
	自動応答音声案	動作確認	
	内装置		
	ボイスメール装置	動作確認	
整備	データ表	補正	
	図面・帳票類	整理	
	FD・ATAカード	運用データ更新	
	清掃	構内交換設備内部清掃／周囲清掃	

建物等定期点検

点検項目	点検内容	実施日	結果	点検者	備考
1. 外部設備					
1-1 屋根					
陸屋根保護層	排水状態の良否				
	伸縮調整目地材の劣化及び欠損の有無				
	押さえコンクリート及び保護モルタルは、平面及び立ち上がり部の浮き、ひび割れの有無				
陸屋根露出防水層	排水状態の良否				
	防水層のひび割れ、破断及びめくれの有無				
	防水層のふくれ、変形及びしわの有無				
	増水層立ち上がり部のめくれ及びずり落ちの有無				
	保護塗装の変退色及びチョーキングの有無				
勾配屋根	葺材の変形、乱れ、割れ、さび、腐食、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無				
	留付け金物のさび及び腐食の有無				
	シーリング材の破断、ひび割れ、だれ、変形及び剥離の有無				
パラペット	コンクリート又はモルタル笠木のひび割れ、浮き、剥離等の有無				
	金属笠木及び防水押え金物の変形、さび、腐食、損傷の有無及び取付け状態(脱落及びビスの緩み)の良否				
	シーリング材の破断、ひび割れ、だれ、変形及び剥離の有無				
手すり・丸環・点検口	手すり・丸環・点検口				
	変形、破損、さび及び腐食の有無				
ルーフドレン・とい	取付け状態の良否				
	さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無				
	漏水の有無及び排水状態の良否				
トップライト	傷、割れ、変形及び破損の有無				
	結露及び漏水の有無				
	さび及び腐食の有無				
	取付け状態の良否				
	開閉式作動状態の良否				
1-2 外壁					
コンクリート打放仕上げ	剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、ポップアウト、表面脆弱化、汚れ及び漏水の有無				
	シーリング材の破断、ひび割れ、だれ、変形及び剥離の有無				
モルタル塗り・タイル張り	剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、表面脆弱化、汚れ及び漏水の有無				
	各回の各方位面において、浮き及び剥離の有無(屋内等から安全に作業できる範囲で1か所軽打する)				
	目地のひび割れ及び剥離の有無				
	シーリング材の破断、ひび割れ、だれ、変形及び剥離の有無				
タラップ等金物類	さび、腐食及び変形の有無				
	取付け状態の良否				

点検項目	点検内容	実施日	結果	点検者	備考
ひさし(車寄せ)・とい					
ひさし(車寄せ)	排水状態の良否				
	モルタル又はコンクリート仕上げのものは、剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセンス、表面脆弱化、汚れ及び漏水の有無				
	金属製のものは、変形及び腐食の有無				
	支持柱がある場合は、変形、損傷及び腐食の有無				
とい	取付け状態の良否				
	さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無				
	漏水の有無及び排水状態の良否				
1-3 軒天井・ひさし下端					
ボード類張り	著しいずれの有無				
	あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無				
	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチヨーキングの有無				
	かび及び結露の有無				
金属成形板張り	あばれ、変形、緩み及び剥離の有無				
	さび及び腐食の有無				
	表面処理の劣化の有無				
1-4 外部床					
コンクリート・モルタル・タイル・石	ひび割れ、浮き、割れ及び剥離の有無				
	欠けの有無				
	段差、不陸及びあばれの有無				
	排水状態の良否				
1-5 屋外階段					
仕上げ・構造体	剥落、浮き、割れ、ふくれ、チヨーキング、変退色、さび及び腐食の有無並びに塗装及び表面処理の劣化の有無				
	踏み面の欠け及び割れ有無				
	排水状態の良否				
手すり					
金属製	取付け状態の良否				
	変形、破損、さび及び腐食の有無				
コンクリート造	コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無				
	笠木の浮き、剥落等の有無				
ノンスリップ	変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無				
	取付け状態の良否				
バルコニー					
床	コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無				
	排水状態の良否				
金属製	取付け状態の良否				
	変形、破損、さび及び腐食の有無				
コンクリート造	コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の有無				
	笠木の浮き、剥落等の有無				

点検項目	点検内容	実施日	結果	点検者	備考
1-6 外部建具					
扉・枠	建具及びその周囲からの漏水の有無				
	開閉作動状態の良否				
	丁番及びドアクローザーの取付け状態並びに作動状態の良否				
	建具の変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無				
	召寄せ及び気密性の良否				
	施錠状態の良否				
	握り玉(ドアノブ)、レバーハンドル等のがたつきの有無				
	戸当たり、フランス落し等の不具合の有無				
	ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無				
	シーリング材の破断、ひび割れ、だれ、変形及び剥離の有無				
窓・枠	建具及びその周囲からの漏水の有無				
	開閉作動状態の良否				
	召寄せ及び気密性の良否				
	建具の変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無				
	施錠状態の良否				
	ガラスの傷及び割れの有無				
	ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、その剥がれ等の有無				
シャッター	建具及びその周囲からの漏水の有無				
	開閉作動状態の良否				
	変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無				
	さび及び腐食の有無				
	取付け状態の良否				
	施錠状態の良否				
	障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置に作動状況				
1-7 外部用自動ドア					
ドア・サッシ部	ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無				
	自動ドア表示ステッカー又は警告ラベルの有無				
	ドア本体作動時の異常音の有無				
	ドアと無目の隙間が適切か				
	全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正か				
	ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正か				
	無目点検カバーの取付け状態の良否				
懸架部	吊戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷の有無				
	ハンガーレールの取付け状態の良否				
	吊戸車及びストップバーの取付け状態の良否				

点検項目	点検内容	実施日	結果	点検者	備考
動力部・作動部	手動開閉の動作確認及び異常音の有無				
	エンジンの取付け状態の良否				
	防振ゴムの変形の有無				
	従動プーリーの取付け状態の良否				
	ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付け状態の良否				
制御装置	開閉速度及び開放タイマーの時間の良否				
	徐行速度の状態の良否				
	ドア位置検出スイッチの取付け状態の良否				
	電源スイッチの作動状態の良否				
	制御装置の取付状態の良否				
センサー部	センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態の良否				
	センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無				
	タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態の良否				
電気回路	通常開閉動作及び反転動作の良否				
	電線の支持、接続状態及び被覆のき裂の有無				
	絶縁抵抗を測定とその良否				
	電源電圧を測定とその良否				

1-8 エキスパンションジョイント金物

建物等定期点検

点検項目	点検内容	実施日	結果	点検者	備考	
2. 内部設備						
2-1 内壁・柱・はり						
共通事項	外部に面する室内の側壁及びひび割れ、かび、結露及び漏水の有無					
	耐力壁のひび割れ及び損傷の有無					
	柱及びはりのひび割れ、損傷の有無					
	付属物の取付け状態、損傷等の有無					
塗装	剥離、欠け、汚れ及び変退色の有無					
壁紙	剥離、破れ、摩耗、汚れ及び変退色の有無					
タイル・石	ひび割れ、浮き及び破損の有無					
コンクリートブロック壁・ガラスブロック壁	ひび割れ及び破損の有無					
吸音材	めくれの有無					
耐火被覆材	剥離の有無					
移動間仕切壁	収納及び移動の不具合の有無					
既製簡易間仕切壁	取付け状況の良否					
便所へだて・扉	変形、破損、さび及び腐食の有無					
	扉の開閉状態の良否					
	金物の取付け状態の良否					
2-2 天井						
共通事項	最上階、外部に面する室及び水使用室等の直下階にあっては漏水の有無					
	付属物の取付け状態、損傷等の有無					
ボード類	著しいずれの有無					
	あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無					
	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色及びチヨーキングの有無					
	かび及び結露の有無					
吸音材	めくれの有無					
金属成形板	あばれ、変形、緩み及び剥離の有無					
	さび及び腐食の有無					
	表面処理の劣化の有無					
吹付け仕上げ材・耐火被覆材	剥離の有無					
壁紙	浮き、剥離及び破損の有無					
	かび及び結露の有無					
点検口	変形及び破損の有無					
	取付け状態の良否					
	開閉の良否					
カーテンボックス・ブラインドボックス	変形及び破損の有無					
	さび及び腐食の有無					
2-3 床						
ビニール床タイル・ビニール床シート	ひび割れ、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無					

点検項目	点検内容	実施日	結果	点検者	備考
コンクリート・モルタル・タイル・石	ひび割れ、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の有無				
	段差、不陸およびあばれの有無				
	排水状態の良否				
合成樹脂塗床	ひび割れ及び摩耗の有無				
カーペット・タイルカーペット	摩耗、変退色及び汚損の有無				
フローリング	きしみの有無				
	そり、割れ及び摩耗の有無				
点検口	変形及び損傷の膿む				
	歩行時のぐらつきなど取付け状態の良否				
	開閉の良否				
	鍵付きの場合は、施錠の良否				
視覚障害者誘導用ブロック	ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無				
	汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が損なわれていないか				
ピット	水の浸入の有無				
	排水ピットの場合は、排水状態の良否				
フリーアクセスフロア	フリーアクセルフロアのパネル要素(床面材)のがたつきの有無				

2-4 階段

手すり(金属製)	取付け状態の良否				
	変形、破損、さび及び腐食の有無				
手すり(コンクリート造)	コンクリートのひび割れ、浮き及び剥離の有無				
	笠木の浮き、剥落等の有無				
手すり(木製)	取付け状態の良否				
	変形、破損、さび及び腐食の有無				
	仕上材のさくれ、あばれ、めくれ、脱落、欠け及び剥離の有無				
ノンスリップ	変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無				
	取付け状態の良否				

2-5 建具

扉・枠	開閉作動状態の良否				
	丁番及びドアクローザーの取付け状態並びに作動状態の良否				
	建具の変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無				
	召合せの良否				
	施錠状態の良否				
	握り玉(ドアノブ)、レバーハンドル等のがたつきの有無				
	戸当たり、フランス落し等の不具合の有無				
	ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無				
窓・枠	開閉作動状態の良否				
	召合わせの良否				
	建具の変形、腐食、損傷、摩耗及び塗装の劣化の有無				

建物等定期点検

【別添9－2】

国立ハンセン病資料館等システム管理関連業務仕様

第1 国立ハンセン病資料館システム管理業務

1 情報機器保守業務

(1) 目的

年間を通じて安定して情報機器を利用できるように保守管理することを目的とする。

(2) 内容

資料館内の情報機器について、安定して情報機器を利用できるように保守管理を行う。サーバ機器およびサーバ上に構築されている図書情報システムについては動作の異常を検知しシステム管理担当者に通知するシステムを確立し、年間を通じて保守を行う。それ以外の各職員が利用する事務端末および展示端末についても月1回、利用者に機器の状況をヒアリングし、問題があれば対応を行う。これらの保守作業については月ごとに定期報告書を作成し、報告する。

また、定常的な保守点検以外でも障害発生の兆候が現れた際には、早急に報告のうえ対応策を検討・実施する。

保守管理を行う機器名称については、下記のとおりとする。

ア ネットワーク機器

- a) ファイアウォール（1台）
- b) センタースイッチ L3（2台）
- c) 無線 LAN ルーター（3台）

イ サーバ機器関連

- a) イントラネット用 Web サーバ（1台）
- b) データベースサーバ（1台）
- c) アーカイブ用ストレージサーバ（1台）
- d) バックアップ用ストレージサーバ（1台）
- e) ネットワークアタッチストレージ（4台）

ウ 展示端末

- a) 常設展示室 I（4台）
- b) 常設展示室 II（1台）
- c) 証言映像コーナー（6台）
- d) 啓発コーナー（2台）
- e) 図書閲覧コーナー（3台）
- f) 図書室利用者スキャニング・機関誌閲覧印刷コーナー（2台）

エ 事務端末

- a) 職員用ノート PC（20台）
- b) 作業用デスクトップ PC（4台）
- c) 作業用ノート PC（2台）

- d) 映像ホール用ノートPC（1台）
- e) タブレットPC（6台）
- f) 社会啓発課出張用ノートPC（2台）
- g) 作業室大判プリンタ（1台）
- h) 研修室音響設備（1式）

2 公式ホームページ更新等保守業務

（1）目的

公式ホームページを通じて、ハンセン病に関する知識の普及や正しい理解の促進に努めることを目的とする。

（2）内容

下記について、運営委員会での検討に基づき、柔軟に業務展開を図る。

ア ホームページ更新

公式ホームページ（<http://www.hansen-dis.jp>）の日本語版及び英語版について、年間を通じて適宜更新を行う。

イ キッズコーナー更新

キッズコーナーページの各種コーナー（Q&A、もっと知りたい）へのコンテンツ追加について、学芸課と検討の上、制作し公開する。それ以外のコンテンツについても適宜更新を行う。

ウ 広報支援

企画展やギャラリー展、社会啓発活動の開催のお知らせのほか、資料館だより、紀要等の刊行や、送迎バス企画の告知などの最新情報の原稿を作成し、お知らせメールを配信する。

エ 企画展・ギャラリー展、社会啓発活動の広報

- a) ホームページやお知らせメールで企画展やギャラリー展、社会啓発活動の開催を知っていたが、参加できなかつた方々を対象に、次回のイベントへの参加を促すような興味を引くコンテンツを制作する。
- b) 実施する企画展やギャラリー展、社会啓発活動をコンテンツとしたwebページを制作する。
- c) 展示物やイベント当日の記録の画像写真・動画等のデジタル化作業を行い、写真はホームページに掲載し動画は記録保存を行う。

オ 日本博物館協会サイトへの登録および情報発信の検討

日本博物館協会サイトへの情報提供（Webと紙媒体）を行いハンセン資料館の基本情報やイベント開催などの情報発信を行うことを検討する。

カ 日本博物館協会サイトへの登録および情報発信の検討

東京都三多摩公立博物館協議会サイトへの登録および情報発信の検討。
東京都三多摩公立博物館協議会サイトへの情報提供（Web）を行いハンセン資料館の基本情報やイベント開催などの情報発信を行うことを検討する。

キ 資料館ホームページリニューアルの検討

ホームページによる情報発信力強化のため、ホームページの視聴者調査を実施のうえ閲覧状況を把握し、視聴者に対してよりわかりやすくきめ細かな情報発信ができるような改善案を検討する。

<ホームページリニューアルの目的>

- a) 視聴者が必要な情報に素早くアクセスできること
- b) 1回あたりの訪問での閲覧ページ数を増やすこと
- c) 遠方などで来館が困難な方々にも資料館をより深く知って頂きご来館の興味を促進すること

資料館ホームページリニューアル後のコンテンツ拡充について検討する。

ホームページリニューアルと同時にコンテンツの拡充を検討する。

- a) 施設のご案内について、リーフレットの改定に合わせてリバイスする
- b) 交通案内について、最寄り駅からの詳細なご案内と Google マップを追加する
- c) 多磨全生園マップに各史跡を解説したコンテンツを追加する
- d) 多磨全生園の自然コーナーを季節ごとに追加する
- e) 写真パネル・DVD 貸し出しをオンライン申し込み可能にする
- f) スマートフォン向けホームページ

ク 資料館ホームページリニューアルの検討

ホームページ上で動作するシステムの開発及び管理を行う。

- a) お知らせメール配信登録システム
- b) 団体予約システム
- c) 教材ビデオ（DVD）申し込みシステム
- d) 長島愛生園編集「らい文献目録社会編」（昭和 32 年刊）同園所蔵文献検索システム
- e) ハンセン病「新聞雑誌記事目次」検索システム
- f) ハンセン病療養所自治会及び盲人会発行「機関誌」目次検索システム

3 資料の電子化支援業務

(1) 目的

資料館で所有する資料の劣化に対処するため、半永久的保存が可能な電子データ化を行うことを目的とする。

(2) 内容

資料館で所有する資料の電子データ化における発注業務仕様書作成および技術的支援やデータベース構築などを行う。

4 図書室支援業務

(1) 目的

図書室で日々行われている図書の新規受け入れや貸出・返却作業等などの図書室業務を円滑に運営するための技術的支援を行うことを目的とする。

(2) 内容

図書室で利用されている図書管理システムの運用保守のほか、図書室で利用する様々なデータの活用についての技術的支援を行う。

ア 以下に示す図書室情報システムへのデータベース追加及び資料館内部システム、一般公開用システムのコンテンツの同期支援を実施する。システムの公開やデータベースの追加に伴いお知らせメールを配信する。

- a) 図書室所蔵資料システム（資料館内部用システム）
- b) 図書室所蔵資料システム（一般公開用システム）
- c) ハンセン病関連新聞雑誌記事（資料館内部用システム）
- d) ハンセン病関連新聞雑誌記事（一般公開用システム）
- e) 機関誌（資料館内部用システム）
- f) 機関誌（一般公開用システム）

イ 各種目次データを整備し検索可能なシステムの機能拡張を行い来館者が目次検索、閲覧、印刷が行える環境を整備する。

- a) 機関誌データ

甲田の裾、戸伊摩、新生、高原、山桜、多磨、愛生、楓、藻汐草、青松、恵楓、菊池野、始良野、和光、愛楽、桧の影、済井出、時報、檜の影など全国各園の自治会機関誌と奥の灯、高嶺、点字愛生、灯台、道標、白杖宇など全国各園の盲人会機関誌

- b) 新聞記事リスト

2019年4月～随時月毎に追加

- c) 戦前戦後資料集

戦前、戦後、補巻

- d) その他電子化された目次データ

ウ その他、利用者に対して有効なレファレンスサービスを実現するために既存資料の検索システムの検討を行い、ソフトウェア、機材の整備を行うことを通じて、図書室における最適なシステム全体の運営管理を支援する。

5 重監房資料館、各国立ハンセン病療養所の社会交流会館、歴史館等との連携

(1) 目的

資料館学芸員が常駐する重監房資料館、各国立ハンセン病療養所の社会交流会館、歴史館等と情報共有をはかる。

(2) 内容

ア 各館との図書資料のネットワーク化の検討として電子書籍タブレットの

更新を進める。

イ タブレット端末を活用し、学芸員の出張時の作業や研究情報の共有を支援する。

ウ 各国立ハンセン病療養所の社会交流会館、歴史館等のモノ資料、文献資料カードのデータ管理、図書室司書を支援する。

エ 重監房資料館については、第2に詳細を記す。

6 来館者情報

(1) 目的

来館者から得られる情報と来館者に対して、発信する情報などが最適化された管理運営を行う事を目的とする。

(2) 内容

館内職員が取り扱う発送情報などのシステム化支援のサポートや来館者から得られる情報（お客様の声）を精査しホームページからの情報発信に役立てる。

7 遠隔地バックアップ業務

(1) 目的

資料館に蓄積されている主要なデータベースデータについて、遠隔地における定期的なバックアップを行い大規模な災害によるデータ消失のリスクを減らすことを目的とする。

(2) 内容

実物資料カード、物資料データベース、図書室データベースなど主要なデータベースデータを週に1度、遠隔地へのバックアップを実施する。

ア データセンターの場所

受託者の任意の場所とする

イ 保有する設備

a) 免震装置を備えた高度な耐震性を確保した建物

b) 安定した電源供給（無停電電源装置、非常用発電機）と空調設備

c) セキュリティチェック

・ICカード、静脈認証装置、サークルゲート、サーバ室監視カメラ

d) 24時間365日の運用・監視体制

e) ネットワーク速度

・ユーザー・ネットワーク・インターフェース：1000BASE-SX

・アクセス回線：200Mb/s～1Gb/s

・ディスク容量：1TB（現時点の契約容量）

f) 公的認証

・情報セキュリティマネジメントシステム ISMS:ISO27001、品質マネジメントシステム ISO9001、プライバシーマーク制度 JIS Q

8 資料館ホームページ視聴者調査業務

(1) 目的

ハンセン病に関する知識の普及や正しい理解の促進に努めるための情報発信を担うホームページを閲覧している視聴者に関する情報を把握、分析することを目的とする。

(2) 内容

ホームページへのアクセス状況を把握し効果的な情報提供を行うため、各月毎にホームページに訪れた視聴者のアクセス情報を分析しレポートを作成する。

ログ解析ソフトウェアは、外部公開用大塚商会アルファメールプレミアサーバを使用する。

ホームページへのアクセス状況の分析項目については以下のとおり。

- ア アウトライン (PV、セッション、直帰率、平均滞在時間、平均 PV)
- イ ページ (人気のあるページ毎のアクセス状況)
- ウ 検索エンジン (検索エンジンドメイン、検索ワード、ページ、PV)
- エ ブラウザ
- オ OS
- カ デバイスタイプ
- キ デバイスマル

9 通信環境整備業務

(1) 目的

資料館の研修室や映像ホールで使用する情報機器と通信環境の整備と円滑な運用が行えるよう支援する。

(2) 内容

ア 研修室支援

プレゼンテーションや会議などでプロジェクターやブルーレイ・DVD プレイヤー、マイク、スピーカーを利用できるよう支援する。

イ 映像ホール支援

DVD 上映や PC を用いたプレゼンテーションなどが円滑に行えるよう、映像ホール機器の動作点検確認の実施、及び障害発生時また障害の兆候が現れた際には早急に報告し、対応策を検討する。

第2 重監房資料館システム管理業務

1 公式ホームページ更新等保守業務

(1) 目的

公式ホームページを通じて、重監房に関する情報の受発信と集積を行い、重監房や重監房資料館について広く知らせることを目的とする。

(2) 内容

下記について、運営委員会での検討に基づき、柔軟に業務展開を図る。

ア 公式ホームページ（URL <http://sjpm.hansen-dis.jp>）について、年間を通じて適宜更新を支援する。

イ 重監房での開館カレンダーの更新、活動内容の紹介、英語版ページ作成など新規ページ追加を検討する。

ウ 日本博物館協会サイトへの情報提供（Web と紙媒体）を行い重監房資料館の基本情報やイベント開催などの情報発信を行うことを検討する。

エ ホームページ（トップページ）へのアクセス数を毎月初めに集計し重監房資料館職員に報告する。

オ ホームページ上で動作するシステムの開発及び管理を行う。

 a) 団体予約システム

 b) 重監房資料館レンタル DVD 予約システム

2 重監房資料館における情報通信環境整備業務

(1) 目的

重監房資料館において必要となる情報機器および通信環境について検討を行い、適切な情報通信環境を構築することを目的とする。

(2) 内容

重監房資料館において必要となる情報機器および通信環境について検討を行い、適切な情報通信環境を構築することを目的とする。

資料館との連携を考慮し、重監房資料館の運営に最も適した情報機器および通信環境の増設など技術支援を実施するとともに、タブレット端末の活用として電子書籍、展示紹介、資料館等とのネットワーク共有を支援する。

保守管理を行う機器名称について下記のとおりとする。

ア ネットワーク機器

 a) ファイアウォール（1台）

 b) 無線 LAN ルーター（1台）

イ 事務端末

 a) 職員用ノート PC（5台）

【別添9-3】

国立ハンセン病資料館清掃業務仕様

1. 委託場所

国立ハンセン病資料館

(東京都東村山市青葉町4-1-13)

重監房資料館

(群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根464-1533)

2. 業務仕様

1) 履行場所

資料館館内全般床清掃、館内来館者用便所、展示ケースガラス汚れ清掃、ただし特定指定場所は除く。

2) 特定指定場所

受電室1・2、収蔵庫1・2・3、特別収蔵庫、機械室、倉庫

3) 清掃時間

日常清掃 8:15~16:45まで、及び指示が有ったときは随時
定期清掃 作業日時、資料館定休日（月曜ならびに資料館
指定日）

特別清掃 作業日時、資料館定休日（月曜ならびに資料館
指定日）

4) 常駐勤務者勤務時間

毎週火曜日から翌週日曜日まで、勤務時間は8:15~16:45

5) 清掃方法

ハンセン病資料館清掃マニュアルによる。

3. 作業員服務

1) 作業員は会社指定の作業衣を着用し、名札をつけること。

2) 規則を守り品性を保つこと。

3) 館内での拾得物は速やかに届け出ること。

4) 作業中に故障・破損等を発見したときは、速やかに届け出ること。

5) 備え付け物品等をみだりに取り乱さないこと。

6) 作業員の休憩場所は、代換者も含め予め事前に届け出すること。

7) 預かった鍵について複製を作成してはいけない。また、紛失した場合は、速やかに書面で報告し受託者の責任で鍵を取り替えること。

4. 注意事項

1) 清掃作業に関し資料館より指示があったときは速やかに従うこと。

2) 作業中に生じた備え付け備品、器物、機材等の紛失又は損傷については、協議のうえ、その責任を明確にすること。

ハンセン病資料館清掃マニュアル

【床清掃】

● フローリング床（毎日）

（ロビー1、階段C、映像ホール舞台、ロッカー室、自動販売機室）

・清掃方法

日常清掃 → 化学雑巾で乾拭き。

ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取る。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

ワックス掛け → 年3回樹脂ワックス掛け。

● 花崗岩床（毎日）

（風除室、プロムナード、渡り廊下、ホール前室1/2、ロビー2、便所廊下、男女便所）

・清掃方法

日常清掃 → 電気掃除機による吸引、乾拭き。（水・油・ワックス・酸・アルカリ等不可）

ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取る。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

● 塗り床（2回／月）

（搬入口、荷解室、渡り廊下、一時保管庫、EVホール3、階段B）

・清掃方法

日常清掃 → 帯電モップで乾拭き。

ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取る。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

● ビニールシート床（毎日）

（ボランティア室、授乳室、昇降口廊下）

・清掃方法

日常清掃 → よく絞った雑巾で拭き、乾拭きを行う。

ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取る。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

● タイルカーペット床（毎日）

（映像ホール、常設展示室1/2/3、展望ギャラリー、企画展示室、EVホール）

● タイルカーペット床（2回／月）
(会議室、事務室、館長室、受付、図書閲覧室)

● タイルカーペット床（1回／月）
(図書館事務所)

・清掃方法

- 日常清掃 → 電気掃除機で吸引。
ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取り乾燥させる。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

【ガラス清掃】

● 窓・トップライト（2回／年）
(窓・トップライト)

・清掃方法

- 日常清掃 → 外面は水洗い。
内面はよく絞った雑巾で拭き、乾拭きを行う。
ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取り乾燥させる。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

● 展示ケース（毎日・随時）

・清掃方法

- 日常清掃 → 外面は水洗い。
内面はよく絞った雑巾で拭き、乾拭きを行う。
ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取り乾燥させる。汚れ・ほこり等発生時は随時処理する。

【便所清掃】

● 便所（毎日・随時）

(男女便所1・2、多目的便所、来館者用便所、職員便所1・2)

① 清掃方法（床）

- 日常清掃 → 乾拭き
ひどい汚れのとき → 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐ乾いた雑巾で水分を十分拭き取り乾燥さ

せる。汚れ・ほこり等発生時は隨時処理する。

②清掃方法（便器）

- | | | |
|----------|---|---|
| 日常清掃 | → | (便器) 水洗い。
(便座) 柔らかい布で乾拭き。 |
| ひどい汚れのとき | → | (便器) 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐに乾いた雑巾で水分を十分拭き取り乾燥させる。汚れ・ほこり等発生時は隨時処理する。
(便座) 中性洗剤で汚れを取り除き、水拭き後すぐに乾いた雑巾で水分を十分拭き取り乾燥させる。酸性・アルカリ性のクレンザーや薬品、及びタワシ等硬いものは使用しない。汚れ・ほこり等発生時は隨時処理する。 |

③清掃方法（パネル・巾木）

- | | | |
|------|---|-----------|
| 日常清掃 | → | 直接水はかけない。 |
|------|---|-----------|

※清掃点検記録

上記の清掃及び点検を実施した都度『清掃点検記録表』に記録し、保管すること。

【常駐清掃員】

日常業務の処理ならびに隨時館内巡回し、汚れを速やかに処理する。

別添10

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会
最終報告書

2023年8月4日提出

国立ハンセン病資料館の設立目的から求められる常設展示の目的

2007(平成19)年4月、高松宮記念ハンセン病資料館は「国立ハンセン病資料館」として再開館された。その契機には、2001(平成13)年5月11日「らい予防法」違憲国賠訴訟熊本地裁判決を受けて同月25日に出された「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」があった。そこでは、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進めるとされた。新たに名称変更された国立ハンセン病資料館(以下、「資料館」という)は、2008年6月制定のハンセン病問題基本法に法的根拠が明記され、同法に示された資料館の設立理念・目的にしたがって運営されることになった。

同法前文は、「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。」と規定しており、同法第18条は、「国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るために、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

資料館の担う機能のなかでも常設展示は、上記「ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて」(前文)、「ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発」(18条)を担う資料館の主要な機能である。常設展示の展示物も療養所における入所者の生活に係る各種の展示物、入所者の「人間回復」の闘いに係る展示物、退所者や家族の社会生活に係る展示物、加害や差別偏見に係る展示物、国の誤ったハンセン病強制隔離政策に係る展示物、「無らい県運動」等に係る展示物などを中心として、資料館の目的に即して選定されている。

しかし、常設展示もその目的に沿って不十分な点が見直されたり、常設展示の工夫(実物資料や作品・映像等も含めた)も含めて時代とともに示される新たな知見によって深められたりすることが行われなければならないことは当然のことである。これまでも小さな見直しはたびたびされてきたが、2007年の開館以来初めてとなる大幅な見直しに着手されることになったのは遅きに失した感があるが、次の見直し時期がまだ見通せない以上、今回行われる見直しの課題は極めて大きいというべきである。

WG最終報告案～第4回国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会を受けて～

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会(以下、「検討会」と呼ぶ。)に付されたワーキンググループ(以下、「WG」と呼ぶ。)は、これまでの検討会における各構成員の意見に基づき、論点整理の目的、考え方、方向性の整理の仕方について工程表を付して、令和4年7月25日に開催された第4回検討会に中間報告を提出した。

第4回検討会でWGの中間報告について活発な議論が行われ、その議論を受けてWGで最終報告をとりまとめることになった。

《第4回検討会で論じられた論点整理にあたって》

中間報告では検討会の各委員の意見を「7つの視点」に整理した資料に基づいて、各論点ごとに以下のように各委員の発言をまとめた。

ハンセン病に対する知識の普及啓発が図られているか

専門家の認識と社会の認識 専門家の責任

特に隔離政策が開始される前と後の違いが明確となっているか

ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発が図られているか

隔離政策に対する正しい評価、人権の論理、人権の観点からの検証、専門家の責任

ハンセン病差別・偏見の抑止となる展示がなされているか

- 被害回復、名誉回復の視点が重要である。
元患者の権利の法制化などによる再発防止に係る展示がなされているか
法制化だけではなく、広く再発防止策について。
ハンセン病問題検証会議以降の新しい知見に関する展示がなされているか
想定する対象者の検討が図られているか
想定する見学者に対応する展示や解説の検討がなされているか。
その他全体にわたる課題
- (は、～の視点だけでは検討会の意見が反映していることを読み取れないため付記した。)
- (1) 論点整理の結果
- 検討会の各委員の発言を論点別に整理すると次の通りとなる。
- (、 の課題は「ハンセン病に対する知識」と「ハンセン病対策の歴史」と分けられている
がそれぞれの論点整理では重なる部分がある)
「ハンセン病に対する知識の普及啓発が図られているか」について
- 1 . ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発を行うためには、ハンセン病問題基本法、国立ハンセン病資料館の設立理念に基づき、ハンセン病とハンセン病問題を取り扱う人権博物館としての立場性を明確化したうえで常設展示の見直しを行うことが重要である。その際、被害当事者の立場から常設展示の内容を構成していくことが大切であり、同時に加害当事者についても取り上げていくことが求められる。常設展示は人権教育の場でもあり、教材でもあるので、学芸員の展示解説内容や方法等も、学校教育・社会教育・企業研修関係者からの意見や蓄積されたアンケート結果などを参考にしながら継続的に見直し続けることが大切である。
 - 2 . 常設展示の見直しに際しては、ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発という点から、ハンセン病とはどのような病気なのか、また、近代以降の隔離政策の実態や政策の問題点を常設展示の最初の部分で提示することが大切であり、それをしっかりと見学者に伝え、「考えてもらう場」として展示を作ることが求められる。近代以降の隔離政策の問題点や課題解決に向けての動きを最初に示し、その後に、資料館に収蔵されている多彩な資料を活用し、被害の実態と被害に立ち向かってきた入所者・元患者の姿を提示していくことが考えられる。入所者・元患者が直面してきた苦しみや、差別に立ち向かい、被害を乗り越えようとした患者の闘い、思い、さまざまな活動や生き抜いた姿を軸に常設展示を再構成する方向が望ましい。また、隔離政策や自治会活動については最新の研究もいくつか出てきているので、それらの成果に基づいて展示内容を再検討することが重要であり、その際、複数の研究者から助言を得ながらリニューアル作業を進めることができることが望ましい。中世・近世については、近代以降のハンセン病觀と何がどう異なるのかという点を基軸にして内容を構成し直し、近代の後に展示する方向性が考えられる。
 - 3 . 2 で述べたように、ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発という点から、常設展示の最初の部分で隔離政策の問題点について取り上げると共に、同じく最初の部分で、課題解決に向けた動き（国賠訴訟および確定判決、ハンセン病問題基本法、国立ハンセン病資料館の設立など）を取り上げ、展示を構成していくことが大切である。
冒頭部分で見学者に対して、国立ハンセン病資料館のミッション、自治会や入所者、元患者、家族の思いとともに、ミッションやメッセージを伝えることにより、目的が明確化された深い見学体験を提供できる可能性が高まると思われる。繰り返しになるが、前記「らい予防法」違憲国賠訴訟熊本地裁判決以後においても、ハンセン病問題に関して総力を挙げての啓発活動が行われることはなく、また、学校教育や社会教育での取り組みも十分なものではなかった。それゆえに無関心層が増加し、そもそも知ろうとしない人々が存在することに鑑み、ハンセン病問題とは医療モデルに帰因する疾病的問題ではなく社会モデルに帰因する偏見・差別の問題であるという点について最初の部分で取り上げていくことは重要である。
 - 4 . ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発という点から考えると、一概に現在の常設展示が分かりやすいとはいえないと思われる。ハンセン病やハンセン病問題を知っている人ばかりが来るわけではないので、いきなり難しい展示内容では見学者に理解されないまま終わってしまう。何も知らない人が来ても、基本的にこれだけは伝えたいという内容を

整理し、理解してもらえるような形で提示することも考慮し工夫すべきである。そのため、常設展示を見てもらうことで、ハンセン病・ハンセン病問題の何を知ってもらいたいのか、その内容を整理しておく必要がある。したがって、見学者に向けてこれだけは受けて止めるほしのこと、現在のハンセン病問題の状況、元患者の状況など現在進行形の問題をどのように展示に組み込むか、どのように伝えるか等を展示表現も含めて検討する必要がある。ハンセン病問題は終わっていない。そのことを踏まえて、常設展示の最後の部分、「まとめ」の位置に、資料館としてこれを考えてもらいたい、持ち帰ってもらいたいというトピックを提示し、自分ごととして考えてもらうことが大切である。黒川温泉事件に見る根強く残る現代日本社会の偏見や差別の実態、社会復帰者の再入所、家族訴訟で補償金を受け取る人の少なさ、入所者の減少と記憶継承の在り方などを取り上げることが考えられる。

5. 今回の常設展示見直しでは、「もの」で語らせること、「伝わる見せ方」「考えてもらう展表現」の工夫をさらに検討していく必要がある。前述したように、ハンセン病・ハンセン病問題に対する無関心層が増えている中で、児童・生徒、学生など若年層・青年層に何をどう伝え、今後、ハンセン病問題に対して主体的に考えて、行動してもらうか、学校における人権教育ニーズを掘り起こし、それを参考にしていくことが大切である。

その際、教員からの聞き取りだけではなく、これまで蓄積された見学者アンケート、学生・生徒・児童の見学レポートや感想文を活用し、見いだされた課題を今回のリニューアル作業に活用することが大切である。また、行政や企業の人権研修担当者から改めて意見を聞くこと、展示内容をさらに調べたい、知りたいというニーズに応え、展示内容と連動した図書室の機能性を高めるため、教員や図書館関係者から意見を聞くことも考慮すべきである。

「ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発が図られているか」について
(注　は整理を下記のゾーニング案に反映させた形でとりまとめてある)

1. 国立ハンセン病資料館の名称についての意見は、資料館のミッションが十分に明示されていないという問題意識の表れであると受けとめれば、常設展示の見直しの際に展示内容のもっとも始めに明らかにすべきと受けとめて、ゾーニング見直し案ではその指摘を活かしてある。

また、ハンセン病資料館が国立ハンセン病資料館と名称を変えたその歴史的な経緯を踏まえれば単にハンセン病問題を人権の問題として捉えるだけではなく、国家による人権侵害の歴史を国家の責任によって明らかにし、後世にも伝えていく役割が重要となる。したがって、展示内容のゾーニングを見直す際にも、そうした近代国家の成り立ちから国家による隔離政策の確立の歴史を捉えていく必要がある。

同時に小学生から中学生、高校生、成人と見学者の対象は広いことから、人権教育の場として展示内容は文字による説明だけに頼ることなく、モノが持つ意味を、展示表現やキャプション、その他の方法によって効果的に引き出し、幅広い対象に訴えかけ、ハンセン病問題の理解を進めるなど、見学者の理解度に沿った展示と学芸員の説明の工夫によって、見学者が被害当事者の体験を自分の身に沿って理解できることが大切である。

2. 隔離政策の確立に当たっては、光田健輔の果たした役割を捉えるべきとの指摘がある。
隔離政策の歴史は公立療養所の時代、公立療養所が国立療養所に移管した時代、癪予防法の成立と間を置かずに、熊本の本妙寺事件、草津の湯之沢部落の解体などが行われるなど、隔離政策の変容の過程、わが国のハンセン病医学が医学論争を封じ込め国際的なハンセン病医学に背を向けるようになった過程を掘り下げて検証する必要がある。歴史の正しい知識の普及には単なる歴史的事実の説明だけでなく、なぜそうした歴史が形成されたのかという「なぜ」という問い合わせ見学者に投げかけられないと、隔離政策の歴史の学びは「考える場」とはならないのではないかと思える。

3. 隔離の被害と生き抜いた証とが平板に区切られている、あるいはプロミン以前と以後という分け方がいいのかなど、ゾーニングの流れに対する疑問もハンセン病問題の歴史に関する正しい普及が図れているかということと結びついている。そのためには、まず隔離の被害を被害当事者の体験という目線で捉えることにより見学者の学びを体験の共感に繋げられると思われることから、ゾーニング案では被害実態を「診断から入所まで」から説き起こすこととした。

さらに、被害実態のゾーンには、療養所の中の生活だけでなく、療養所の外の退所者の問題や家族の問題と日本国内の療養所だけでなく海外に設置したハンセン病療養所の問題も併せて展示内容をまとめて、被害実態を網羅できるようにしてある。こうした被害実態を被害当事者の目線で展示していくことによって被害当事者の生活の厳しさを明らかにすることが、そのなかでの被害当事者の生き抜くためのさまざまな努力と闘いの意味、重さを見学者が受けとめることに繋がると思われる。

4. ハンセン病対策の歴史はハンセン病隔離政策の被害者の生きる努力と闘いの歴史も含んで捉えないと、後者に対する視点は7つの論点整理のどこにも入らないことになる。

また入所者の闘いの歴史をよく分かるように展示を表示して欲しいという要望も構成員の意見の中にはある。しかし、これまでの常設展示のゾーニングでは被害者の生きる努力の一つである学校教育は展示室2の「癩療養所」のゾーンで展示され、文化活動は展示室3の「生き抜いた証」のゾーンの「いきがいづくり」で展示されている。ゾーニング案では、それらを展示室3の「『生き抜いた証』を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）」のなかにまとめてゾーニングすることにしている。また患者運動は「化学療法のはじまりと患者運動」というゾーンで展示説明をしていて、戦前からの療養所の中の自治を求める運動を掘り下げて説明できていないことから、入所者の生きる努力と闘いをゾーニング案では展示室3の上記のコンセプトの視点で繋がりをもった歴史として改めて構成してある。

社会の偏見は、今も続く社会の偏見との闘いの中で取り上げている点もゾーニング案の新たな取り上げ方となっている。また、ゾーニング案では裁判闘争がらい予防法違憲国賠訴訟を切っ掛けとする新たなハンセン病隔離政策被害者の闘争に加わり、かつ大きな成果を挙げて来ていることも展示解説を掘り下げることにしてある。「生き抜いた証」を求めた歴史からこうした被害当事者によって偏見差別を解消するために行われてきた努力と闘いが続けられていていることを見学者に理解してもらうことが重要であると思われるからである。

「ハンセン病差別・偏見の抑止となる展示がなされているか」について

1. 「人権問題の資料館」としての位置づけ

資料館は、疾病としてのハンセン病に対する誤解を解消することが目的ではなく隔離政策の被害を受けた当事者の視点から考え、ハンセン病問題を人権の問題として人々に伝える場所である。そのミッションに相応しい資料館としての位置づけを明確にすべきである（その意味では、本来なら、「ハンセン病問題資料館」や「ハンセン病人権資料館」という名称がふさわしいだろう）。さらに新しい資料や知見も踏まえながら、被害当事者の視点だけでなく自分が加害者の側にあることに気づく視点も生かし、来館者に伝わる展示にすることが重要である。

2. 射程をどこまで広げられるか

差別・偏見の問題をめぐり、常設展示の射程をどこまで広げられるか、検討が必要である。ハンセン病隔離や偏見差別の問題は、療養所内だけでなく外の社会にも及んでおり、常設展示では、入所者の方々の体験はもちろんあるが、外の社会で暮らす退所者や家族の方々の体験、家族訴訟についても組み入れていくべきである。

さらに、ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会では、患者の権利を定めた医療基本法や、医療制度全体の見直しについて、言及している。あるいは、現在進行形で生じているコロナ禍の患者差別の問題もある。こうした事柄をどこまで盛り込むことができるか、検討すべきである。

前近代と近代では差別のありようも異なるので、構成全体を見直していく作業が必要である。

3. 効果的な展示構成の追究

国立ハンセン病資料館は、一度訪れるだけでなく、繰り返し来館する人々がいる。展示物を見せるだけではなく、学芸員と話し合うなど、双方向の対話のような発展型も含めた展示にすることで、より効果的な展示となる。その意味で、資料館自体の大きなコンセプトの改革が必要になる。

被害当事者が、哀れみの対象ではなく、過酷な状況のなかで人としての尊厳を守るために闘い生き抜いた歴史の証人であるという捉え方ができる構成が必要だ。展示物にまつわる具体的な個人の語りやストーリーを、展示物とあわせて展示することで、被害当事者がそれぞ

れ異なった体験と考え方を持った一人の人間の生を知ることが歴史の証人の重さを知ることに繋がる。また、現在の常設展示は、歴史展示の「古代」から始まり、「近代」にいくまでに時間がかかってしまう。来館者に当事者の語りに触れられる部分はいちばん最後にある。こうした展示の順序についても見直す必要がある。

もうひとつ常設展示の問題として指摘されたのが、個々の事件がばらばらで、人権闘争とともにつながらず、ひとつの大きな歴史観に裏付けられているような展示になってないという点である。来館者の声、アンケート結果などを活かして、よりよい展示構成を追究する必要がある。

「回復者の権利の法制化などによる再発防止に係る展示がなされているか」について

- 1 . 再発防止という言葉はないが、被害者の立場から考えることが指摘されており、被害者の立場という視点では人権侵害の再発防止は重要な政策である。
- 2 . 座長の意見として、資料館の目的が　被害及び名誉の回復、　差別・偏見の抑止、　ハンセン病対策の正しい知識の普及啓発　患者の権利の法制化などによる再発防止が挙げられていた。
- 3 . また参考人意見では、専門家責任の検証が必要であるとの指摘があった。
- 4 . 以上を総合して、検証会議報告書30「再発防止のための提言」で指摘されている9項目を要約した展示物を作成することが必要であろう。

また被害者の立場を展示物で表現する場合に、入所者・退所者・非入所者・家族更には男性と女性、大人と子どもなど被害者の属性の違いも考慮することを検討してみるべきではないかと思える。

「ハンセン病問題検証会議以降の新しい知見に関する展示がなされているか」について

国賠訴訟以前の歴史認識がそのまま反映されているところがあるという指摘と国賠訴訟、家族訴訟で確認してきた新しい事実や視点を十分に取り上げられていないという指摘があった。

「想定する対象者の検討を図られているか」について

- 1 . 被害当事者の目、加害当事者の目の違いを明確にしておくことが指摘されている。
- 2 . 見学者に一番考えて欲しいことは何なのか、見学者の誰をターゲットにするのが一番いいのか、ある程度ターゲットを合わせる必要性はないのかという指摘もあった。
- 3 . ハンセン病問題をまったく知らない初めて資料館を訪れた見学者にも一定の理解ができるような展示の工夫も必要性であるという指摘があった。

「その他」について

- 1 . 現在の資料館の取り組みの中で積極的に評価できることとして、インターネットの活用、講演会のライブ配信が挙げられているが、直接来館が難しい地方の人たちにとってインターネットで展示を回れるような仕組みを作ることも資料館の目的に沿ったことである。
さらに図書館との連携によって、資料館から遠い地方にもハンセン病問題の啓発につながる効果がある。無らい県運動で全国津々浦々ハンセン病者を見つけ出し隔離収容してきたことの反省からも、偏見差別の解消のためにこのような取り組みは有効だと思われる。
- 2 . 偏見差別の解消につながっているのかを検証し展示に反映させるためにも、見学者の声をフィードバックして生かすシステムは一方通行にならないためにも大事である。
- 3 . 今回の常設展示の見直しに直接は関係しないが、本来の博物館、資料館が持っている平均的な考え方、運営の仕方というものについての常識に欠けているという指摘は、資料館の運営のあり方への提言として受け止めることが大事だと思われる。

(補足) 資料館の記述・見せ方について

- ・人権問題の資料館としての位置づけ、国の責任を明確にする記述、そしてハンセン病問題の視点を明確にすることが大事、資料館の記述を正すことで社会交流館の記述、あるいは国の責任をはじめ各地方自治体の出版物の記述が改められることに繋がっていく。ハンセン病という病気ではなくハンセン病問題という視点で捉えると、「歴史展示」、「療養所」、「生

き抜いた証」となっているが入所者の生き様が隔離政策の歴史の一環になってしまっている。

- ・歴史認識といったときに古代から順々にやっていくのではなく、今の時点から何が大切なのか、何が枠組みになるのかというところから展示すべき。国賠訴訟の判決を見せるところから始めると昔から差別は厳しかった、酷い病気だった、可哀想だという話にはならないような見せ方ができるのではないか。
- ・資料館の資料整理がかなり進んでいるので、そこから埋もれていた資料とか、モノとかによって新しい知見とか、新しい価値とか、新しい見せ方を発見し考えて行くことも重要。

(2) 見直しの方向性

以上の論点整理から、以下のように見直しの方向性をとりまとめた。

ア 被害当事者の目、そして加害者の側に立たされた加害当事者の目という視点を置くこと。

自治会運動、全患協運動、「らい予防法」闘争、全療協運動、資料館建設、国賠、家族訴訟など、当事者運動の歴史。これはハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発にとっても欠かせない。

- イ 展示物に対する当事者の思いを「当事者の語り」を通じて伝えるように努めること
被害者の立場を展示物で表現する場合、入所者・退所者・非入所者・家族更には男性と女性、人と子ども、外国人など被害者の属性の違いも考慮すること
- ウ 被害当事者が、同情すべき対象ではなく、過酷な状況を生き抜いた存在として受け止められるような構成にすること
- エ 展示物にまつわる具体的な個人の語りやストーリーを、展示物とあわせて展示することで、隔離政策の実態を目の前に示すとともに、そのなかでも生き抜いた人間像を示す可能性を追求すること
- オ ハンセン病問題の教訓を現在と未来に生かすように努めること
- カ 双方向型の展示に努め、展示物及び解説を通じた当事者と見学者の対話を促進するように努めること
- キ 来館者の状況に対応した効果的な展示を検討すること
来館者に対するアンケート結果をみると、以下の課題が浮かび上がる（との関連）。
初めての来館者が74%、来館目的がハンセン病を知る（学ぶ）66%を前提にすると、ハンセン病をよく知らずに初めて訪れた方々を対象とする視点から、展示物の内容（展示物、解説）と展示順序を再検討することが求められている。滞在時間は30分～2時間未満65%で、しかもうち1時間～2時間未満40%を前提として、効果的な展示を検討しなければならない。

《第4回検討会で論じられた「見直しの方向性」についての意見》

第4回検討会で論じられた「見直しの方向性」についての意見は、大略まとめると以下の点になる。

1. 来館者が国立ハンセン病資料館の常設展示を見て国の隔離政策の被害を学ぶだけでなく、自らも加害者であるという立ち位置を自覚できる展示・表示になっている必要がある。
2. 救ライ思想にあるハンセン病当事者を「救う」という考え方とはっきりと異なる視点が必要である。そのため被害当事者は尊敬の対象ではなく、「人としての尊厳を守るために闘い生き抜いた歴史の証人であるという捉え方」をして欲しい。また玄関入り口の右に貼りつけてある高松宮記念ハンセン病資料館のプレートと玄関前にある母子巡礼像も救ライ思想の残滓であり国賠訴訟によって名称を改め人権の資料館として生まれ変わった国立ハンセン病資料館の玄関には相応しくなく、展示コーナーの中に移すべきである。
3. 展示室3の25の「ハンセン病に対する偏見差別は終わっていない」の中に、「死してなおふるさとに帰れない遺骨がある」ということを入れて頂きたい。
4. 療養所の中で隔離に伴う管理の手段としてとられていた一大家族主義について常設展示の中で取り上げて頂きたい。

ジェンダー論からしても、家族が今まで幸せな集団であると想定されてきた中には、女の犠牲がある。ハンセン病の療養所内での一大家族主義の背後に一般に家族っていいものだというマジックワードとして働いていることから、近代におけるいわゆる近代家族の在り方が女性の人権を

- 侵害する装置として結びついていることまで理解できれば、「家族」という言葉の問題を効果的に来館者に気づいてもらうことができるのではないか。
5. 人間は誰でも過ちを犯しやすいところからその過ちを指摘することも大事だが、その過ちをなぜ集団や組織や環境が制御することができなかつたのかということに焦点を定めておくことも大事であり、そのことを常設展示で扱うことは難しい問題もあるがテーマとしては検討してみたい。
6. ゾーニング案の概要では光田健輔の責任について触れているが、宗教や皇室の果たした役割についても触れる必要がないか。
7. 展示室2の9番の「断種・中絶」という言葉があるが。中絶という言葉は墮胎の事実を少しづやかしてしまう虞れがあり「断種・墮胎・嬰児殺」とはっきりとさせる表現であってほしい。
中絶という言葉は優生保護法とか、現在だったら母体保護法の規定があって、その中の妊娠初期の中止を意味する言葉なので、中絶という言葉はハンセン病療養所では臨月近くで墮胎されたという事実を反映するには相応しくない。
「断種・中絶」という問題にはその前に、集団で生活するとか、あるいは結婚の様式とか、あるいは社会で結婚された方がまた結婚される形があったとか、悲しみがあることからここに「結婚」を入れておく方がいい。
8. 展示室3の16の文化活動のなかにぜひ視力障害の方々の生活を入れて頂きたい。「患者運動」の中には盲人会の活動もあるが、戦後、雑誌が、点字誌が出された苦労とか舌読ることはここで取り上げて頂きたい。

こうした意見は、上記「(3)見直しの論点」に「救ライ思想」を除いては少なからず触れられているが、これらの意見を受けて改めて「常設展示のゾーニング案の視点と概要」を見直し、それに基づいて、ゾーニング案の修正をして最終報告書としてまとめた。

常設展示のゾーニング案の視点と概要の見直し

1. ゾーニング案の概要

ゾーニングとは、展示空間をテーマによって区分けすることである。このことにより、それぞれの空間がもつ性格がほぼ決定される。展示を企画するうえでの重要なステップである。

高松宮記念ハンセン病資料館が国立ハンセン病資料館と名称を替えたその歴史的な経緯を踏まえれば単にハンセン病問題を人権の問題として捉えるだけではなく、国家による人権侵害の歴史を国家の責任によって明らかにし、後世にも伝えていく役割が重要となる。したがって、展示内容のゾーニングを見直す際にも、そうした近代国家の成り立ちから国家による隔離政策の確立の歴史を捉えていく必要がある。

さらに見学者に常設展示を見ることによって意識の変化や行動の変容を促す展示の力が必要であり、そのためにはハンセン病隔離政策被害者に対する偏見差別がなぜ起きるのか、偏見差別をもつことあるいは差別に無関心であることが、加害者となることであることを自分の課題として自らに問うことが鍵となる。

同時に小学生から中学生、高校生、成人と見学者の対象は広いことから、人権教育の場として展示内容は文字による説明だけに頼ることなく、モノが持つ意味を、展示表現やキャプション、その他の方法によって効果的に引き出し、幅広い対象に訴えかけ、ハンセン病問題の理解を進めるなど、見学者の理解度に沿った展示と学芸員の説明の工夫によって、見学者が被害当事者の体験を自分の身に沿って理解できることが大切である。

隔離政策の確立に当たっては、光田健輔の果たした役割を捉えるべきとの指摘がある。隔離政策の歴史は公立療養所の時代、公立療養所が国立療養所に移管した時代、癪予防法の成立と間に置かずに、熊本の本妙寺事件、草津の湯之沢部落の解体などが行われるなど、隔離政策の変容の過程、わが国のハンセン病医学が医学論争を封じ込め国際的なハンセン病医学に背を向けるようになってしまった過程を掘り下げて検証する必要がある。歴史の正しい知識の普及には単なる歴史的事実の説明だけでなく、なぜそうした歴史が形成されたのかという「なぜ」という問い合わせに投げかけられない、隔離政策の歴史の学びは「考える場」とはならないのではないかと思われる。

隔離の被害と療養所の中で入所者が生き抜いてきた歴史が繋がらず平板に区切られている、あるいはプロミン以前と以後という分け方がいいのかなど、ゾーニングの流れに対する疑問もハンセン

病の歴史に関する正しい普及が図れているかという問題と結びついている。そのためには、まず隔離の被害を被害当事者の体験という目線で捉えることが見学者の学びを体験の共感に繋がると思われることから、ゾーニング案では被害実態を「診断から入所まで」から説き起こすことにした。

さらに、被害実態のゾーンには、療養所の中の生活だけでなく、療養所の外の退所者の問題や家族の問題と日本国内の療養所だけでなく海外に設置したハンセン病療養所の問題も併せて展示内容をまとめて、被害実態を網羅できるようにしてある。こうした被害実態を被害当事者の目線で展示していくことによって被害当事者の生活の厳しさを明らかにすることが、そのなかでの被害当事者の生き抜くためのさまざまな努力と闘いの意味、重さを見学者が受けとめることに繋がると思われる。

ハンセン病対策の歴史はハンセン病隔離政策の被害者の生きる努力と闘いの歴史も含んで捉えないと、後者に対する視点は7つの論点整理のどこにも入らないことになる。また入所者の闘いの歴史をよく分かるように展示を表示して欲しいという要望も構成員の意見の中にはある。しかし、これまでの常設展示のゾーニングでは被害者の生きる努力の一つである学校教育は展示室2の「癩療養所」のゾーンで展示され、文化活動は展示室3の「生き抜いた証」のゾーンの「いきがいづくり」で展示されている。ゾーニング案では、それらを展示室3の「『生き抜いた証』を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）」のなかにまとめてゾーニングすることにしている。また患者運動は「化学療法のはじまりと患者運動」というゾーンで展示説明をしていて、戦前からの療養所の中の自治を求める運動を掘り下げて説明できていないことから、入所者の生きる努力と闘いをゾーニング案では展示室3の上記のコンセプトの視点で繋がりをもった歴史として改めて構成してある。

社会の偏見は、今も続く社会の偏見との闘いの中で取り上げている点もゾーニング案の新たな取り上げ方となっている。また、ゾーニング案ではらい予防法違憲国賠訴訟を切っ掛けとする裁判闘争がハンセン病隔離政策被害者の闘争に新たに加わり、かつ大きな成果を挙げて来ていることも展示解説を掘り下げるにしてある。「生き抜いた証」を求めた歴史からこうした被害当事者にとって偏見差別を解消するために行われてきた努力と闘いが続けられてきてることを見学者に理解してもらうことが重要であると思われるからである。

2. 常設展示見直しゾーニング案

現行のプロムナードと1階ロビーに展示している導入展示を撤去し、2階の常設展示のみとする

展示室1 ハンセン問題とは何か（概略がつかめるように）

1 ハンセン病問題とは何か？

- ・何を知ってほしいかを明確に示す。

（国による隔離政策による人権侵害の過ちを示し、ハンセン病元患者及び家族の名誉回復をはかる）

2 ハンセン病とはどんな病気か

- ・病気の説明。
- ・治療薬の歴史。
- ・後遺症と義肢補装具。

3 中世・近世のハンセン病觀

- ・近代のハンセン病觀との相違と継承されたものを明らかにする。

4 患者収容のはじまり

- ・外国人宣教師を中心とする私立療養所の設立。

5 近代以降の隔離政策の問題点

- ・1907年「癞予防二関スル件」 公立療養所時代
- ・1931年「癞予防法」 絶対隔離 無癞県運動 国立療養所時代
救ライ思想と絶対隔離、無らい県運動が表裏一体に繋がっていること、皇室の役割。被害当事者に隔離を受け容れさせる納得の装置として機能し究極の人権侵害をもたらした宗教
- ・1953年「らい予防法」 プロミン登場、三園長証言、戦後の無らい県運動、国際比較
- ・1996年廃止

6 隔離政策に加担した市民の責任

- ・なぜ隔離政策の誤りに気がつき、隔離政策を断念させることができなかったのか、個人と社会の両面から掘り下げる。

7 課題解決へ向けて

- ・3つの国家責任を追及する訴訟（「らい予防法」違憲国賠訴訟、家族訴訟、菊池事件再審請求）
- ・ハンセン病問題基本法
- ・国立ハンセン病資料館の設立

展示室2 被害の実態（国による人権侵害の実態を示す）

8 診断から入所まで

- ・強制隔離の実態、警察や保健所の役割、入所後の偽名の強制、消毒、解剖同意書、園内通用券

9 患者作業

10 断種・墮胎・嬰児殺（118体の嬰児標本の存在）

- ・子どもを持つことが許されなかった療養所での結婚、親元を離れ寮生活を強いられた年少者
- ・親と引き離された隔離の対象とされた年少者の存在が、療養所全体の管理が一大家族主義と繋がる。
- ・その家族主義は療養所内の「結婚」だけでなく「妊娠」にもいびつな男性優越社会を形作ったことをジェンダーの視点から捉えると、断種・墮胎・嬰児殺を女性入所者は身に宿った子を奪われた体験と受け止めたのに対して、療養所の規則に反した恥と受け止める男性入所者がいたことの相違とも繋がる。

11 監禁室、重監房

12 沖縄の被害（日本軍、米軍占領）

13 植民地・占領地の被害（朝鮮、台湾、南洋庁）

14 療養所の中の死（火葬場、納骨堂、骨格標本の存在）

15 退所者の被害
16 家族の被害
展示室3「生き抜いた証」を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）
17 療養所の中で生きること ・衣食住（山吹舎の展示も） ・学校教育、子どもたちの姿。 ・文化活動…患者歌舞伎、スポーツ、文芸、音楽、書道、絵画、写真、手芸、刺繡、木彫、陶芸、囲碁将棋、盆栽などを通じて、どのように社会とつながり、差別を乗り越えてきたか。 舌読は、盲人となった入所者に単に書物を読む手段を手に入れただけに止まらず自由を手に入れることに繋がり、積極的に生きる手段ともなり夫婦関係や自治会活動などにも加わった経験が語られる。
18 患者運動 ・自治への萌芽…1933外島事件、1936長島事件 ・予防法闘争まで…1947重監房廃止、1948プロミン獲得運動、1951全癪患協結成、1952-53らい予防法闘争 ・療養生活の改善…1955盲人会設立、1959外国人年金問題、1964六・五闘争、1972-88邑久長島大橋架橋 ・歴史保存の運動…1969ハンセン氏病文庫（多磨全生園自治会）、1977年ハンセン氏病図書館（多磨全生園自治会）、1993年高松宮記念ハンセン病資料館
19 社会の偏見との闘い ・黒髪小学校事件1953-55 ・黒川温泉宿泊拒否事件2003-04 その他、社会的偏見の実態とそれに対する闘い。
20 らい予防法違憲国家賠償請求訴訟1998-2001年
21 小鹿島更生園（韓国）・樂生院（台湾）補償請求訴訟2004-2005年
22 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟2016-2019年
23 菊池事件国家賠償請求訴訟2017-2020年
24 日本のハンセン病療養所の現在 ・将来構想として園内に外部施設を誘致している姿も併せて展示。
25 いま世界のハンセン病は
26 ハンセン病に対する偏見差別は終わっていない ・ほとんどの入所者が療養所の中で園名で生活している現状は変わっていない。 ・退所者や家族が社会のなかでひっそりと息を殺して生きている現状も変わっていない。 ・ハンセン病被害の人間回復が本当の意味で実現するのは、見学者の皆さんがハンセン病に対する偏見差別がなくなる社会にすることができるか否かにかかっている。

27 可動展示コーナー
・一定の期間を設けて入れ替える1人の入所者を深掘りをするコーナー ・喫緊のハンセン病問題の課題を取り入れるコーナーを設ける (検討課題：ギャラリーはすでにコロナ関連のギャラリー展も開催しており、現時点では可動展示コーナーとしても考えられる。)

3. 次年度以降、さらに検討すべき課題
- * 「中世・近世のハンセン病観」だけではなく、「古代のハンセン病観」も特筆すべき特徴があれば触れるべきでは？
 - * 隔離がなぜ継続したのかという問い合わせに対する答えをどのように示すか？
 - * 被害当事者の証言は各展示を文字だけに頼らず、立体的にゾーンでも扱うが、証言コーナーの設置の必要性はあり、その位置をどこにするか？

常設展示リニューアルの一般的な工程と現在の位置

通常、常設展示の見直しをする際には、次のような検討の工程に沿って具体的な検討が必要となる。資料館の常設展示の見直しの検討の現在時点と次のステップを可視化するために、以下に落とし込んでいる。

展示リニューアルの一般的な工程と流れ

基本構想	常設展示の設置理念、機能と役割
基本計画	施設計画・他の博物館機能との関係、企画展・可動型展示との関係
a) 施設計画	展示設置場所・総面積の確定、必要な付属施設の確認
b) 展示計画	設置理念・ミッションに基づく展示テーマの設定 テーマに基づくゾーニング（設置面積割り）案の策定 ゾーンごとの狙い 《 a を含んでゾーニング案まで中間報告》

観念　具体へ　どの資料をどのように展示し、何を伝えようとするか

《 b 以下は、次年度のWG報告課題》

c) 活動計画	資料収集・収集された資料の保管と展示資料としての検討 学習支援（年齢・ターゲット）という観点での常設展示活用案計画 人権教育としての展示解説、対話型展示、情報システム計画
---------	---

展示基本計画

a) 常設展の考え方を示す	常設展示のミッションとねらい展示の基本的性格は何か（名誉回復と人権教育等） 展示テーマ（ゾーン） 展示のターゲットをどこに置くか、キャプション、グラフィック（言語の種類・難易度）
b) 展示計画を示す	各ゾーンの意図と目的　　各ゾーンの主な展示内容 展示構成（展示概念図） 展示構成リスト（原案）（資料リスト原案、展示方法、デジタルも含めた展示機材等）

c) 展示空間計画	ゾーニング　展示導線計画（フリー導線、複数導線という考え方も）、完成イメージ
d) 運営演出計画	造形（ジオラマ、模型）、演出方法、映像演出、照明演出（照明計画）

展示実施計画

展示制作	（キャプション　展示機材制作も含む、調整、チェック等）
仮完成　　完成　　最終点検　微調整　完成　検査　納品	

国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報一式実施要領

1. 目的

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）に基づき、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発及び患者・元患者の名誉回復を図ること等を目的に設立された国立ハンセン病資料館の管理運営による普及啓発活動及びハンセン病問題に関するシンポジウム等の開催、啓発資料の作成・配布、ハンセン病問題に関する普及啓発事業（社会交流事業、地域啓発推進事業）、ハンセン病対策促進事業等の事業を通じ、広く国民に対してハンセン病に関する知識の普及啓発を行い、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めることを目的とする。ハンセン病対策の充実を図ることを目的とする。

2. 事業内容及び実施方法

(1) 国立ハンセン病資料館の管理運営

国立ハンセン病資料館の概要及び管理運営業務は、以下のとおりとする。

【国立ハンセン病資料館の概要】

・名 称

国立ハンセン病資料館（英文名称:National Hansen's Disease Museum）

重監房資料館（英文名称:JYU-KANBO National Museum of Detention for Hansen's Disease Patients）

・所 在 地

国立ハンセン病資料館：東京都東村山市青葉町4-1-13

重監房資料館：群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根464-1533

・設置根拠

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条に基づき、国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため国立のハンセン病資料館を設置するものとする。

・国立ハンセン病資料館の目的

「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文及び第11条（名誉の回復等）、

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条（名誉の回復及び死没者の追悼）に基づき、国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者及びその家族の名誉回復を図ることを目的として、次の理念を持って管理・運営を行うこと。

【国立ハンセン病資料館の理念】

ア 国立ハンセン病資料館の理念は、次のとおりとする。

(ア) 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病に関する知識の普及や理解の促進に努めます。

(イ) 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる偏見や差別、排除の解消に努めます。

(ウ) 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病に対する、古代以来の長年にわたる偏見・差別、とりわけ誤った隔離政策の歴史に学び、苦難や被害を被った人々との体験と、これらに立ち向かった姿を示します。

- (エ) 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々の名誉回復を目指し、人権尊重の精神を養うことに努めます。
- (オ) 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々と社会との共生の実現に努めます。

イ 求められる国立ハンセン病資料館像

- (ア) 普及啓発・情報発信の拠点

ハンセン病に関するあらゆる情報を受信・集積するとともに、各療養所等と連携を図りながら、ハンセン病に関する医学的知識、治療の歴史、患者・元患者に対する偏見・差別の歴史、その苦難の体験についての情報を社会に発信し、来館者が人権等の問題について考える場を提供する。

- (イ) 交流の拠点

国立ハンセン病資料館において語り部や元患者との交流を促進する。

ウ 国立ハンセン病資料館の開館時間等

国立ハンセン病資料館の開館時間、休館日及び入館料は以下のとおりとするが、特別展示等で開館時間又は休館日の変更が必要な場合は厚生労働省担当部署と協議し、変更するものとする。

・資料館

開館時間 火曜日から日曜日まで 9：30～16：30（入館は16：00まで）

休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始、国民の祝日の翌日、館内整理日

入館料 無料

・重監房資料館

【令和8年4月1日から6月30日まで】

フルオープン期間（令和8年4月26日から6月30日まで）

開館時間 水曜日から日曜日まで 9：30～16：00（入館は15：30まで）

休館日 每週月・火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始、国民の祝日の翌日、館内整理日

個人・団体・学校予約優先期間（令和8年4月1日から4月25日まで）

開館時間 月曜日から金曜日まで 10：00～16：00（入館は15：30まで）

休館日 每週土・日曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始、国民の祝日の翌日、館内整理日

入館料 無料

【令和8年7月1日から令和9年3月31日まで】

フルオープン期間（令和8年7月1日から11月14日まで）

開館時間 水曜日から日曜日まで 9：30～16：00（入館は15：30まで）

休館日 每週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始、国民の祝日の翌日、館内整理日

個人・団体・学校予約優先期間（令和8年11月15日から令和9年3月31日まで）

開館時間 月曜日から金曜日まで 10：00～16：00（入館は15：30まで）

休館日 每週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始、国民の祝日の翌日、館内整理日

入館料 無料

【管理運営業務】

国立ハンセン病資料館の管理運営業務については、以下のとおり実施することとする。

ア 次の「国立ハンセン病資料館の7つの機能」分類に基づき、各機能を実現するための業務を実施すること。（各機能の詳細は別添1のとおり）

「国立ハンセン病資料館の7つの機能」分類

- (ア) 教育啓発機能 (イ) 展示機能 (ウ) 収集保存機能 (エ) 調査研究機能
- (オ) 情報センター機能 (カ) 管理サービス機能 (キ) 企画調整機能

イ 業務を実施する上で必要な組織体制として、館長、副館長、事務局長その他必要な体制を整備するものとする。組織体制の整備及び要員配置については、従来の実施状況を参考に、企画書において創意工夫の上、具体的に提案するものとする。なお、この際、各国立ハンセン病療養所の社会交流館に学芸員を派遣し、これらの館の運営に協力するとともに、重監房資料館の管理運営に必要な学芸員及び事務職員を配置すること。

ウ 館長、副館長、事務局長及び資料館の展示、普及啓発に関する責任者の任免に当たり、あらかじめ厚生労働省健康・生活衛生局長に協議すること。

エ 業務を実施するに当たっては、厚生労働省が承認した事業計画に基づき実施すること。

なお、運営に当たっては、運営委員会を設置するものとし、厚生労働省担当部署と密接に連絡を取りながら実施すること。

（運営委員会の詳細は別添2のとおり）

オ 各機能の目的を実現するため、従来の実施状況を参考に、企画書において創意工夫の上、より具体的に業務内容を提案すること。なお、この際、資料館と重監房資料館とを区分して提案すること。

カ 管理・運営業務の引継ぎに関して以下の業務を行うこと。

- (ア) 前年度末日までに前年度本件業務受託者から、業務の引継ぎを受ける。
- (イ) 当該年度末の本件業務契約期間終了までに、翌年度の本件業務受託者に業務の引継ぎを行う。
- (ウ) 通常整備する業務マニュアル・規程類に加え、業務引継ぎに必要な業務引継マニュアルを作成する。

（2）資料館常設展示の改善

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会最終報告書や同検討会ワーキンググループの検討内容等に基づき、展示物の内容や展示順序等の大幅な見直しを行う。

- (ア) 展示エリアのゾーニング・展示の記載内容・展示物の入れ替えなどの案を作成する。
- (イ) (ア)で作成した展示の見直し案・見直し内容の趣旨や進め方等について、厚生労働省・当事者・有識者等との協議を行う。
- (ウ) (ア)及び(イ)の議論・調整等を踏まえ、必要に応じて展示業者等との調整を行い、展示入れ替えを実施する。

（3）シンポジウム等の開催

ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発のために以下の事業を実施するものとする。

- ・ 厚生労働省、国立ハンセン病療養所、全国ハンセン病療養所入所者協議会等が実施するハ

- ンセン病に関するシンポジウム等の主催、共催としての開催（1回以上）
・ 医療従事者等を対象とした公開講座（10日間程度）の開催（1回以上）

（4）啓発資料の作成

ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発のために、ハンセン病に関するポスター、パンフレット、療養体験集等の啓発資料を2種類以上作成するとともに、都道府県や教育機関等の関係機関に対して配布するものとする。

（5）ハンセン病問題に関する普及啓発事業の実施

①社会交流事業の実施

地域住民との交流の機会が少なくなっているハンセン病療養所（以下「療養所」という。）入所者が、療養所周辺等の地域住民等と交流を深めることによって、一般社会のハンセン病問題に対する偏見を払拭するために、各療養所及び入所者自治会（以下「自治会等」という。）が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に對して助成を行う。

ア 対象事業及び助成対象者

助成対象と事業は自治会等が行う花見、盆踊り、文化祭などの催し物及び入所者が行っている各サークル活動等であって必ず入所者以外の地域住民等が参加できるものとする。なお、入所者が療養所の外に出て行う活動に要する経費についても、本事業の対象とするが、いずれもその主催者は自治会等及び全国ハンセン病療養所入所者協議会のいずれかであるものとする。

イ 実施方法等

本事業を遂行するに当たっては、「社会交流事業助成要綱」を作成し、自治会等に対して周知する。

ウ 帳簿書類

社会交流事業費支出に当たり、次の帳簿等を備え付け、常にその内容等事業の実施状況を明らかにしておかなければならない。また、実施状況及び帳簿書類等については、厚生労働省の求めに応じ、報告・提出すること。

（帳簿書類等）

- ・社会交流事業実施一覧表（別紙様式第1号）
- ・社会交流事業実施報告書（別紙様式第2号）

②地域啓発推進事業

ハンセン病問題に対する偏見・差別は地域により異なる。そこで、地域の事情に応じた効果的な啓発を推進するため、各療養所等に「地域啓発推進員」を置き、地域の特性等をいかした講演や啓発資料等による啓発活動を行う。「地域啓発推進員」が講演を行う場合は、「地域啓発推進員」の旅費・謝金についても本事業の対象とする。

なお、「地域啓発推進員」は、入所者等の当事者でハンセン病問題対策に十分な経験を有するか、ハンセン病問題に対して深い理解を有する者であること。

（6）ハンセン病対策促進事業の実施

①選定・評価委員会の設置

支援事業の選定及び評価について意見を求めるために、当事者、有識者等で構成される選定・評価委員会を設置するものとする。

②支援事業の選定

地方公共団体に対してハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や元患者等の福祉の増進等に資する新たな取組を公募し、応募のあった事業の中から、予算の範囲内において支援事業を選定し、当該結果を応募者に通知するものとする。

なお、支援事業の選定に当たっては、選定・評価委員会の意見を求めるものとする。

③支援方法

支援事業の実施者と調整の上、支援事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

④支援事業の実施成果の評価

支援事業の実施者から実施状況等を聴取し、選定・評価委員会において評価を求めるものとする。

⑤事例集の作成・周知

支援事業の概要、実施状況及びその評価を取りまとめるとともに、厚生労働省と協議の上、地方公共団体等に周知を図るものとする。

※ 実施要領中の「国立ハンセン病資料館」に関する表記については、次のとおり。

「資料館」・・・ 東京都東村山市に所在する国立ハンセン病資料館をいう。

「重監房資料館」・・・ 群馬県吾妻郡草津町に所在する重監房資料館をいう。

「国立ハンセン病資料館」・・・ 「資料館」及び「重監房資料館」の総称。

ア. 教育啓発機能関連業務

目的：資料の収集保存、調査研究活動等によって得られた成果を、教育啓発を通じて一般に示し、ハンセン病に関する理解促進及び偏見・差別・排除の解消を目指す。

業務内容：

- (ア) 行催事の実施（準備、厚生労働省との打合せ及び結果の取りまとめを含む。）
 - a. 講座（少人数向け）
 - b. 講演会・シンポジウム（大人数向け）
 - c. ワークショップ（体験講座）
 - d. 見学会・交流会
 - e. その他イベント
- (イ) 学習支援活動（講師派遣、移動展示、移動博物館、教材貸出し等）の実施
- (ウ) 学校教育との連携（教職員への対応、共同授業、講師派遣、教材・移動展示キット作成・貸出し等）
- (エ) ボランティア（展示解説、語り部、資料整理、館の管理運営活動に関する作業等）の導入
- (オ) その他教育啓発に関する事柄

イ. 展示機能関連業務

目的：資料の収集保存、調査研究活動等によって得られた成果を、展示を通じて公開し、ハンセン病に関する理解促進及び偏見・差別・排除の解消を目指す。

業務内容：

- (ア) 常設展示
 - 展示機能の主要な部分を占めるものとして、ハンセン病に関する基礎的・総合的な展示を行うとともに、資料館の過去の活動の成果や、ハンセン病を取り巻く現状や変化を踏まえたものとすること。
- (イ) 常設展示の更新
 - 常設展示の定期的な変更を行い、展示が固定的にならないようにすること。
 - a. ハンセン病に関する調査研究の進展に応じて最新の情報を提供し、ハンセン病にまつわる事柄を誤りなく伝える。
 - b. 一定期間ごとにテーマや角度を変えて展示し、展示の訴求力や新鮮味を維持する。
 - c. 確認された新しい情報を常に提供することで、ハンセン病を取り巻く状態を誤りなく伝える。
 - d. 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会最終報告書や同検討会ワーキンググループの検討内容等に基づき、展示物の内容や展示順序等の大幅な見直しを行う。
- (ウ) 展示解説の実施
 - さまざまな世代、立場の人々がより展示を理解できるよう、展示を補完し、学習効果を高める展示解説を実施すること。展示解説の手法例は、以下のとおりとする。
 - a. オリエンテーション
 - b. ミュージアムツアー
 - c. 解説シート、ワークシート
 - d. 音声解説装置（保守・修正及び多か国語対応を含む。）
 - e. その他
- (エ) 企画展示
 - 国立ハンセン病資料館及び関係機関における調査研究等の成果を公開するほか、常設展示の発展的展示を行うこと。常に新しい情報を展示し、何度も足を運べる施設作りを目指す。

- a . 国立ハンセン病資料館の自主企画による企画展示
 - (a) 国立ハンセン病資料館の理念、展示テーマに基づき、常設展示とは異なる視点から構成する展示
 - (b) 常設展示の内容を更に掘り下げて構成する展示
 - (c) 新着資料を公開する展示
- b . 他機関との連携による企画展示
 - (a) ハンセン病関連機関との共同で企画開催する。(例:国立・私立ハンセン病療養所、ハンセン病関連資料館、国立感染症研究所ハンセン病研究センター等)
 - (b) 国内外の博物館が企画したハンセン病に関する企画展・巡回展を誘致する。
- c . 関連機関やその他団体への施設貸出し(貸館)による企画展示
 - (a) 国立ハンセン病資料館の理念に合致する機関に展示スペースを貸し出す(貸出しの対象となる機関については、活動趣旨、利用用途等の基準を設ける)。
 - (b) 地域の機関によるハンセン病学習の発表に場としての活用を図る。
 - (c) 施設貸出しのほか、共催による企画展の開催も検討する。

ウ. 収集保存機能関連業務

目的 : 資料の散逸を防ぎ、適切な形で後世に継承するため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する資料を収集、保存する。

なお、以下の業務を実施するに当たり、必要に応じて学芸員をハンセン病療養所等へ派遣することとする。

事業内容 :

(ア) 収集

国立・私立ハンセン病療養所及び海外の関連施設と連携しつつ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する資料や情報の収集を行うこと。

収集した資料は、①常設展示の資料入替え又は更新、②企画展示、③調査研究、教育啓発活動等の展示以外の事業に活用すること。

収集の対象は、以下のとおり。

- a . 疾病としてのハンセン病を理解する上で必要となる資料
- b . 国内外におけるハンセン病政策やハンセン病を取り巻く社会状況を理解する上で必要となる資料
- c . ハンセン病患者・元患者が受けた悲惨な体験を理解する上で必要となる資料
- d . ハンセン病を取り巻く状況に対する理解を促進すると考えられる資料
- e . その他ハンセン病にまつわるあらゆる資料

(イ) 分類整理

収集された資料について、適切な形で後世に伝え、有効活用するため、いつ、どこで、だれが、製造(収集)したかや来歴情報を付すとともに、適切な分類整理を行うこと。

(ウ) 保存・収蔵

収集された資料について、以下の措置を施すこと。

- a . 資料の材質に応じて適切な保存環境の整備、害虫の発生防止等、劣化を防ぐために必要な保存処置、修復処置等を施すこと。
- b . 保存科学の研究成果に準じた、資料の保存環境を整備すること。
- c . 将来にわたって資料情報を継承するため、写真資料やビデオ・16mmフィルムのデジタル化を行うこと。
- d . その他適切な資料の保存措置を実施すること。

エ. 調査研究機能関連業務

目的:ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関するさまざまな調査研究を継続的に行い、

教育啓発、展示活動等、資料館活動に資する。

業務内容：

(ア) ハンセン病に関する調査研究

- a . 国内外におけるハンセン病及び患者の歴史に関する調査研究
- b . 国内外におけるハンセン病関連の施策の変遷に関する調査研究
- c . ハンセン病患者・元患者が受けた偏見・差別に関する調査研究（証言による収集）
- d . ハンセン病患者・元患者を取り巻く国内外の現状に関する調査研究
- e . 国内療養所の動向及び自治会活動に関する調査研究
- f . 国内外におけるハンセン病関連資料の所在及び状態に関する調査研究

(イ) 博物館活動全般に関する調査研究

- a . 展示活動及び教育啓発活動に関する調査研究
- b . 収集保存活動に関する調査研究

(ウ) 調査研究の公開

- a . 紀要等研究誌の発行
- b . 資料館ホームページの運営
- c . 研究会、シンポジウムの開催
- d . 企画展示の開催
- e . 雑誌、研究誌、学会等への発表

(エ) ハンセン病関係機関との連携・交流（共同研究等）

(オ) ハンセン病研究者の支援

(カ) その他ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関わるさまざまな調査研究

オ. 情報センター機能関連業務

目的：ハンセン病に関する情報の受発信及び集積を行うとともに、全国の関連機関との連携を図る。

業務内容：

(ア) 情報提供・検索システム関連業務

- a . 情報提供・検索システムの運用、管理
- b . 情報提供・検索システムコンテンツの拡充
- c . 情報提供・検索システム保守管理業者との連絡調整
- d . 情報提供・検索システム等への収集情報の入力

(イ) 印刷物（出版物）による情報提供

- a . 資料館だより：資料館の機関誌「資料館だより」を年に4回制作・発行する。
- b . 国立ハンセン病資料館年報：前年度1年間の事業をまとめた年報を発行する。
- c . 研究紀要：資料館活動の発展に資するため、催事スケジュール、利用案内、解説シート等を作成する。

(ウ) 図書室（資料閲覧室）における情報提供及びレファレンス

(エ) 国立ハンセン病資料館ホームページ、電子メール等を通じた情報の受発信

(オ) 情報システムのネットワーク化（国内資料館、海外資料館等との連携）

(カ) その他ハンセン病に関する情報の受発信及び集積に必要なこと

カ. 管理・サービス機能関連業務

目的：円滑な運営を行うとともに、利用者の利便性を図る活動を実施する。

業務内容：

(ア) 管理・運営

国立ハンセン病資料館の活動が円滑になされるよう、また、効率的かつ利用者満足度の高い施設運営を行っていくこと。

- a . 法務、契約管理
- b . 業務マニュアル、規程類、様式類の改訂、整備
- c . 人事、労務、委託業務管理
- d . 施設管理（展示室、収蔵庫を含む国立ハンセン病資料館建物、敷地等）
- e . 警備
- f . 保険
- g . 予算編成・会計等

(イ) サービス活動

国立ハンセン病資料館を訪れる来館者が、快適にすごすことができるようすること。

- a . インフォメーション
- b . 資料頒布サービス
- c . 休憩スペース
- d . 貸しスペース事業

(ウ) 属性別対応

来館者それぞれの年齢、属性、利用形態に応じたきめの細かい対応を行うこと。

- a . 高齢者、体の不自由な方への対応
- b . 児童・生徒への対応
- c . 課外の方への対応
- d . 団体来館者への対応
- e . 規制事項

(エ) 交流活動

ハンセン病への理解及び国立ハンセン病資料館活動への親しみ及び理解を深めてもらうため、他の事業との連携を図りながら、次の交流活動を積極的に行うこと。

- a . 元患者との交流
- b . 地域活動、他の文化活動との連携
- c . 協力支援組織の導入・育成

キ. 企画調整機能関連業務

目的：国立ハンセン病資料館内の各活動を円滑に行うための連絡調整や、全国の関連機関との連携促進、資料館の存在・その他の意義を広く認知させるための活動を行う。

業務内容：

(ア) 連絡調整

- a . 国立ハンセン病資料館活動の総合的な調整
- b . 展示更新等の中長期的計画の立案
- c . 関係機関との連携に関する企画・調整
- d . 連絡・調整を行う部署を組織内に設け、担当人員を確保

(イ) 広報・宣伝活動

- a . 印刷物の発行（ポスター、パンフレット、行催事案内、広報誌、ちらし等）
- b . 他の施設・機関の媒体の活用（国、地方公共団体、公共施設、ハンセン病関連施設・機関の広報等）
- c . マスコミ媒体への働きかけ（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、タウン誌等ミニコミ誌等）
- d . 国立ハンセン病資料館ホームページの運営
- e . メーリングリストの運営

なお、上記の業務を行うに当たっては、運営委員会での議論を踏まえ、厚生労働省担当部署との連絡を取り実施するものとする。実施が困難なもの等については、あらかじめ厚生労働省担当部署に連絡するものとする。

資料館運営委員会について

- 1 国立ハンセン病資料館に、「国立ハンセン病資料館運営委員会」及び「重監房資料館運営委員会」（以下「資料館運営委員会」という。）を設置する。
- 2 資料館運営委員会は、厚生労働省が承認した事業計画に基づき、日々の事業の実施に当たって必要となる次の事項を検討し、方針を決定する。

なお、事業計画の承認に当たっては、厚生労働省が設置するハンセン病資料館等運営企画検討会の検討結果を踏まえるものとする。

 - (1) 国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営方針、事業計画、学術事項等に関する重要事項
 - (2) 国立ハンセン病資料館及び重監房資料館が共同して行う事業に関する事項
- 3 2に掲げるほか、資料館運営委員会は、翌年度の事業計画（案）について、意見を述べることができる。
- 4 資料館運営委員会の委員の委嘱及び解嘱は、国立ハンセン病資料館館長（以下「資料館館長」という。）が行う。なお、委員を委嘱又は解嘱しようとする場合は、あらかじめ厚生労働省健康・生活衛生局長に協議するものとする。
- 5 国立ハンセン病資料館運営委員会の委員は、資料館館長、語り部、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会の代表者、同全国弁護団連絡会の代表者、全国ハンセン病療養所入所者協議会の代表者、元患者家族の代表者、学校教育関係者、資料館事務局長、資料館事業部長、厚生労働省担当者等で構成し、その人数は10～15人程度とする。

なお、資料館事務局長、資料館事業部長等を国立ハンセン病資料館事務局とする。

また、説明、参考とするため必要がある場合は、委員以外の者を参加させることができる。
- 6 国立ハンセン病資料館運営委員会の委員長は、資料館館長が務める。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員若しくは副館長がその職務を行う。
- 7 国立ハンセン病資料館運営委員会は、委員長が招集するものとし、原則として毎月1回開催する。必要があると認めるときは、臨時に招集することができる。
- 8 重監房資料館運営委員会の委員は、栗生楽泉園入所者自治会の代表者、栗生楽泉園とまちの明日を創る会の代表者、群馬県の代表者、草津町の代表者、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会の代表者、群馬県弁護士会の代表者、重監房資料館部長、重監房に関する有識者等で構成し、その人数は10～15人程度とする。

また、説明、参考とするため必要がある場合は、委員以外の者を参加させることができる。

9 重監房資料館運営委員会の委員長は、栗生楽泉園とまちの明日を創る会会長が務める。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

10 重監房資料館運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

11 資料館運営委員会の事務は、国立ハンセン病資料館事務局が行う。

令和 年度 半期 社会交流事業実施一覧表

团体名

別紙様式第2号

令和 年度 ○ 半期

社会交流事業実施報告書

主催者（自治会等）の名称					
行事等の事業の名称					
事業（行事等）の内容					
事業を実施した年月日					
参加した人数 (多数の場合 は概数を記 載)	入 所 者	見込み		実 績	
	入所者以外	見込み		実 績	
事業に要した費用 (単位：千円)	総額： 千円 (うち、 からの助成金 千円)				
社会交流事業の結果について上記のとおり報告いたします。 令和 年 月 日					
実施団体名 代 表 者					
殿					

別紙様式 第2号の2

(事業名称) 収支内訳表

団体名 _____

(収入)

区分	金額(千円)	備考
自治会予算		
寄付 (礼) 金		
	一般	
その他の収入		
助成申請額		
合計	0	

(支出)

区分	金額(千円)	備考
謝礼金		
賞品代		
弁当代		
諸経費		
看板代		
その他の		
合計	0	

- ※ 事業名称は、例：夏祭り・盆踊り・文化祭 等を記入してください。
- ※ 自治会予算は、自治会負担分を記入してください。
- ※ 備考に内訳を書くか、「別紙」として書類を添付してください。
- ※ 支出の領収書は、必ず添付してください。
- ※ 金額は、千円未満は切り捨ててください。